上岩田工業団地造成事業関係
埋蔵文化財調査報告書 —(1)—

上岩田遺跡調査概報

小郡市文化財調査報告書 第142集

2000

小郡市教育委員会

上岩田工業団地造成事業関係
埋蔵文化財調査報告書 －(1)－

上岩田遺跡調査概報

小郡市文化財調査報告書　第142集

2000

小郡市教育委員会



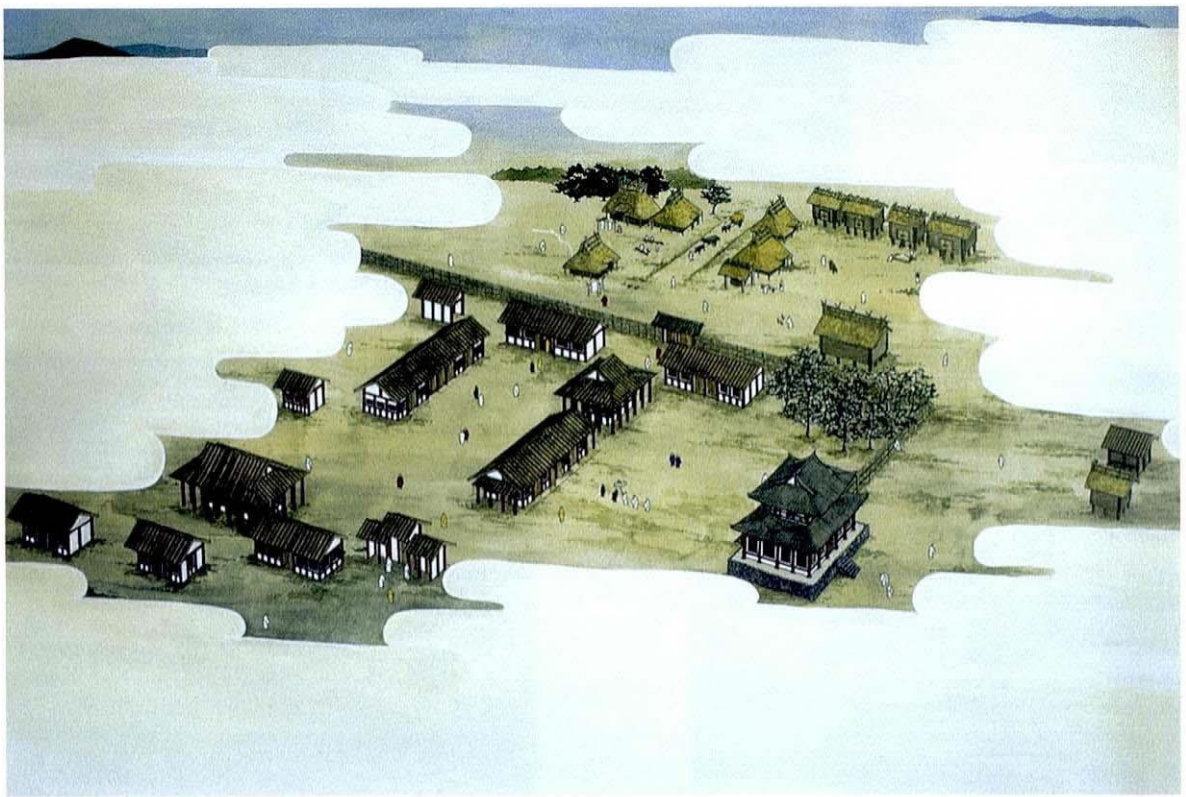
上岩田遺跡全景（1995年調査開始当初、南から）



大刀洗町下高橋官衙遺跡上空から北西を望む



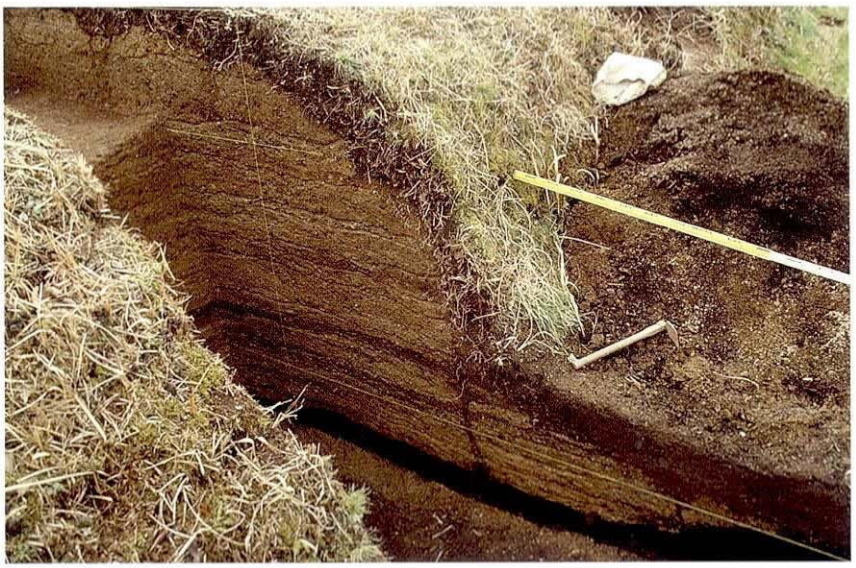
基　壇　周　辺（真上から）



基壇周辺計画図復原想定案（南西から）



基壇表土除去後（北から）



基壇土層断面（縦に入るのが地割れ痕）



基壇上面地割れ状況



基壇南東コーナー部地割れ痕



瓦　　類（一部）



鬼 板 瓦 出 土 状 況



墨書・刻書土器類（一部）



硯　　類（一部）



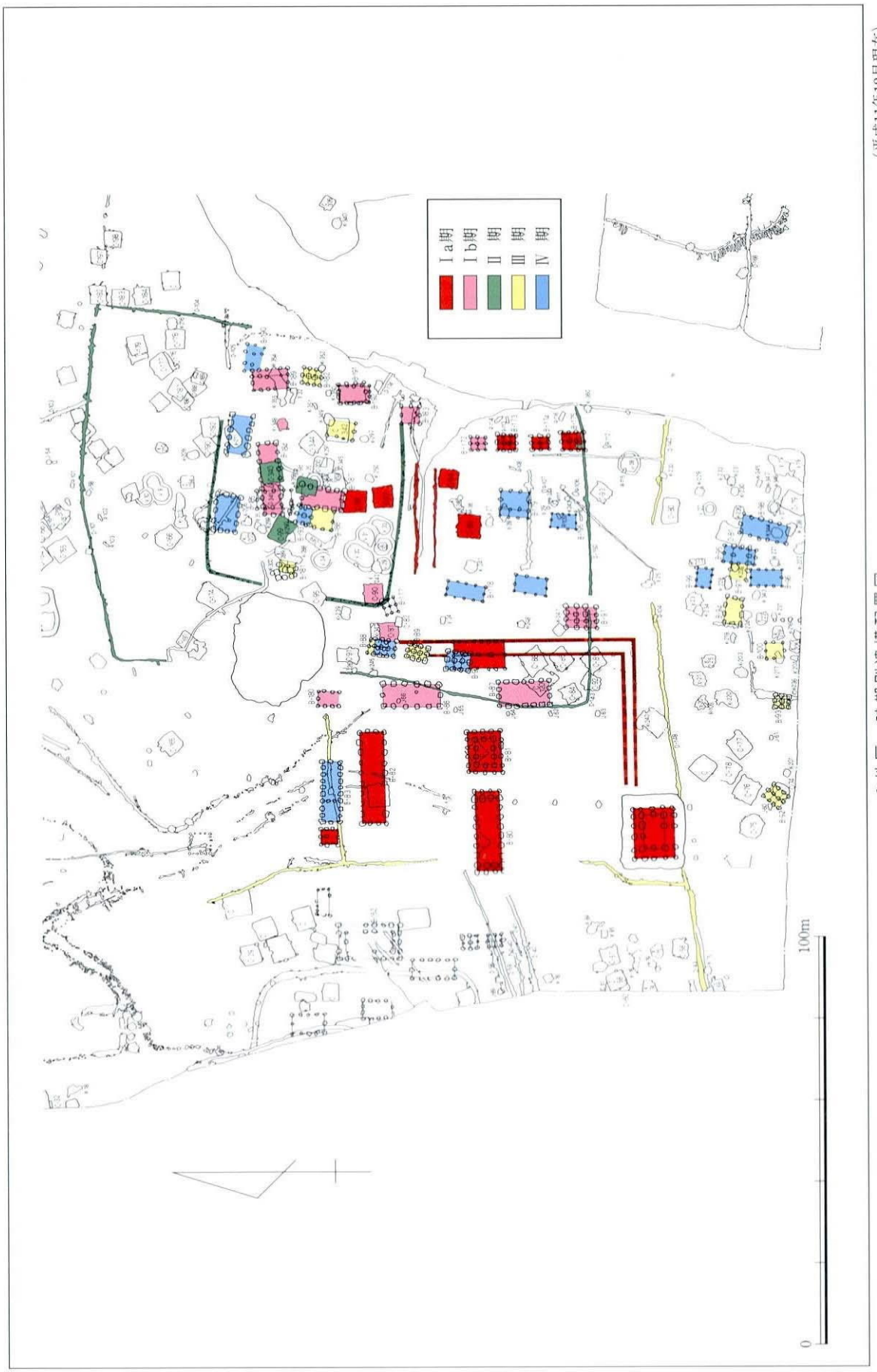
土　　馬（一部）



緑釉陶器類



銙　帯



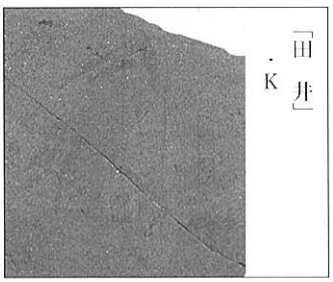
G地区　時期別遺構配置図

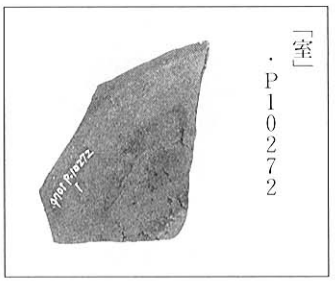
（平成11年12月現在）

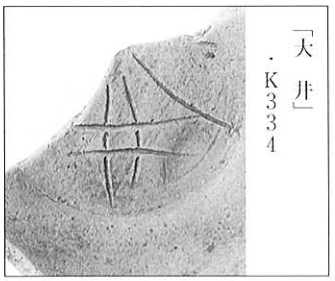
上岩田遺跡　出土墨書・刻書土器①（一部）

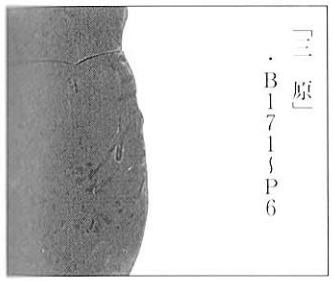
◎は赤外線撮影

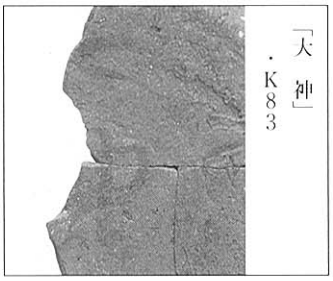

「筑後國」・K355

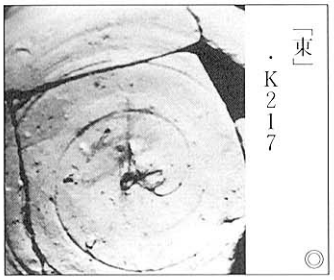

「田井」・K

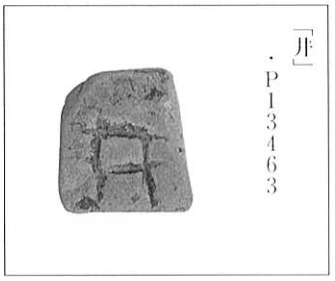

「室」・P10272

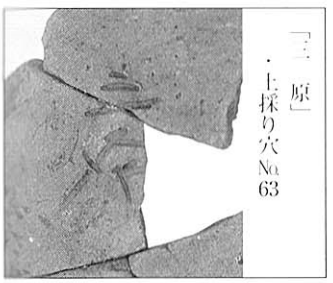

「大井」・K334

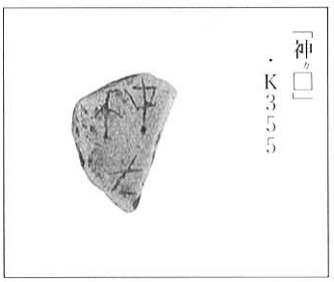

「三原」・B171～P6

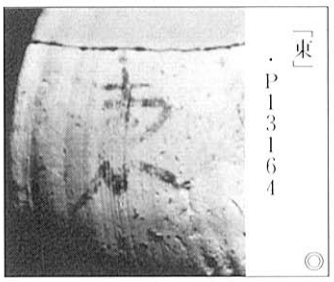

「大神」・K83

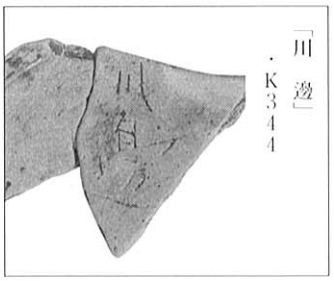

「東」・K217 ◎

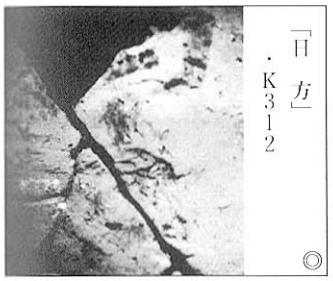

「井」・P13463

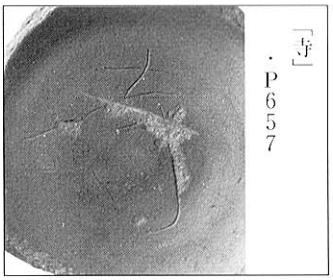

「三原」・上採り穴No.63

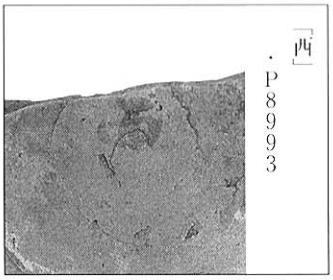

「神カ□」・K355

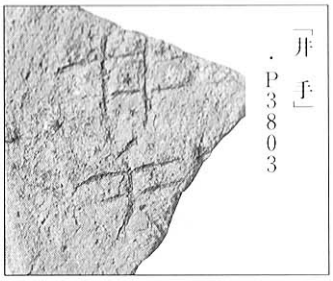

「東」・P13164 ◎

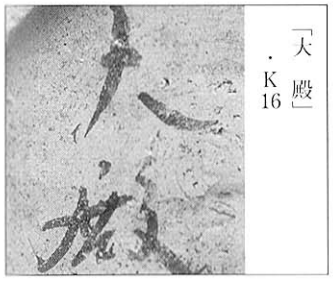

「川邊」・K344

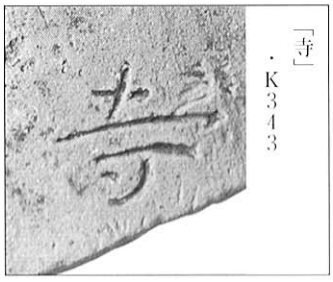

「日方」・K312 ◎


「寺」・P657

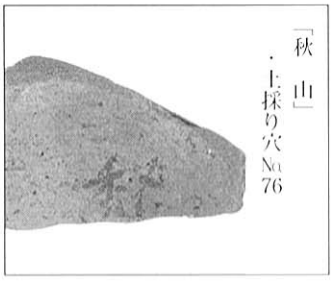

「西」・P8993

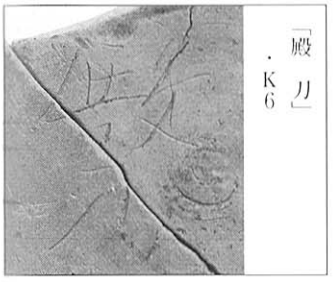

「井手」・P3803

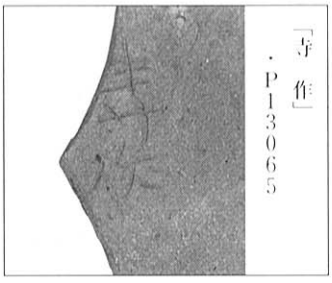

「大殿」・K16


「寺」・K343

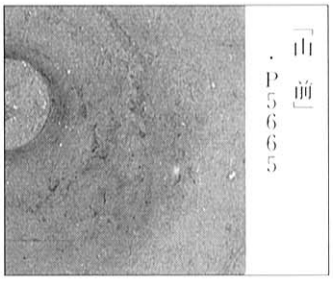

「大井」・K334


「秋山」・上採り穴No.76

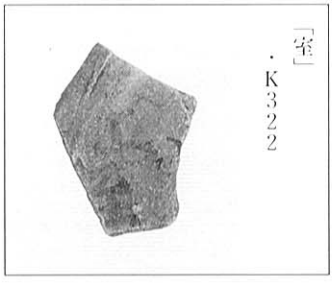

「殿刀」・K6


「寺作」・P13065

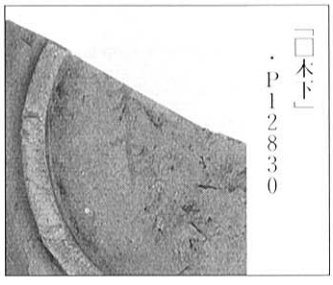

「大井」・K334


「山前」・P5665


「田帳」・P7377

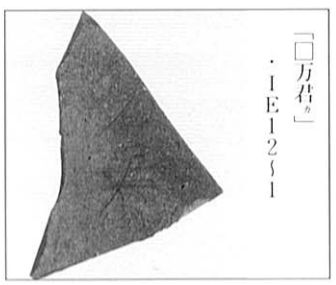

「室」・K322

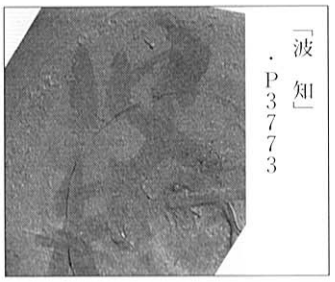

「大井」・K334

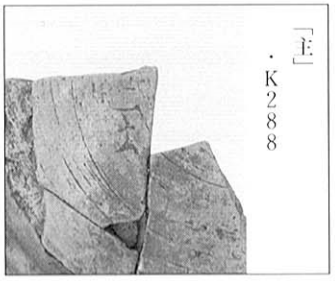

「□木下」・P12830

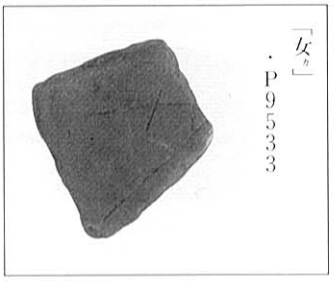
上岩田遺跡　出土墨書・刻書土器②（一部）

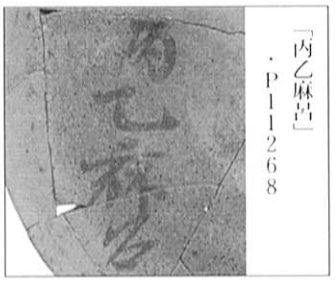
◎は赤外線撮影

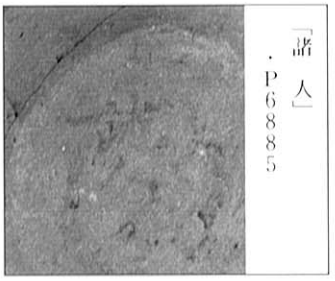

「□万君カ」
・IE12~1


「波　知」
・P3773

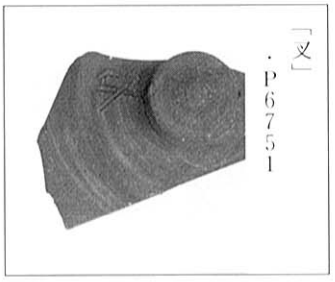

「主」
・K288

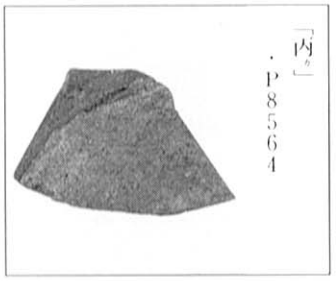

「女カ」
・P9533

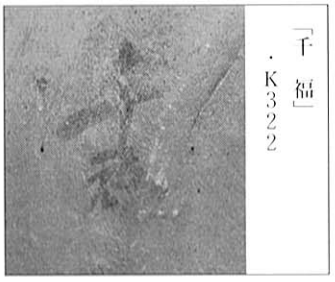

「丙乙麻呂」
・P11268

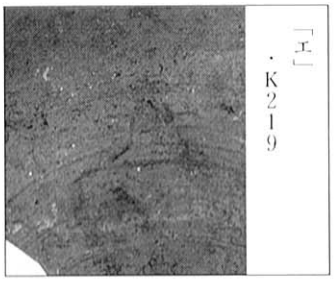

「諸　人」
・P6885


「丁カ」
・K250

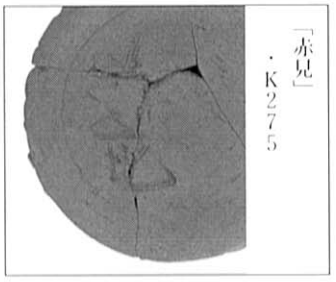

「又」
・P6751

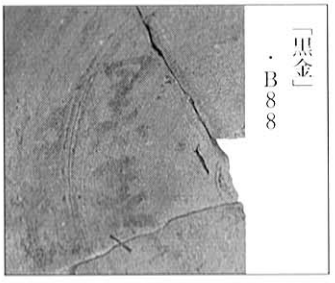

「内カ」
・P8564


「千　福」
・K322

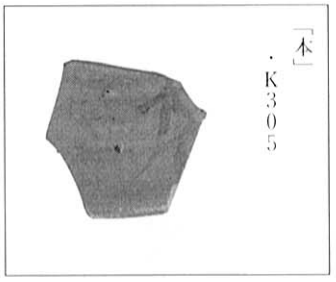

「工」
・K219

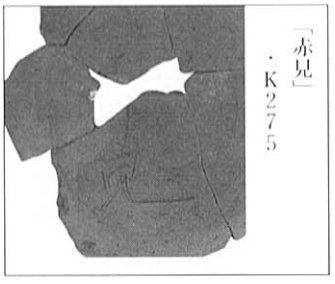

「久」
・K6

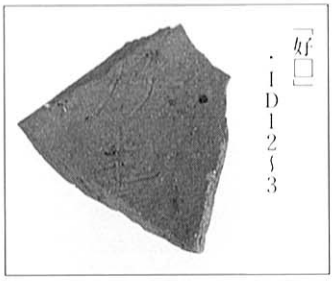

「赤見」
・K275

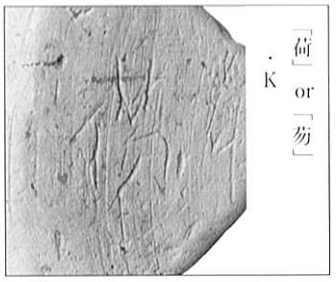

「黒金」
・B88

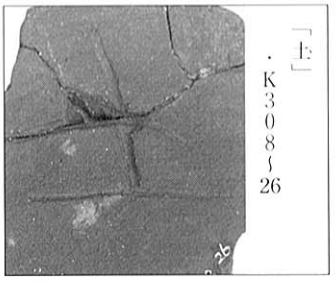

「酒」
・K331

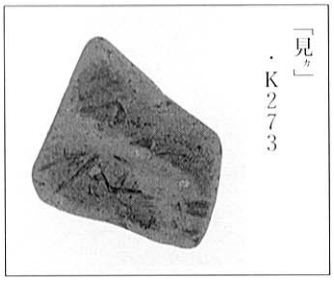

「本」
・K305

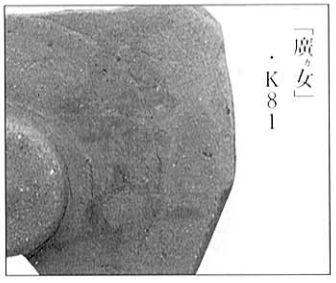

「赤見」
・K275

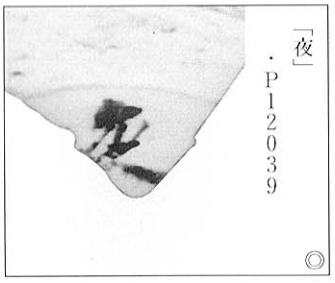

「好□」
・ID12~3


「荷」or「芳」
・K

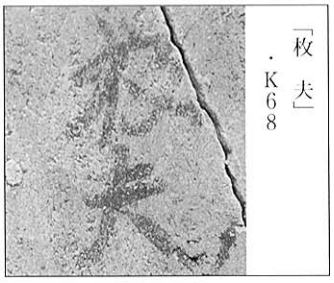

「上」
・K308~26

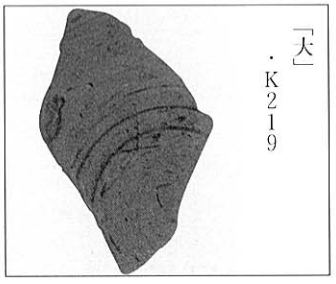

「見カ」
・K273

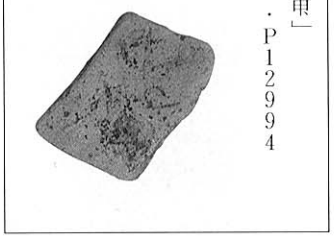

「廣ヵ女」
・K81

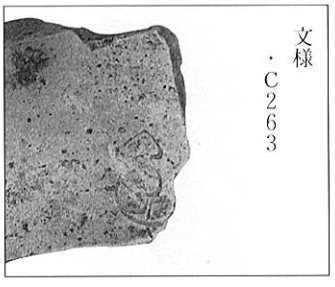

「夜」
・P12039
◎


「若カ」
・K355

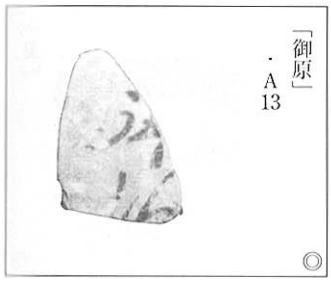

「枚　夫」
・K68

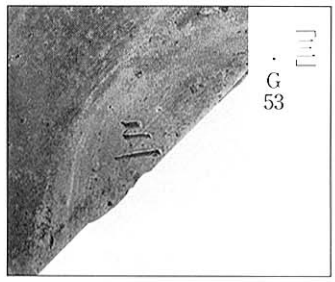

「大」
・K219

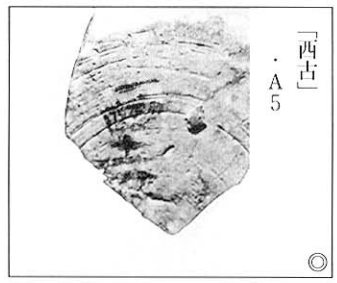

「申」
・P12994

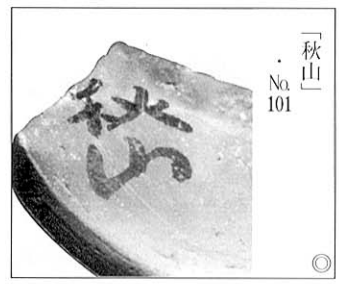

文様
・C263

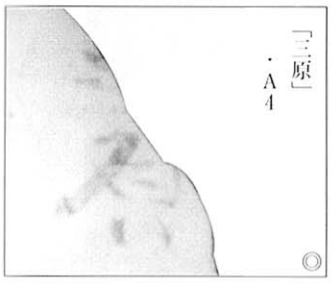
井上薬師堂遺跡　出土墨書・刻書土器①（一部）　（☆は報告済で未判読 ・は未報告資料）　◎は赤外線撮影

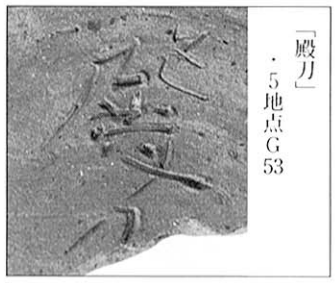

「御原」・A13 ◎

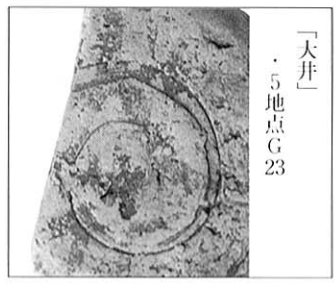

「三」・G53 ◎

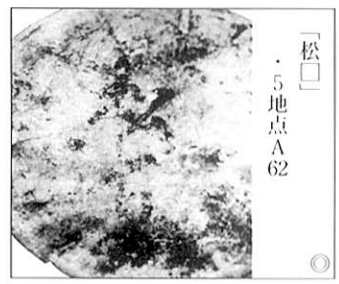

「西古」・A5 ◎

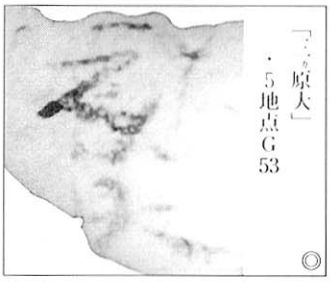

「秋山」・No.101 ◎

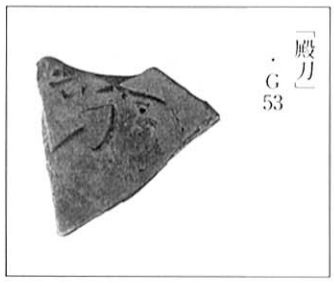

「三原」・A4 ◎

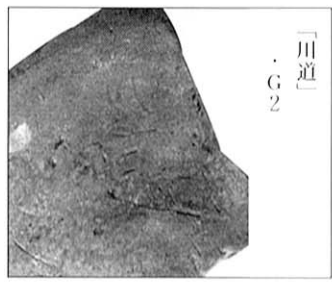

「殿刀」・5地点G53 ◎

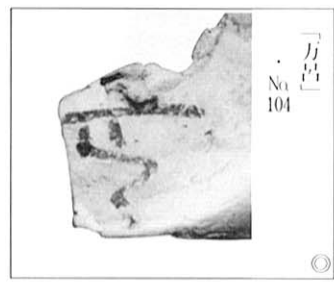

「大井」・5地点G23 ◎

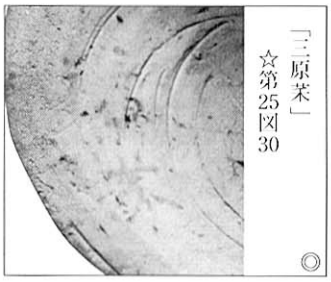

「松□」・5地点A62 ◎

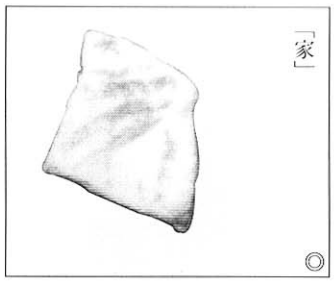

「□の原大」・5地点G53 ◎

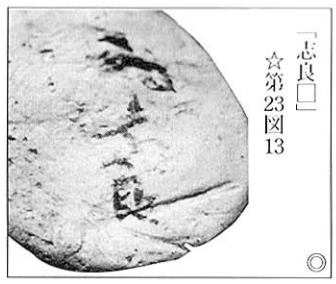

「殿刀」・G53 ◎

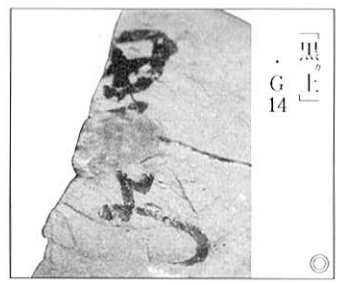

「川道」・G2 ◎


「万呂」・No.104 ◎

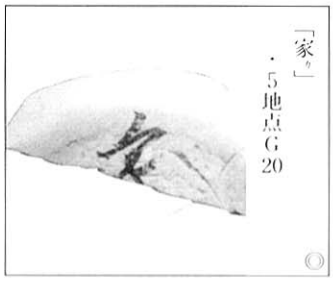

「三原茉」☆第25図30 ◎

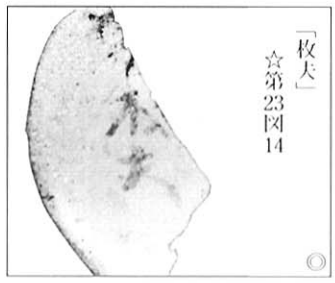

「家」 ◎


「志良□」☆第23図13 ◎

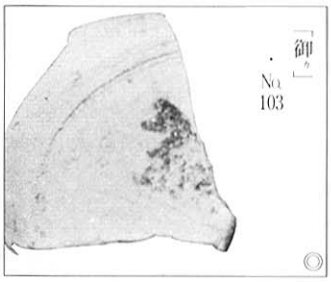

「黒ム上」・G14 ◎

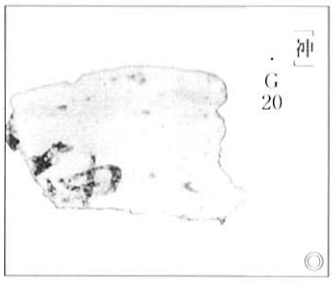

「御」・A25 ◎

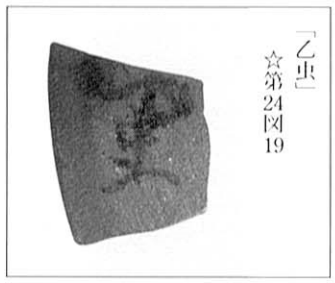

「家ム」・5地点G20 ◎

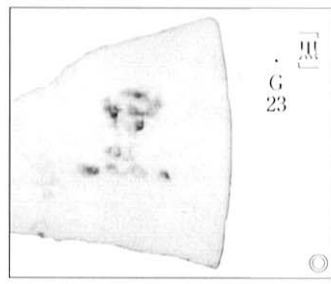

「枚夫」☆第23図14 ◎


「黒阿」☆第23図9 ◎

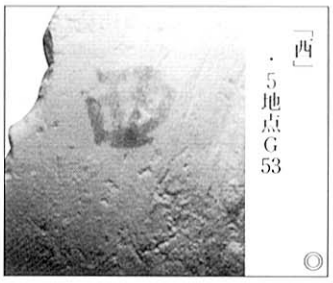

「御ム」・No.103 ◎

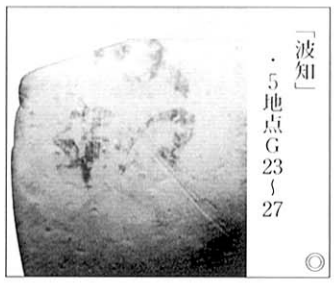

「神」・G20 ◎

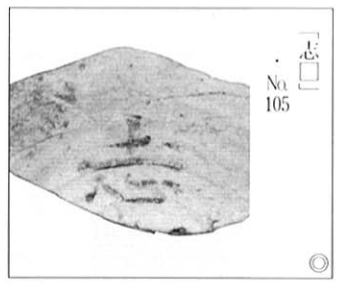

「乙虫」☆第24図19 ◎


「黒」・G23 ◎

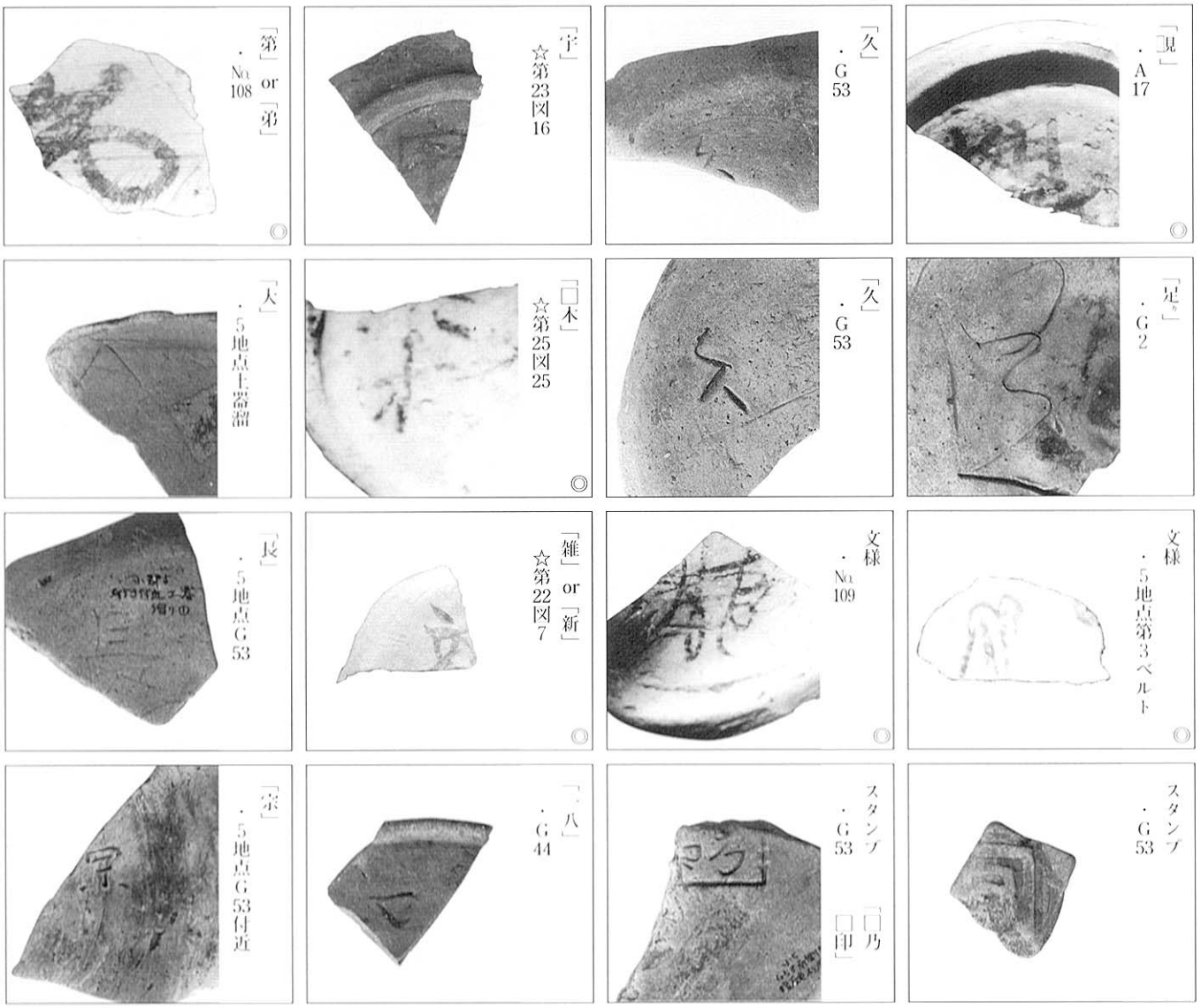

「□ヶ」☆第22図6 ◎


「西」・5地点G53 ◎


「波知」・5地点G23～27 ◎


「志□」・No.105 ◎

井上薬師堂遺跡　出土墨書・刻書土器②（一部）　（☆は報告済で未判読 ・は未報告資料）　◎は赤外線撮影



注１．ここに掲載した井上薬師堂遺跡出土遺物は、福岡県教育委員会所蔵のものである。
よって使用の際には、福岡県教育委員会の許可を必要とする。

注２．☆は既報告済資料
『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告－10－』
1987　福岡県教育委員会

注３．未報告資料とは、上記の報告書に掲載されなかった資料。

注４．今回ここに掲載した未報告資料は1999年10月時点で判明しているもので、今後増加する可能性有。

注５．文字の判読は平川南氏にお願いした。

注６．資料掲載許可は平成11年12月13日　福岡県教育委員会
11教文調第13号の12による。

※なお、今回上岩田遺跡及び井上薬師堂遺跡出土の墨書土器判読に際しての赤外線撮影機器の使用にあたっては、太宰府市教育委員会の協力を得た。

序

小郡市教育委員会では、小郡市土地開発公社の委託を受け、上岩田工業団地造成事業に先立つ発掘調査を平成７年９月から平成10年10月までの約３ヵ年を費やしておこなってまいりました。

この間の調査で、縄文・弥生・古墳・飛鳥・奈良・平安時代にかけての大規模な複合遺跡であることが判明しました。中でも特筆するものには、飛鳥時代の終わりから奈良時代にかけてのもので、最古段階の地方寺院とみられる基壇をもつ建物跡の存在や、大量の古瓦類の発見、さらに、基壇の北側に規格・計画的な配置をとる大型掘立柱建物群の存在もあわせて明らかになり、調査中より全国的に注目された遺跡となっています。

本書は、上岩田遺跡の概要をまとめた第１冊目の報告書です。

本書が学術研究はもとより、文化財への理解と認識を深める一助となり、広く活用されることを願います。

最後になりましたが発刊にあたりましては、多くの方々のご理解とご協力をいただき、心から深甚の謝意を表します。

平成12年３月31日

小郡市教育委員会

教育長　古田　豊

例　　言

1．本書は小郡市教育委員会が小郡市土地開発公社から委託されて発掘調査を実施した上岩田工業団地に先立つ事前の埋蔵文化財発掘調査についての第1冊目の概要報告書である。

2．遺構の個別実測は調査担当者及び調査補助員が主として作成し、坂田久子・中村智恵子・山口恵子・田中悠美子・安部雅子・熊本啓子諸氏の多大な助力を得た。それ以外の遺構及び地形の測量は㈱埋蔵文化財サポートシステム及びアジア航測㈱に委託した。

3．遺構の個別写真は調査担当者が主として撮影し、遺跡の全景写真は㈲空中写真企画に委託した。遺物写真の中で、墨書・刻書土器の一部は調査担当者が、その他は岡紀久夫氏による。

4．本書の遺構図及び全体図で使用する方位はすべて真北である。

5．付編については西南大学教授松田時彦氏、福岡大学教授小田富士雄氏、第一経済大学教授田中正日子氏、国立歴史民俗博物館教授平川南氏をはじめ、國學院大學大学院清武雄二氏、日本学術振興会特別研究員三上喜孝氏、関東学院大学講師田中史生氏の各氏に執筆していただいた。

6．井上薬師堂遺跡の未掲載資料と出土木簡訂正釈文の掲載については福岡県教育委員会、小郡市市史編纂委員会の多大なるご配慮を賜った。

7．本書の執筆は各調査地区担当者の協力のもと、中島達也・柏原孝俊が執筆及び編集を担当した。

目　　次

Ⅰ．はじめに …… 1
Ⅱ．位置と環境 …… 5
Ⅲ．遺跡の概要 …… 15
Ⅳ．遺物の概要 …… 29
Ⅴ．ま と め …… 33
Ⅵ．おわりに …… 38

＜付編＞
「上岩田遺跡の基壇の地割れと天武七年筑紫国地震」松田時彦 …… 41
「上岩田遺跡の構成と歴史的位置」小田富士雄 …… 43
「評制下の上岩田遺跡と筑紫大宰の支配をめぐって」田中正日子 …… 53
「井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討」平川南・清武雄二・三上喜孝・田中史生 … 76(1)

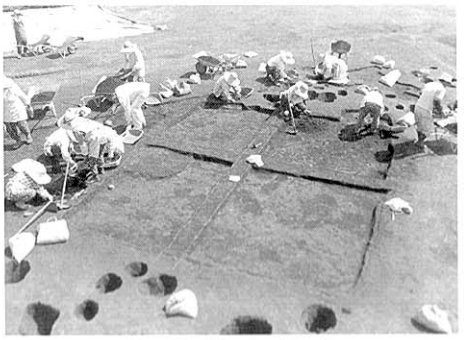
Ⅰ．はじめに

調査の経過　小郡市では、第３次小郡市総合振興計画（昭和63年）を端緒として、小郡市東部地域土地利用計画書（平成２年）が策定され、東部地区開発の概要が示された。上岩田工業団地もこうした東部開発事業の一環として計画されたものである。

平成６年２月には小郡市土地開発公社より造成予定地内の埋蔵文化財の有無についての照会がなされた。造成予定地内には既に古瓦出土地として発見されていた上岩田遺跡や、通称「平塚（ひらつか）」と呼ばれる方形の高まりの存在、北に接して井上薬師堂・薬師堂東遺跡が所在しているため、教育委員会では遺跡の広がりと内容を把握する目的で、平成６年２～５月に現地踏査及び地権者の了解を得ての部分的な試掘調査を併せて実施した。その結果16.6haの造成区域内のうち11ｈａに遺跡が広がることが予想された。この結果をもとに事業主体である小郡市土地開発公社と窓口となる市商工振興課と遺跡の取り扱いについて協議を重ねたが、最終的に計画は予定地の範囲で実行されることになった。この間、文化財調査指導委員会での指導・助言等を踏まえて、「平塚」を含めて周辺を緑地または公園用地に取り込み、最終的な保存区域の線引きについては発掘調査の進展によって再度協議をもつということで、ほぼ全域にわたって発掘調査を実施する運びとなった。


基壇周辺部試掘風景（南西から）


試　掘　風　景


発　掘　調　査　風　景


発　掘　調　査　風　景

調査は造成工事等の兼ね合いから平成７年９月18日より１区から開始し、発掘調査と並行して「平塚」を含めて周辺部の確認調査も同時に行い実体の把握に努めた。平成８年度後半には造成工事の工程もあり、公園用地としての保存範囲を明確に線引きしなければならず、これまでの成果も踏まえて、「平塚」を含めて6,800㎡を公園として保存することで合意にいたった。しかし、最終年度の平成10年４月から開始した「平塚」周辺部を含む６区の本調査が進展する中で、保存区域外で新たに南北棟のB86・B87の存在やその東を区画する柵列の存在、さらにその東側では道路状遺構や総柱建物群の存在が明らかになり、文化財サイドの要保存区域の再検討がなされた。開発サイドにもその旨が提示され、保存域拡大の協議と関係各課との調整が続くことになる。この結果、従前の公園予定地に加え、東側の地区を含めた約17,000㎡の保存が可能となった。この間の保存に至る経過は後で簡潔に述べるが、詳細は本報告へ譲るこ

ととする。一方、発掘調査は保存問題が継続している状況の中で、従前の保存範囲である公園用地を除く約10,000㎡の範囲を対象に着々と進行しており、10月下旬にすべて終了した。

調査の方法　調査区は造成工事と発掘作業工程との兼ね合いから、調査対象地全域を１区から６区まで便宜的に振り分け、１区の北西隅より調査を開始した。１区～３区・６区東・５区にかけては耕作土下に堆積する黒色土を除去した暗褐色～黄褐色ローム面を指標とし、重機による全面総検出法を行った。ただし、６区西側については、事前の調査で黒色土の上位に遺物包含層の堆積が認められたため、その範囲については2.5mを最小単位とするグリット調査を行い、包含層の遺物については１点記録方式を採用した。その他、個別遺構の土層断面図・平面図は１/20を基本として作成し、適時１/10を併用した。また、個別遺構以外の地形及びピット等の図化は国土座標から予め配置した方眼杭を基準に１/20での手実測と一部写真測量によって図化した。

尚、遺構番号に冠した記号は以下を採用している。

土坑＝K、竪穴住居＝C、掘立柱建物＝B、ピット＝P、柵＝A、井戸＝E、甕棺墓＝T、木棺墓・土壙墓＝R、古墳＝O、溝＝D、火葬墓＝L、落し穴＝J、周溝＝V、祭祀＝F、包含層＝I、その他＝X、撹乱＝Z。

調査体制

上岩田遺跡の調査に関して、平成７年度から平成10年度まで及んでいるが、関係者は以下の通りである。

小郡市土地開発公社

理事長	松尾　昇	
副理事長	石田　久治	（平成10年５月迄）
	池末　美光	
［事務局］		
局　長	佐々木美好	（平成９年７月迄）
	池田　清巳	
次　長	髙木　良郎	（平成７年３月迄）
	永田　真二	（平成８年５月迄）
	古賀　敏彦	（平成11年３月迄）
	中村　茂人	
庶　務	大中　久俊	（平成11年３月迄）
	熊丸　直樹	

市商工振興課

課　長	赤川　芳春	（平成８年３月迄）
	浦山　仙市	（平成10年３月迄）
	内野　博己	
係　長	野田　泰幸	（平成10年３月迄）

杉　哲哉

小郡市教育委員会

［教育部］

教育長　古田　豊

部　長　林　雅康（平成８年３月迄）

上野　国博

［文化振興課］

課　長　井手　一義（平成８年３月迄）

赤川　芳春（平成９年７月迄）

広田アキ子

［埋蔵文化財調査センター］

所　長　藤田　静生（平成９年３月迄）

飯田　繁樹（平成10年３月迄係長兼任）

白木　茂行（係長兼任）

係　長　藤田　静雄（平成８年３月迄）

飯田　繁樹（平成９年３月迄）

技　師　速水　信也

中島　達也

宮田　浩之

柏原　孝俊

佐藤　雄史

調査補助員　吉田あや子

中原　周一（現　下関市教育委員会）

藤松　由紀

（参加学生）

羽方誠・中澤哲（福岡大学）、金渙相・裵眞成・鄭鉉錫・曺京辰・宋楨植・金賢（釜山大学）、中山晋（琉球大学）

文化財専門委員会

記念物　小田富士雄（福岡大学教授）

西谷　正（九州大学教授）

佐田　茂（佐賀大学教授）

田中正日子（第一経済大学教授）

有形文化財　木村　晃朗（画　家）

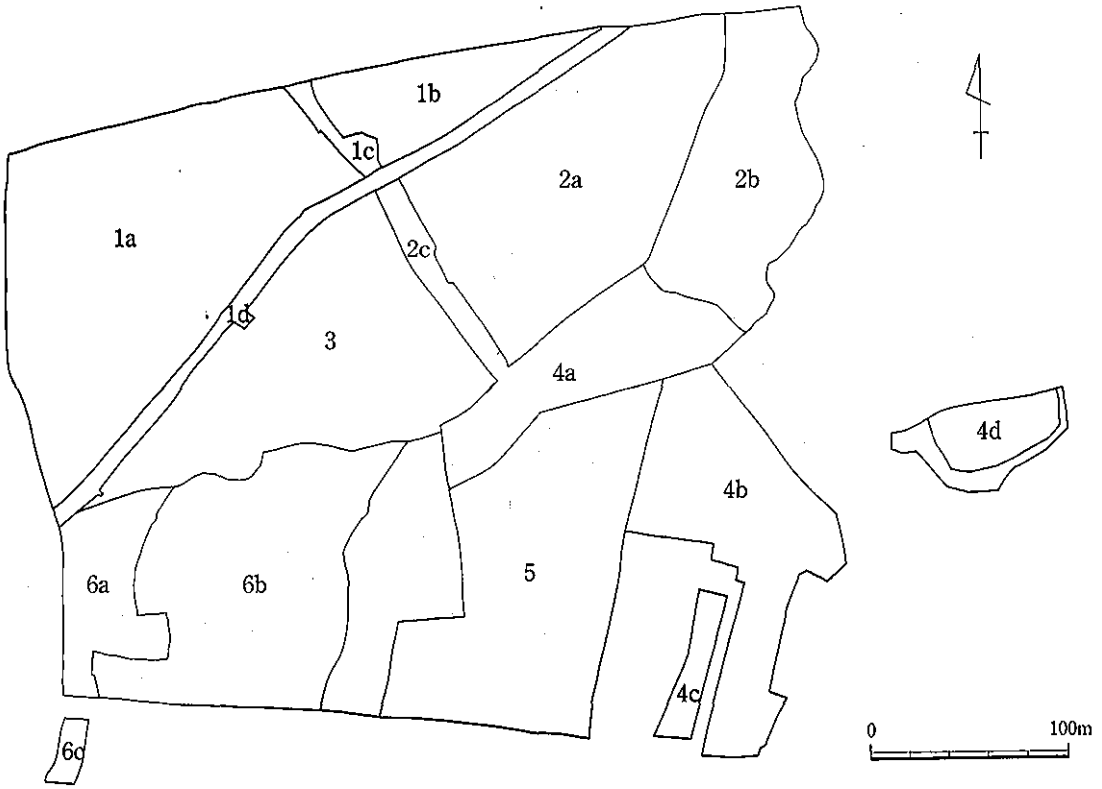
民俗・有形文化財　香月　徳男（西日本水車協会会員）

壱岐　裕志（福岡女学院大学教授）

藤江　忠男（小郡市郷土史会）

無形文化財　　吉田　修作（福岡女学院大学助教授）
　　的場　正道

尚、発掘調査・本概報作成にあたっては、小田富士雄先生・田中正日子先生をはじめ、多くの方々からの御指導や助言を頂きました。ここに感謝の意を表します。



第1図　上岩田遺跡調査区（1/20,000）

調査担当者	調　査　期　間	調査担当地区
速水信也	平成8年10月～平成10年3月	2b・2c区・4a～4d区・6c区
中島遂也	平成9年6月～平成10年10月	1d区・5区・6b区
宮田浩之	平成8年4月～平成10年3月	1a～1c区・2a・3区・6a区
柏原孝俊	平成7年9月～平成8年3月 平成10年4月～平成10年10月	1a区・6b区
佐藤雄史	平成8年11月～平成9年3月	3区

Ⅱ. 位 置 と 環 境

1) 地 理 的 環 境

所在地：上岩田遺跡は福岡県小郡市上岩田字西大添、出口、東野口、大添、平塚、西野口、近道、東山の後、下蓮輪にかけて所在する。

極座標：北緯33度23分52秒、東経130度35分03秒。

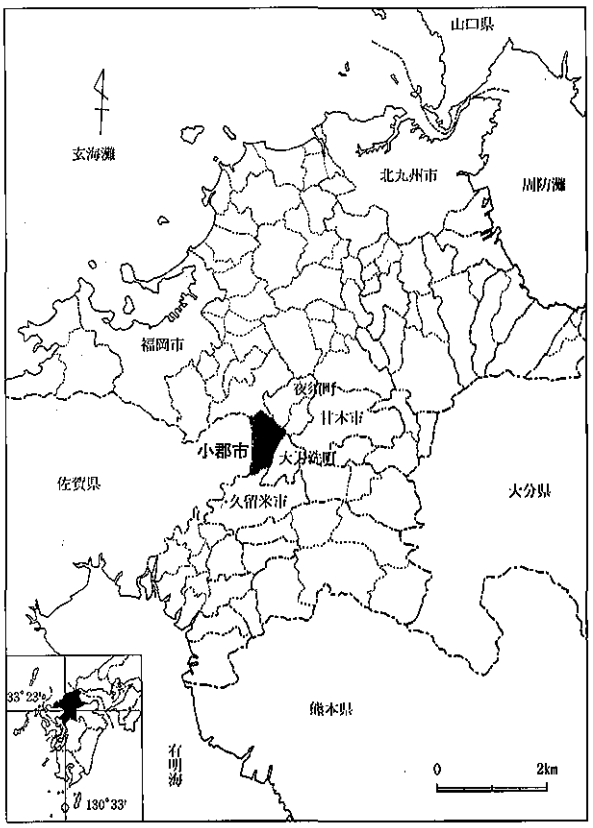
国土調査法第Ⅱ座標系：X＝＋44,030～44,400m、Y＝－38,350～38,870m。

地形図：(25,000分の１）では図幅名「鳥栖」。(50,000分の１）では図幅名「甘木」に含まれる。

小郡市は福岡県のほぼ中央に位置し、筑後平野の最北部にあたる。行政区分では北部は筑紫野市、夜須町、東部は三輪町、大刀洗町、北野町、そして南部は筑後地区の中核都市である久留米市と接し、さらに、西部は佐賀県鳥栖市、基山町に接している。人口は、53,783人（平成11年11月１日現在）で、交通の利便性から近年は、福岡市・久留米市のベットタウンとしての機能が強い。また産業では、水稲耕作を主体とし、観賞樹、花き園芸等の農業地帯となっている。

小郡市は古代、筑後国御原郡と三井郡に属し、北・東は筑前国、西は肥前国に接していた。市域の北西丘陵部はこれら三国に接していたために「三国（みくに)」の地名も生じている。古代御原郡の範囲はほぼ小郡市のうち北半部の大半と大刀洗町、一部甘木市が含まれていた。

この御原郡の所在する地勢は大きくは北から南に筑後川に注ぎ込む宝満川によって東西に二分される。まず、宝満川左岸では、東北部に独立して起伏する花立山丘陵（標高130m）がある。御原郡内でも最も高所の地点であるばかりではなく、筑紫平野の中でも地理的な指標となっている。そのためか筑前と筑後の国境もこの花立山が充てられ、直線的な境界となっている。この花立山の南側一帯には宝満川の各支流によって形成された複合扇状地（低位段丘）が広がっている。



第２図　小 郡 市 位 置 図

一方、宝満川の右岸では、背振山地から東へ派生した丘陵地が次第に高度を下げ、丘陵末端部では開析が進行し、複雑な地形を呈している。丘陵地以南では、宝満川やその支流の流域に見られる扇状台地（中位～低位段丘）がある。さらに、これら左岸、右岸の台地の以南では、宝満川の沖積作用による低地が広がり、下流域には島状に残る自然堤防が散在し、複雑な宝満川の流路変遷を窺うことができる。

当遺跡は、この宝満川左岸に展開された扇状台地（低位段丘）の南西縁辺部を大きく占地し、台地の西側には宝満川、南側には花立山に源を発する石原川、北は槍巻川が流れ、台地縁辺では、小中規模の段丘崖を形成している。したが

って遺跡の立地する台地は、細かく見ると東西1.5㎞、南北１㎞程の地形空間を形成している。この石原川周辺や宝満川の沖積地は標高13m前後、遺跡周辺の台地とは４m～５mの比高差がある。遺構検出面を見ると、周辺は南に向かう流路により細かく開析され、小規模な谷が入り組んだ複雑な凹凸をもった地形をなしている。

遺跡の立地から見た場合、大きく開けた南の筑後平野に面し、西には宝満川の本流、南北には支流が流れるなど、眺望、水利の面では格好の立地条件を満たしている。

2) 歴史的環境

旧石器時代

前期や中期の遺跡は、小郡を中心とする筑後平野北部では今のところ見つかってはいない。ナイフ形石器文化後半期になると三国丘陵や花立山周辺といった台地部と沖積地と接した傾斜の緩やかな台地縁辺部の大板井遺跡周辺、大刀洗町春園遺跡[1]などでナイフ型石器や細石刃が発見されているが小規模散在的である。近年、夜須町宗原遺跡[2]が層位的に調査され、角錐状石器群が出土している。ここで見られる多様な角錐状石器は従来、時期差と見られていて、そうした点でも問題を提起している。石器組成は単純で、長期的に営まれた形跡がなく、しかも完製品の状態で出土し、石器製作までの一連の作業を行っている形跡が少ないことから一時的なキャンプ地と考えられている。こうした状況は、この地域の遺跡に共通して言えることで、一時的なキャンプ地的な性格をもつものが多いと見られる。

縄文時代

縄文時代の遺跡も旧石器時代と同様な立地で発見されているが、これまでまとまった集落遺跡は発見されていない。しかし、市内の各所で見つかっている縄文土器は全期間に及ぶ。花立山周辺の干潟向畦ヶ浦遺跡[3]では市内出土の縄文土器中最も古いと考えられる続円孔文土器が見られ、草創期に遡る可能性がある。干潟向畦ヶ浦遺跡は草創期から晩期までの遺物が認められ、特に早期の押型文土器はまとまって出土し、集石遺構も伴っている。さらに、注目されるものに179基の落し穴状遺構が掘削されている。近年この落し穴状遺構は市内の各所で検出され、丘陵部から台地部縁辺部にかけて既に350基以上が確認されている。そのうち上岩田遺跡においても126基がみられ、その計画的な配置には能動的な狩猟方法が想起させられる。

宝満川右岸の横隈山遺跡の谷部からは、早期から晩期までの土器がみられる。特に良好な資料に前期曽畑式土器がある。中期の土器は、瀬戸内地方に源流をもつ船元式土器とそれが在地化した春日式土器と呼ばれる一群があり、瀬戸内系の土器文化の波及を知ることができる[4]。晩期では津古土取遺跡[5]の丘陵下の沖積地で、晩期前半から刻目突帯文期にかけての土器がまとまって出土している。さらに、丘陵上には刻目突帯文期の土器棺墓が２基確認されている。上岩田遺跡でも、該期の竪穴住居跡、土器棺墓が確認されている。この時期は弥生早期とされる時

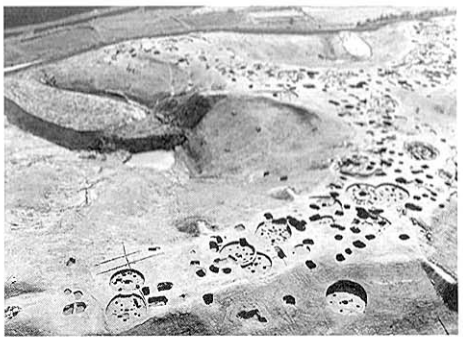

干潟向畦ヶ浦遺跡落し穴近景

期でもあり、北部九州では既に水稲農耕文化の開始期にあたり、遺跡立地も沖積地をより意識した立地へ大きく変化しているといえる。

弥生時代

市内の弥生時代の遺跡数は膨大で、枚挙にいとまがない。特に宝満川右岸の丘陵地帯（三国丘陵）から微高地にかけての集落密度は非常に高い様相を呈している。まず、三国丘陵に立地する遺跡を概観してみよう。

小郡市と筑紫野市にまたがる三国丘陵は、小郡・筑紫野ニュータウン建設に伴い、弥生時代の遺跡が集中して調査されている。市教委が行った津古・三沢地区を中心とする丘陵地帯は地勢的に南北2.5㎞、東西２㎞程の丘陵範囲に集落遺跡が立地している。これらの集落は弥生時代前期初頭から中期初頭、一部中期前葉まで営まれ、竪穴住居１～２軒に対して数基～10基前後の袋状竪穴が対応した組み合わせで、丘陵の各所に営まれている。こうした住居群がいくつか集合し、継続的に営まれる個々の集落を形成している。現在までにそうした集落が近接して10箇所以上確認されている。


一ノ口遺跡全景

津古土取遺跡は、前期初頭になると本格的な集落を形成する。26軒の竪穴住居跡、200基を超える土坑や袋状竪穴が見つかっている。さらに、竪穴式住居には朝鮮半島の松菊里タイプを採用していることや遺物の面でも松菊里型土器を伴うことから、当地域の本格的な集落形成において半島との関係も無視できない。さらに、前期後半から中期初頭になるとこの丘陵上に爆発的に集落数が増加し、丘陵の奥まった地域にまで展開する。一ノ口遺跡[6]は119軒の竪穴住居、貯蔵穴や土坑480基が丘陵頂部から斜面にかけて営まれる。集落は前期前半より中期前半まで継続し、当初小規模な住居群で形成されるが、後半期になると竪穴住居の集住傾向が顕著に認められる。それとあいまって、集落を取り囲む柵列や集落への出入り口と見られる道路状遺構、建物等が出現し、前期における集落構造を知る重要な手がかりとなっている。その他、三国の鼻遺跡[7]、横隈鍋倉遺跡[8]、横隈北田遺跡[9]などで朝鮮系無文土器がまとまって出土していることもこの地域の特徴である。中でも横隈鍋倉遺跡では朝鮮系無文土器のみで構成される竪穴も存在する。朝鮮系無文土器は前期末～中期初頭にピークが見られ、空白を置いて中期後半に見られる。墓地では、横隈狐塚遺跡[10]が上げられ、甕棺墓176基、土壙墓187基、石棺墓等があり、そのうち63号土壙墓から韓国魚隠洞や坪里洞でみられる「蕨手状渦文鏡」が１面出土している。このように横隈地区の遺跡群は、渡来文化の受容と展開を知る上で欠く事ができない遺跡群となっている。中期の中頃から後半期にかけては、本格的な集落は認められず、中期末から後期には再びこの丘陵上に集落が見られる。みくに保育所遺跡[11]、三国の鼻遺跡[12]、三沢栗原遺跡[13]等がある。三国の鼻遺跡は後期中頃から終末までの環濠を伴う集落である。

一方、三国丘陵より、南へ４㎞程の低位段丘上に大板井遺跡、小郡遺跡[14]、若山遺跡[15]といったこの時期の大規模な中核的な集落が前期から後期まで展開する。近年、若山遺跡では、集落内の小土坑から甕に埋納された２面の多鈕細文鏡が発見されている。さらに、この遺跡群のいずれかで出土し

たと考えられるものに伝小郡の戦国式銅戈が中山平次郎氏によって報告され、大板井遺跡より昭和10年の工事中に7本の中細形銅戈が甕棺内より出土しているが、いずれも出土地点の詳細は不明である。


小郡若山遺跡出土甕形土器と多鈕細文鏡（国所蔵）

一方宝満川左岸では、宝満川の段丘縁辺部に点在する吹上北畑遺跡[16]、井上廃寺[17]等で前期の遺跡が確認されているが断片的である。この時期は夜須町の東小田峰遺跡が中核遺跡として上げられる。中期になってもやはり、東小田峰遺跡や同七板遺跡といった夜須町側に中核的な集落が認められる。これらの遺跡群は、中期中頃から後期終末まで連綿と継続した大集落を形成し、その優位性は峰遺跡の甕棺から発見された前漢鏡やその他多くの優れた副葬品からも知ることができる。この遺跡群の南２kmほど、草場川が宝満川に注ぐ一帯の段丘縁辺部に乙隈天道町遺跡が展開する。特に、弥生時代終末から古墳時代初頭にかけての遺構密集度は高く、他に類をみないほどである。この遺跡群から過去に、銅矛が出土した記録や、1961年にも銅戈２本が出土している[18]。さらに、発掘調査では、中細形銅戈の鋳型も発見されていて、中期の段階から青銅器の鋳造技術をもった集団の存在が窺える。この乙隈天道町遺跡の南には今のところ核となる遺跡がない。井上北内原遺跡、干潟遺跡、井上廃寺、井上薬師堂遺跡[19]が知られるがいずれも小規模である。上岩田遺跡にも中期後半から後期にかけての集落が認められるが小規模な住居群が広範囲に展開し、特に集住する状況はみられない。

古墳時代


津古生掛古墳全景

古墳時代前期の首長墳の系譜は、宝満川右岸である三国丘陵の津古古墳群で追うことができる。まず、３世紀後半代の津古生掛古墳[20]（全長33m）に始まり、津古２号墳[21]（全長29m）、津古１号墳、（全長42m）三国の鼻１号墳[22]（全長66m）が造営されている。さらに出現期には筑紫野市隈・西小田６地点に見られる円墳や津古片曽葉古墳[23]といった方墳、周溝墓、土壙墓といった各種の墳墓あるいは埋葬施設が周辺部を含めて確認されており、有力層の中での階層性の把握が可能な地域でもある。

近年、三国の鼻１号墳以降は空白期があるみられていたが、この丘陵の南西部に位置する花聳古墳群がこれに後続する古墳群と再評価された。鉄鏃や鋤先、鉄鋌といった豊富な副葬品をもつ花聳２号墳が４世紀後半代に、竪穴式石室から短甲が出土した花聳１号墳をこれに続く５世紀前半代に充てて考えられている。後期には横隈山古墳（全長32ｍ）が造営され、それ以降も、筑紫野市の五郎山古墳[24]（円墳36ｍ）大振山1号（円墳40ｍ）首長墓墳の造営が規模を縮小しながらも継続していたものと考えられる。

群集墳では、三沢古墳群[25]がその全容を明らかにしている。この古墳群の周りに殉殺されたとみられる馬を埋葬した土壙墓が20基程みつかっている。また、同古墳群内の６世紀末～７世紀前半の横穴墓より、銅鋺が出土している。また、三沢京江ヶ浦遺跡[26]の７世紀後半の横穴墓からは円面硯が出土しており、今回調査された上岩田遺跡の竪穴住居出土の円面硯と同型で、同工人の手によるもの

とみられている。その他、苅又古墳群[27]の三沢54号墳からは陶枕とみられる三彩が出土していて、律令制の浸透に伴い官人層の存在を物語る資料として注目される。また、生産遺跡では5世紀代では滑石を素材とする玉作りが行われている西島遺跡[28]が上げられる。6世紀後半では苅又地区で7基の須恵器窯跡が見つかっており、その供給関係も解明されつつある[29]。

丘陵上の集落では、前期には断片的ではあるが津古生掛遺跡[30]や三沢栗原遺跡[31]、津古遺跡群[32]に認められるが小規模なものが多く、断片的に認められる。また、三国丘陵の南5㎞程に大崎小園遺跡[33]が位置し、畿内系の土器がまとまって出土している。この大崎地区を含めた小板井・寺福童地区といった沖積地に面した低台地では該期の遺跡が知られ、今後の調査に期待ができる。

また、5世紀後半に津古生掛遺跡、三沢栗原遺跡、三国の鼻遺跡、6世紀では、津古土取遺跡、横隈北田遺跡[34]で集落が形成され、7世紀まで継続するが集落規模は小さい。

これに対して宝満川左岸の花立山周辺では、4世紀後半に焼ノ峠前方後方墳（全長40.6m）が築造される。周辺からは同時期と考えられる松尾1号墳（方形周溝墓）、同2号墳（円形周溝墓）が発見されている[35]。しかし、これ以前の首長墓は明らかではない。その後、小隈古墳が空白をおいて築造され、6世紀後半には花立山南麓に穴観音古墳（全長26m）が築造されている。この花立山南麓には総数287基以上の古墳が群集して存在し、現在市教委によって確認調査が行われ、古墳以外に横穴墓の存在が明らかになっている[36]。また、この古墳群から南西へ2㎞程の宝満川の段丘縁に4世紀後半と見られる箱式石棺を主体部にもつ下鶴古墳が築かれている。墳丘規模等は不明で、獣形鏡1面、鉄刀、鉄鏃、鉄斧などが出土している。

宝満川左岸の生産遺跡について見ると、初期須恵器窯が花立山東麓に小隈・山隈窯跡群[37]がある。これに、夜須町の八並窯跡群を加えて朝倉古窯跡群と総称され、5世紀代の初期須恵器窯が集中することでも注目されている。

集落では古墳時代前半に乙隈天道町遺跡が見られる。5世紀代から6世紀では大刀洗町立野遺跡[38]や宮原遺跡[39]に集落を見ることができるが、宝満川の段丘縁辺部の小郡市側では、干潟遺跡群や井上廃寺等で断片的に見られるだけである。このように、古墳や集落のあり方から、現段階では周辺地域より卓越するような大首長の存在は御原郡の在地首長層には見られないといえる。しかし、7～8世紀になると爆発的に集落遺跡が展開し、花立山周辺の干潟遺跡群を始め、上岩田遺跡とその周辺部、甘木市宮原遺跡と中核的な大規模集落が宝満川左岸に展開し、右岸では小郡・若山・大板井遺跡群といった小郡官衙遺跡周辺部が一つの中核として展開して行く。

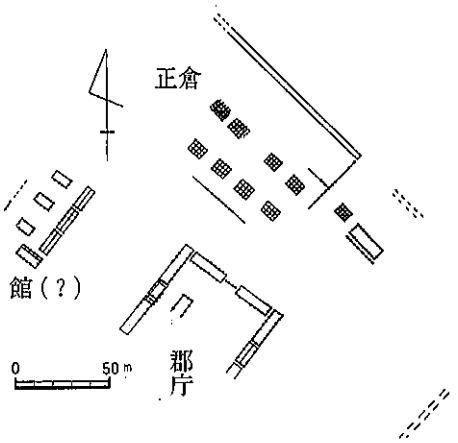
古　　代

近年の発掘調査で、該期の重要遺跡が数多く調査され新たな知見が次々に得られている。ここでは、上岩田遺跡を理解する上で欠かせない主要遺跡を取り上げ、簡単に触れておくことにする。

小郡官衙遺跡と周辺遺跡

小郡官衙遺跡[40]は宝満川右岸の標高18m前後の低位段丘上に立地する。昭和42年に土地の切り下げ中に、鉄鏃千余本と鉄刀片数片が一括して発見され、直ちに県教委が確認調査を行い以後、確認調査が昭和45年まで行われた。その成果から昭和46年には御原郡衙に比定され、国指定史跡となっている。遺跡から大宰府までは北北西13㎞、また、北西6.5㎞には大宰府の防衛ラインの一つである基肄城がおかれ、間近に見通すことができる。さらに、南に目を転じると筑後国府へは10㎞程、東2.1㎞には上岩田遺跡が位置している。

調査の結果、Ⅰ期（７世紀後半）、Ⅱ期（７世紀末～８世紀前半）、Ⅲ期（８世紀中頃～後半）の大きく３期にわたって掘立柱建物、溝、築地等の遺構が確認されている。このうちⅡ期はコの字形配置をなした「郡庁」建物中心に、その北側には「正倉」に比定される総柱建物群、西に「館」と推測される側柱建物群が整然と配置されている。これらの建物群は、柵や溝、築地を伴っており、その計画的で機能的な配置は初期郡衙の代表例とされている。Ⅲ期は建物配置に大幅な変更が見られる。Ⅱ期の造営計画を否定するかのように、Ⅱ期建物の柱を抜き取り、区画の溝も埋め、主軸を真北にとっている。Ⅱ期のコの字形配置をした建物の場所には庇付き建物が２棟並列して造営され、これを主要建物として周辺のやや離れた位置に数棟の建物や四面庇建物を配している。そして、北側には東西120m、南北170m以上の築地と両脇に溝で区画された一郭が認められる。しかし、その郭内にはこれまで明確な建物は検出されてはいない。このようにⅡ期からⅢ期への変遷は、同一地点での建替えにしてはあまりにも建物配置や構造に違いがある。さらに、郡衙の指標となる正倉域も見当たらないなど、Ⅱ期とは異なった諸機能も指摘されている[41]。



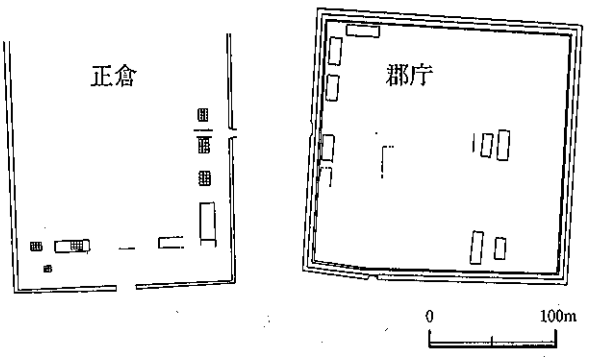
第３図　小郡官衙遺跡第Ⅱ期

官衙の周辺遺跡ではⅡ期に関連した遺跡が近年調査されている。大板井遺跡X地点[42]では官衙Ⅱ期と軸を揃える「正倉」と見られる総柱建物が３棟発見されている。Ⅱ期の別院として機能しているものか、郡庁域が広範囲に及ぶものか今後の調査の課題となっている。さらに、小郡官衙遺跡の西1.2㎞の台地縁辺には小郡正尻遺跡[43]が立地し、「口郡」と記された９世紀前半と見られる墨書土器や石帯、緑釉陶器、瓦等が出土している。

官衙周辺の古代官道では、官衙遺跡の南には前伏遺跡[44]が存在し、「郡庁」の中心に向う幅６mの平行して走る溝が検出されている。さらに、官衙遺跡から東４km程に宮巡遺跡[45]が位置し、８世紀中頃と見られる幅９mの平行して走る溝が検出された。この道を西に延長すると小郡官衙遺跡のすぐ南を通過することから駅路が想定されている[46]。そうすると上岩田遺跡もこの想定駅路に接することになる。また、小郡官衙遺跡から北西2.5㎞には肥前国との国境に接する西島遺跡[47]５が立地する。溝で区画されたと見られる掘立柱建物群や瓦、墨書土器、製塩土器等が見つかっている。さらにこの地は、西海道基肄駅推定地に近接することからその関連施設である可能性が述べられている。

下高橋官衙（上野・馬屋元）遺跡[48]

上岩田遺跡の南1.3㎞、小郡官衙遺跡から南東2.1㎞に位置する。下高橋上野遺跡は平成４年度から民間開発に伴って調査され、それ以降、平成７年度まで継続して遺跡の範囲や構造を探る確認調査が行われてきた。その結果、東西150ｍ、南北170m以上の区画



第４図　下高橋（上野・馬屋元）官衙遺跡

溝を長方形に囲み、内部に６棟の総柱建物と大型の側柱建物を整然と配置している。数回の建替えが認められるが、計画方位は真北に近い。造営時期は８世紀中頃と考えられ、下限については今のところ不明である。一方、馬屋元遺跡は県道に伴う発掘で発見された遺跡で、上野遺跡に隣接する形で確認された。大小２重の溝が巡り、東西170m、南北175mのほぼ正方形の区画で東に４度前後振れた軸を基準としている。内部には10棟前後の大型側柱建物が郭内の西方と中央、東方に整然と配置される。出土遺物は上野遺跡同様に少なく、数期にわたる建物群の一部抜き取り穴から８世紀第３四半期と見られる須恵器杯蓋が出土している。このことから、上野遺跡と馬屋元遺跡との造営時期には大きな時間差はなく併存していたとみられ、その構造から、上野遺跡を「正倉院」として馬屋元遺跡を「郡庁院」と捉えて性格づけている。さらに両者の空間地には南北に官道も想定されている。

このように、先にみた小郡官衙遺跡のⅢ期の変質と下高橋上野・馬屋元遺跡の出現がほぼ一致することから御原郡衙における機能の移転が考慮され、平成10年に国指定史跡となっている。

井上廃寺

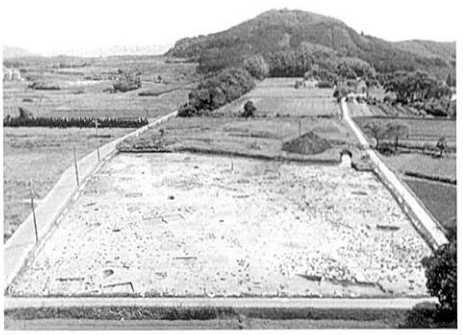
宝満川の左岸に立地し、上岩田遺跡からは北西500ｍの地点に推定されている古代寺院である。従来から井上の集落内で、古瓦が表採されており、昭和36年には小田富士雄氏によって方２町の復原寺域が示されている[49]。近年市教委で、遺跡の重要性から平成５年より確認調査が実施され、区画溝や北西隅に建物地業、さらに、最近の調査では南門跡と見られる建物地業も発見されている。しかし、復原寺域内は現在の井上集落の中心部をなしているため調査にも制限があり、全体像の推定はいまだできていない。古瓦には、畿内山田寺系椎先瓦を始め、高句麗百済系・大宰府系等の各種の瓦が出土し、創建時期は８世紀初頭前後と見られている。井上廃寺に見られる創建瓦は、上岩田遺跡から出土する古瓦と同型品であることや上岩田遺跡は他の瓦当文も伴出しない単純遺跡であることから、井上廃寺に先行する寺院として上岩田遺跡に存在する基壇建物の動向が重要視される。

井上薬師堂遺跡[50]

九州横断自動車道の建設に先立って井上薬師堂と小谷を挟んで隣接する薬師堂東遺跡が調査されている。上岩田遺跡とは北側に連続する一連の遺跡群の関係にある。主に７世紀～８世紀、一部９世紀にかけての集落が展開され、70棟に近い竪穴住居と掘立柱建物が検出されている。さらに、中央部を開析した谷部からは「寺」「殿刀」「三原」といったヘラ書土器や墨書土器が発見され、併せて官衙的な様相をもつ７世紀代の記録木簡も出土し、評制段階の貴重な文字資料を提供している。その他、上岩田遺跡同様の大量の古瓦類も出土している。

干潟遺跡群[51]

花立山の西麓に展開する大規模な遺跡群で、上岩田遺跡からは北東2.5㎞に位置する。県教委・市教委による数次にわたる発掘調査の結果、主に７世紀～８世紀後半にかけての集落が中心となる。また、この地は「和名抄」に記される御原郡４郷のうち「日方」郷に比定されている。120軒以上の竪穴住居、50棟以上の掘立柱建物が見つかっており、そのうち竪穴式住居21例に竪穴部の壁体にカマドの煙道をめぐらす渡来色の強いＬ字形カマドが付設される。遺物の特徴として製鉄関連遺物が多く認められる。さらに、上岩田遺跡・井上廃寺


干潟城山遺跡

Ⅰ式と同型の方形棰先瓦が７世紀後半と見られる竪穴住居から出土している。

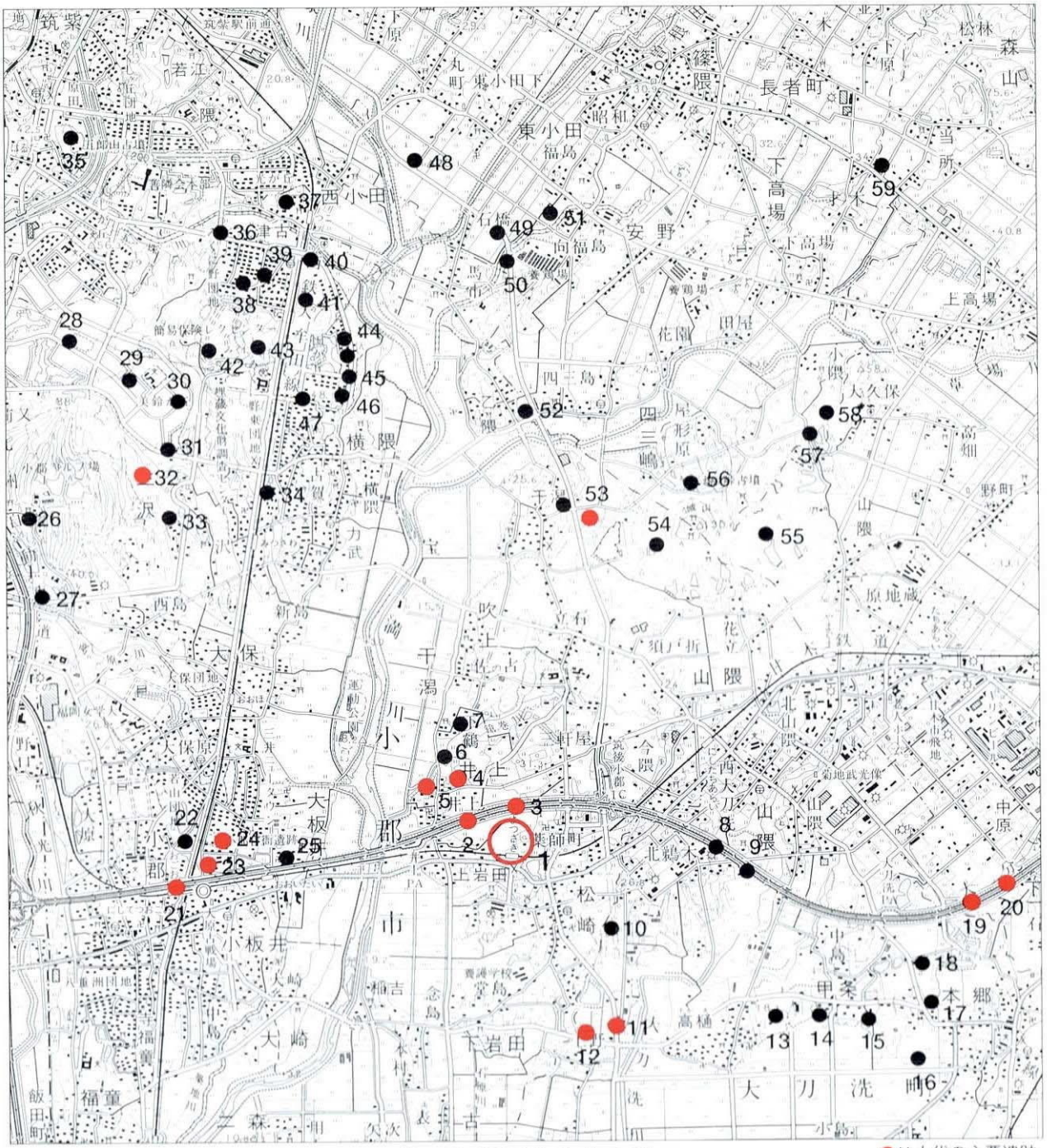
以上述べてきたように、御原郡内に立地する７～８世紀の関連遺跡が近年、相次いで調査されている。中でも大刀洗町下高橋（上野・馬屋元）官衙遺跡の発見に伴う郡衙機能の移転問題や今回の上岩田遺跡の調査を契機に、御原郡での遺跡動向を総合的に検討していく必要性が生じてきている。さらに近年の調査から周辺部の集落や墳墓の状況も併せて判明しつつあり、律令制の浸透に伴う地方のあり方が地域論的に考察し得る注目される地域の一つである。

〈参考文献〉

『小郡市史』　小郡市市史編纂委員会　1996
『夜須町史』　夜須町史編纂委員会　1991

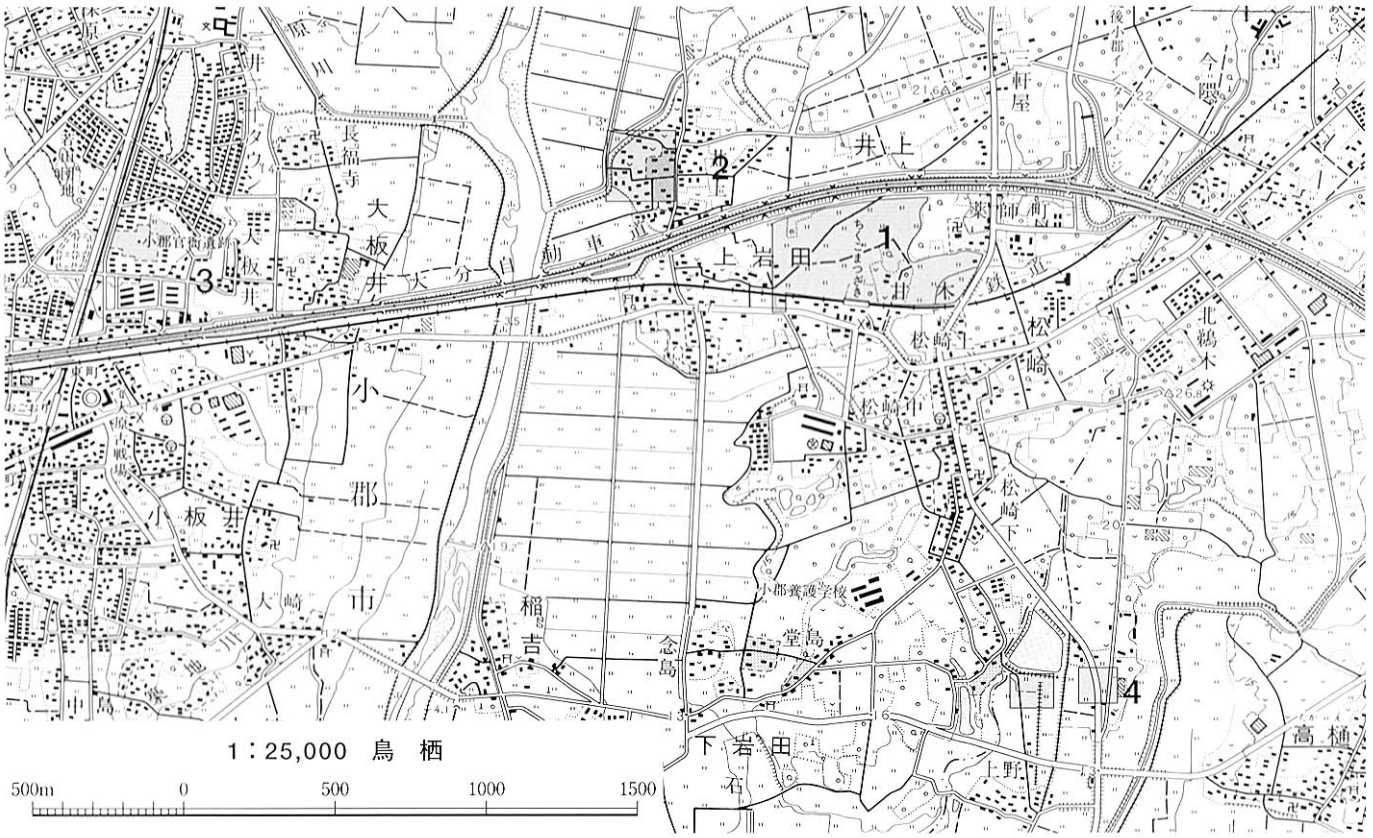
〈註〉

1 『容岡遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告(26) 1993
2 『宗原遺跡』県道久留米・筑紫野線関係埋蔵文化財調査報告（5）1994
3 『干潟向畦ヶ浦遺跡』小郡市文化財調査報告書第119集 1998
4 松本直子「市内出土の縄文土器について」『干潟向畦ヶ浦遺跡-付編-』小郡市文化財調査報告書第119集 1998
5 『津古土取遺跡』小郡市文化財調査報告書第59集 1990
6 『一ノ口遺跡』小郡市文化財調査報告書第86集 1994
7 『三国の鼻遺跡Ⅰ』小郡市文化財調査報告書第25集 1985
8 『横隈鍋倉遺跡』小郡市文化財調査報告書第26集 1985
9 『横隈北田遺跡』小郡市文化財調査報告書第48集 1988
10 『横隈狐塚遺跡』小郡市文化財調査報告書第27集 1985
11 『みくに保育所内遺跡』小郡市文化財調査報告書第８集 1981
12 『三国の鼻遺跡Ⅱ』小郡市文化財調査報告書第31集 1986
13 『三沢栗原遺跡』小郡市文化財調査報告書第15集 1983
14 『小郡遺跡』小郡市文化財調査報告書第６集 1980
15 『小郡若山遺跡Ⅲ』小郡市文化財調査報告書第93集 1994
16 『吹上・北畠遺跡』小郡市文化財調査報告書第８集 1981
17 『井上廃寺』小郡市文化財調査報告書第122集 1998
18 井上俊男・柴田泰典・渡辺正気『福岡県三井郡小郡町大字乙隈発見の二口の銅戈』九州考古学14 1962
19 『井上薬師堂遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（10）1987
20 『津古生掛遺跡Ⅱ』小郡市文化財調査報告書第44集 1988
21 『波多野暁三『筑紫史論』三「津古遺跡群」 1975
22 『三国の鼻遺跡Ⅰ』小郡市文化財調査報告書第25集 1985
23 『津古片曽葉遺跡』小郡市文化財調査報告書第78集 1992
24 『五郎山古墳』筑紫野市文化財調査報告第57集 1998
25 『三沢古墳群Ⅰ』小郡市文化財調査報告第62集 1990
26 『三沢京江ヶ浦』小郡市文化財調査報告第52集 1989
27 『苅又遺跡群Ⅰ』小郡市文化財調査報告第101集 1995
28 『三国地区遺跡群6』小郡市文化財調査報告第109集 1996
29 『苅又遺跡群Ⅳ』小郡市文化財調査報告第105集 1996
30 『津古生掛遺跡Ⅲ』小郡市文化財調査報告第50集 1989
31 『三沢栗原遺跡Ⅲ・Ⅳ』小郡市文化財調査報告第23集 1985
32 『津古遺跡群Ⅱ』小郡市文化財調査報告第92集 1994
33 『大崎小園遺跡』小郡市文化財調査報告第24集 1985
34 『横隈北田遺跡』小郡市文化財調査報告第48集 1988
35 『城山遺跡群』図版編　夜須町教育委員会 1972
36 『遺跡を民衆の手に』花立山調査実行委員会 1978
『市内遺跡等分布地図』小郡市教育委員会 1999
37 『小隈窯跡群Ⅰ』夜須町文化財調査報告書第12集 1988
38 『立野遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 1993
39 『宮原遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告 1993
40 『小郡遺跡』小郡市文化財調査報告書第６集 1980
41 松村一良「西海道の官衙と集落」『新版古代の日本第３巻九州・沖縄』角川書店 1991
田中正日子『小郡市史』小郡市市史編纂委員会 1996
42 『大板井Ⅹ』小郡市文化財調査報告書第76集 1988
43 『小郡正尻遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（7）1986
44 『小郡前伏遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（11）1980
45 『宮巡遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告(26) 1993
46 目野尚志『小郡市史』小郡市市史編纂委員会 1996
47 『西高遺跡５』小郡市文化財調査報告書第118集 1997
48 『下高橋官衙（上野・馬屋元）遺跡Ⅳ』大刀洗町文化財調査報告書第16集 1999
『下高橋馬屋元（1）』福岡県文化財調査報告書第129集 1997
49 小田富士雄「井上廃寺」『九州古瓦図録』九州歴史資料館編 柏書房 1981
50 『井上薬師堂遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（10）1987
『井上薬師堂遺跡２』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（38）1996
『薬師堂東遺跡』九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告（13）1988
51 『干潟遺跡Ⅰ』福岡県文化財調査報告書第59集 1980
『干潟遺跡』小郡市文化財調査報告書第16集 1983
『干潟遺跡Ⅱ』福岡県文化財調査報告書第87集 1989
『干潟遺跡Ⅱ』小郡市文化財調査報告書第57集 1989
『干潟遺跡Ⅲ』小郡市文化財調査報告書第58集 1989
『干潟城山遺跡Ⅰ』小郡市文化財調査報告書第90集 1994
『干潟城山遺跡Ⅱ』小郡市文化財調査報告書第102集 1995

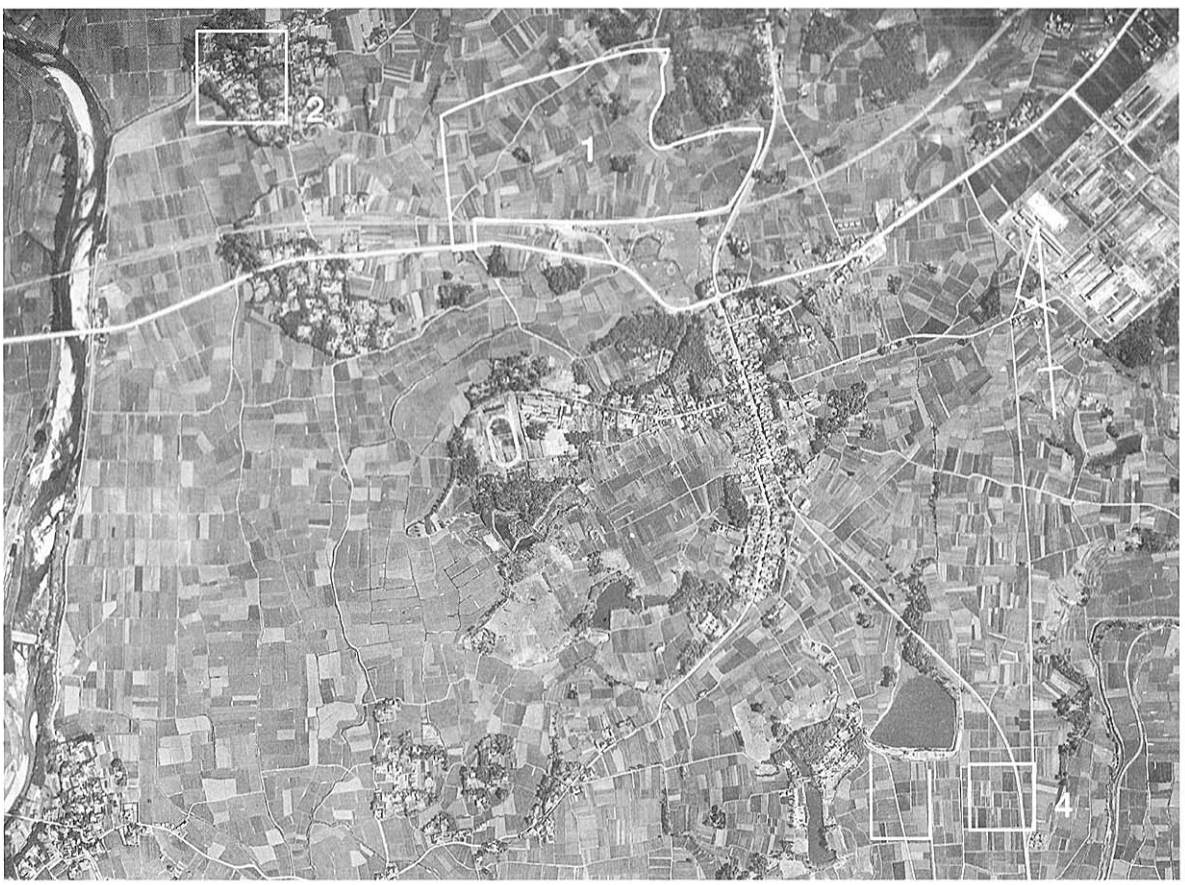


第5図　周辺遺跡分布図　　●は古代の主要遺跡

1．上岩田遺跡
2．井上薬師堂遺跡
3．薬師堂東遺跡
4．井上南内原遺跡
5．井上廃寺跡
6．井上北内原遺跡
7．下鶴古墳
8．宮巡遺跡
9．春園遺跡
10．栗崎遺跡
11．下高橋馬屋元遺跡
12．下高橋上野遺跡
13．高樋塚添遺跡
14．甲条神社遺跡
15．甲条北松木遺跡
16．本郷畑築地遺跡
17．本郷鶯塚古墳
18．本郷野開遺跡
19．立野遺跡
20．宮原遺跡
21．小郡前伏遺跡
22．小郡若山遺跡
23．向築地遺跡
24．小郡官衙遺跡
25．大板井遺跡群
26．花立古墳群
27．西島遺跡5
28．永浦古墳群
29．三沢古墳群
30．一ノ口遺跡
31．北松尾口遺跡
32．三沢栗原遺跡
33．宮裏遺跡
34．横隈山遺跡
35．五郎山古墳
36．津古大林遺跡
37．津古内畑遺跡
38．津古1号墳
39．津古2号墳
40．津古上取遺跡
41．津古生掛遺跡
42．ハサコの宮遺跡
43．三沢遺跡
44．三国の鼻古墳
45．横隈鍋倉遺跡
46．横隈狐塚遺跡
47．横隈山古墳
48．東小田峯遺跡
49．七板遺跡
50．宗原遺跡
51．向福島遺跡
52．乙隈天道町遺跡
53．下濁遺跡群
54．花立山古墳群
55．山隈窯跡
56．焼ノ峠前方後方墳
57．小隈古墳
58．小隈窯跡
59．栗田遺跡



第６図　上岩田遺跡周辺図



上岩田遺跡周辺航空写真（昭和22年撮影）

1．上岩田遺跡　　2．井上廃寺推定地　　3．小郡官衙遺跡　　4．下高橋官衙遺跡

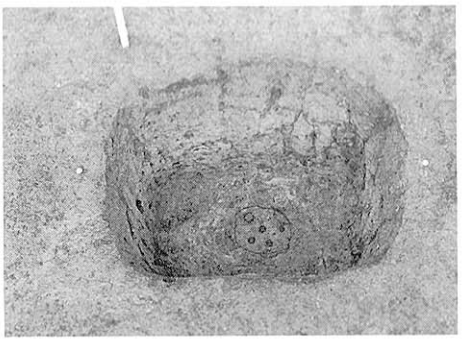
Ⅲ．遺跡の概要

上岩田工業団地造成に伴う発掘調査で出土した主な遺構は、落し穴状遺構126基、住居跡344軒、掘立柱建物跡194棟、土坑359基、周溝状遺構36基、土壙墓118基、甕棺墓1基、木棺墓36基、火葬墓5基、古墳１基、溝状遺構180条、道状遺構７条、小ピットは遺物が出土したものに限れば14,178個を数え、その他に基壇、柵列、土採り穴跡等がある。

開発区域が16.6haに及び、その全面調査を行ったわけであるが、遺構はほぼ全域に分布している状況である。出土遺構の性格上、区域内における境界区分を行うには、現在整理作業中であることも含めて困難であろうが、今回の報告するに当たり、その指標として区域内を大きく7地区に分けて（第８図参照）説明を行いたい。無論、各区域内における小区分、各区域間に渡るものがあることを了承されたい。区分に当たっては、地形的に区域内中央部及び東部に存在する谷、遺跡的には遺構の濃密とを勘案して区分けすることとする。

７つの地区は、北西部の密集地域をA地区、北側中央部の希薄な地域をB地区、北東部の密集地域をC地区、谷を隔てて離れる東部をD地区、南側は谷を挟んで南西部をF地区、F地区の北側でB・C地区の南側をE地区、南東部をG地区とする。

落し穴状遺構は、ほぼ全地区に分布する。全ての遺構から遺物が出土したわけではないが、J101やJ109からは縄文時代早期の押型文土器が出土している。埋土の状況は自然埋没を呈し、人為的な埋め戻しは確認されていない。配置は列状を呈し、一定の計画性がみられる。平面が長方形をなし、底面中央部にピットを有するもので、その中央ピットには杭状の痕跡を観察したものもある。時期は縄文時代早期前後には形成されたであろうが、どの程度の時期幅をもつものかが今後の検討課題である。



A区１号落し穴



第７図　落し穴分布略図　　（平成11年12月現在）

住居跡は、D地区以外に分布するが、A・C・F・G地区に特に密集する。縄文時代晩期後半、弥生時代中期後半から後期、6世紀半ばから後半、7世紀から8世紀代のものを検出した。縄文晩期後半の住居はG地区の基壇南側で円形住居跡を確認した。上岩田遺跡の中心となる集落の展開はまず、7世紀初頭前後から前葉にかけて出現する。7世紀代の竪穴住居にはカマド煙道部を竪穴内部の壁際に巡らすオンドル式のカマドを有するものがC地区に顕著にみられた。また、7～8世紀代の竪穴住居は一辺6mを超える大型の住居も存在し、G地区では円面硯や瓦を伴うものもある。

掘立柱建物跡は、D地区以外に分布するが、A・C・G地区は特に密集し、大型のものが多い。弥生時代中期後半から後期にかけてのものもあるが、7～9世紀代のものが大半を占める。特に、G地区の大型の建物は、基壇の北を囲むように計画的に配されている。

土坑は、D地区以外に分布するが、主に遺構密集地域であるA・C・F・G地区に多い。7～9世紀代に土器等を廃棄したと見られる所謂「廃棄土坑」の性格が強いものである。各住居跡群や建物群の周縁に分布する傾向が窺える。

周溝状遺構は、弥生時代中期後半から後期にかけてのもので、C・D・E地区以外に存在する。単体で円形や方形に溝を形成するものや、弧状や円周が重なりあうものがある。これらの性格については諸説があるがいまだ解明されてはいない。

土壙墓・木棺墓はB・D地区に集中してみられ、他地区でも小規模な群の点在が見られる。7～9世紀代のものであろう。

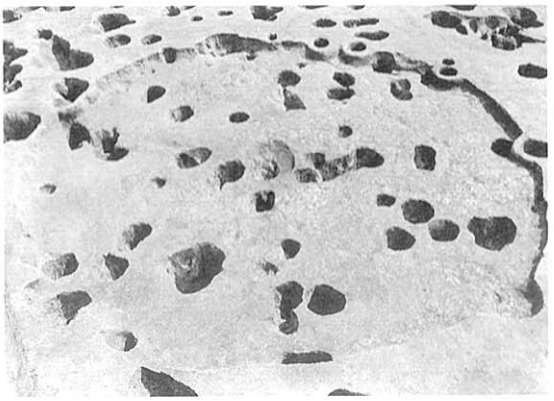
甕棺墓は縄文時代晩期後半のもので、G地区の基壇の北側で検出した。

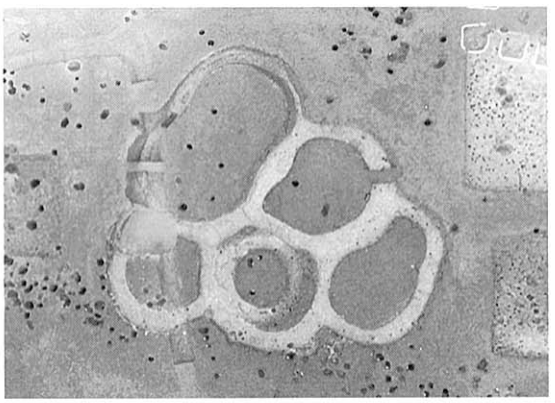
火葬墓は、8～9世紀代のもので、C・F・G地区などに点在する。

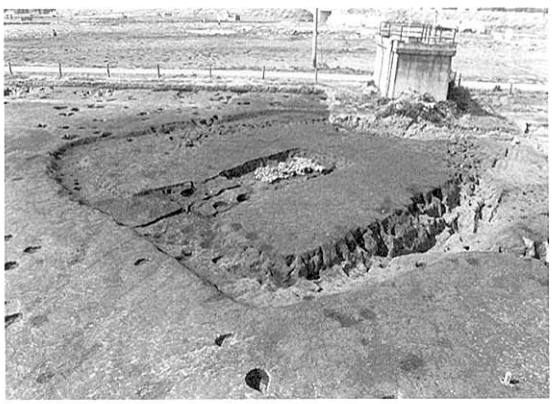
古墳は、1基確認した。G地区北方で検出した6世紀前半代の横穴式石室の円墳である。中世の墓地が作られた際に周溝が方形に改変されている。

溝状遺構は、D地区以外で検出した。弥生時代中期後半のもの、7～9世紀代、中世以降のものも存在する。


G区甕棺墓


G区円形住居跡


G区周溝状遺構


G区古墳

住居群や掘立柱建物群を区画するものもあるが、道状遺構の側溝として捉えなければいけないものもある。


Gc地区倉庫群

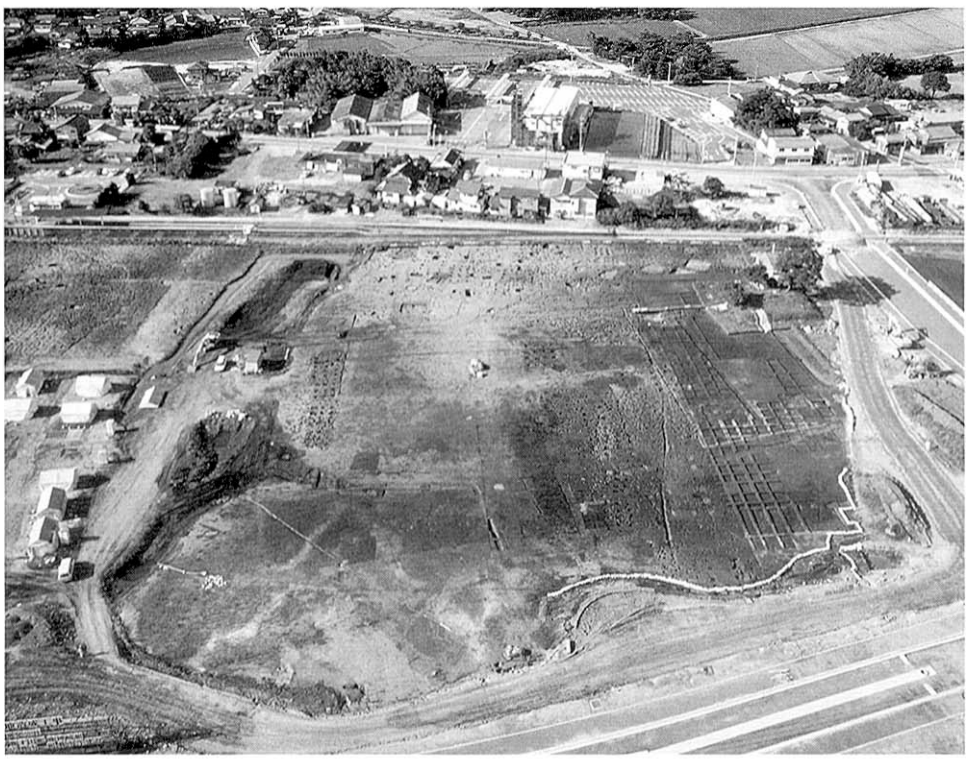
道状遺構は、A・B・F・G・D地区にみられる。7～9世紀代のもで、A地区では西から北東方向に緩くカーブする幅6m前後の道状遺構が確認されている。さらに両側幅3～6m、両側に側溝を持つものや、側に小ピットが連続するもの、波板状のものなどを含めるとこれまで10条以上が確認されている。

基壇は、G地区に存在する。7世紀後半代には形成されていたものであろう。検出された地割れの痕跡は、天武紀7年(678年)12月条にみえるいわゆる筑紫大地震による痕跡であることが判明した。基壇上には礎石は残存しなかったが、礎石を据えたであろう2×3間で四面庇をもつ建物の痕跡が検出された。なお、瓦の破片が基壇北東方面で多数出土している。

土採り穴と考えられるものは、G地区内北側に存在する。7世紀代には掘削されその後9世紀には埋没したものと思われるが、その間は開口状態であったと思われる。

柵列と考えられるピット列は、現時点で明確なものはG地区中央部に南北に並ぶ2条のピット列が存在する。この柵列は基壇より東へ走行し、L字型に北へ走行し、基壇北方の大型建物群を画するとみられる。時期は7世紀後半代とみられる。さらに、北走する列の中程には総柱形式の建物が付随し、門跡と見られる。柵の存在は他にも幾つか復原案があるが、今後の作業で多数検出したピットを分析していかなければならない。

小ピットは、前述したように遺物が出土したものだけで1万数千の数に上り、総数はその十数倍の数になる。住居や掘立柱建物の補助柱、柵列、道状遺構等の検討も必要となってくる。


G区調査区遠景（北から）



第8図　上岩田遺跡地区割図

（平成11年12月現在）

1．A 地 区

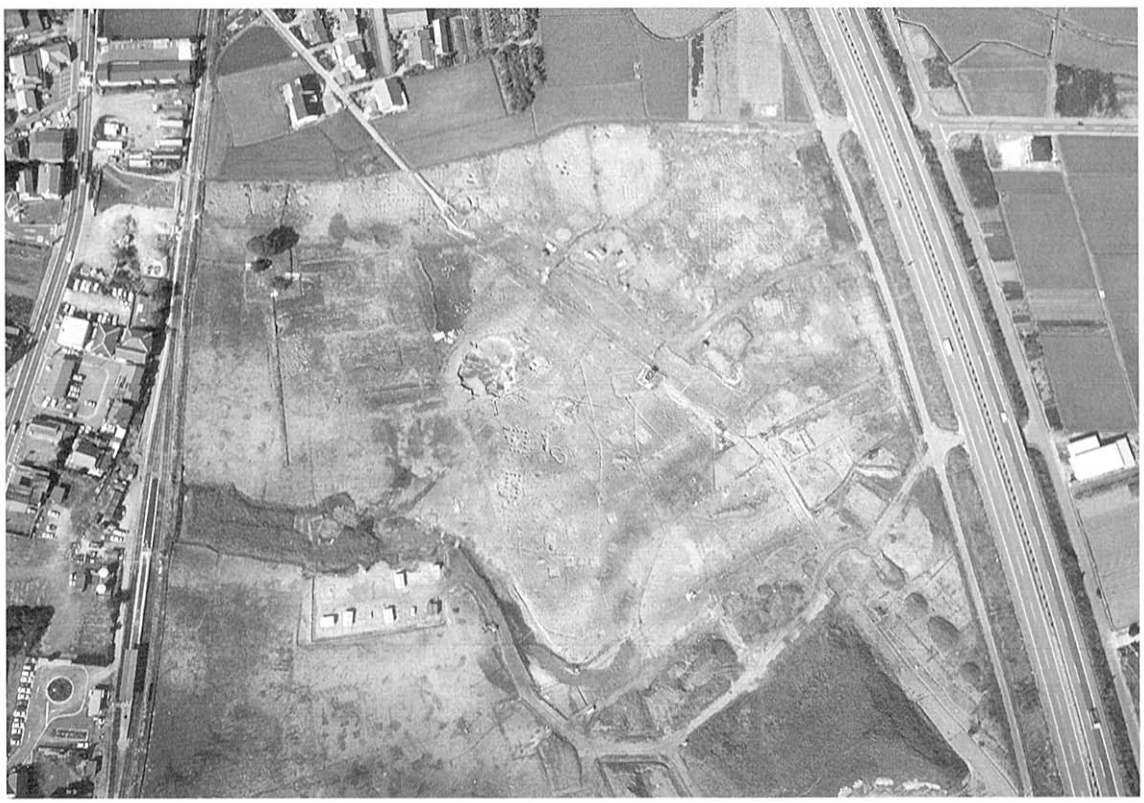
A地区は、調査区北西部に位置する。竪穴住居跡、掘立柱建物が密集する地域で、掘立柱建物群70棟ほどが重複して検出された。竪穴住居は弥生時代のものも数軒みられるが主体をなすものは７世紀前半から７世紀後半期までのものである。掘立柱建物の規模は６×２間に庇付き、５×３間、６×２間の側柱建物、３×３間の総柱建物などがある。これらの建物群は遺構の新旧関係や主軸方位などから４～５時期に分けることができる。N－60°～63°－E（１期）、N－43°～45°－E（２期）、真北軸（３期）、N－3°～4°－E（４期）となる。特に３期では中心建物を囲むように整然と建物群が配置される。調査担当者は掘り方内の土器により、２期の建物群が７世紀の第Ⅳ四半期前後、３期の建物群は８世紀の第Ⅰ四半期に比定している。



A 地 区 建 物 群

また、西から北東方向緩やかにカーブして走る幅６ｍ前後の道路状遺構が存在し、7世紀後半期の竪穴住居に切られることから、それ以前の道状遺構と考えられえる。

出土した主な遺物には、６号土坑から「殿刀」・「久」・「小」とヘラ書きされた刻書土器、16号土坑から「大殿」の墨書土器、ピットからは「波知」と書かれた墨書土器、「寺」と書かれた刻書土器が出土した。



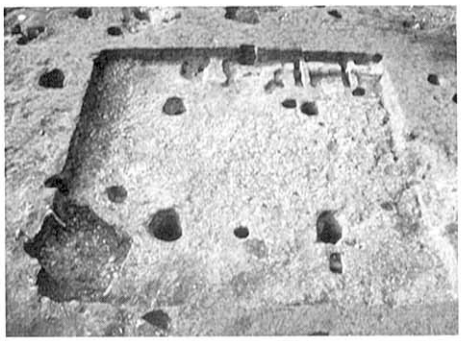
A ・ B 地 区 全 景

2．B　地　区

調査区北側中央部を示すB地区は、遺構が希薄な地域である。土壙墓が比較的他地域よりも密であること、落し穴状遺構がほぼ等間隔に南北方向に並ぶこと、北東から南西に両側に側溝を持つ幅6ｍの道状遺構が検出された以外は、竪穴住居が１軒、掘立柱建物を６棟の小単位を確認した。その他、９世紀以降と見られる周溝状遺構が存在するが性格は不明。

3．C　地　区

C地区は、北方に縄文時代の落し穴遺構群が東西に並ぶ以外は竪穴住居、掘立柱建物、土坑、溝状遺構、小ピット等からなる。竪穴住居は、７世紀代前半代から現われる。オンドル式のカマドをもつ竪穴住居は、調査区内では10軒検出したが、そのうち６軒がこのC地区に集中し、鉄滓やフイゴ羽口等が多数出土している。時期は７世紀中頃から後半代、一部に８世紀前半のものが存在する。７世紀前半から中頃の住居は遺構密集地の北方に展開するが、７世紀後半頃からは側柱建物とセットとなって単位を形成している。掘立柱建物群は、A地区同様にF地区に比較するとやや大きめ側柱建物と総柱建物が計画性をもって配置され、最終的に８世紀後半から９世紀前半にかけては掘立柱建物群のみの構成となっていく。土坑は７世紀後半から９世紀前半代にかけてみられる。地区内には数条の溝状遺構がみられ、掘立柱建物群や住居などの単位を区画するものもある。またピットからは「山前」と書かれた墨書土器、「叉」と書かれた刻書土器、土坑からは土馬が出土している。



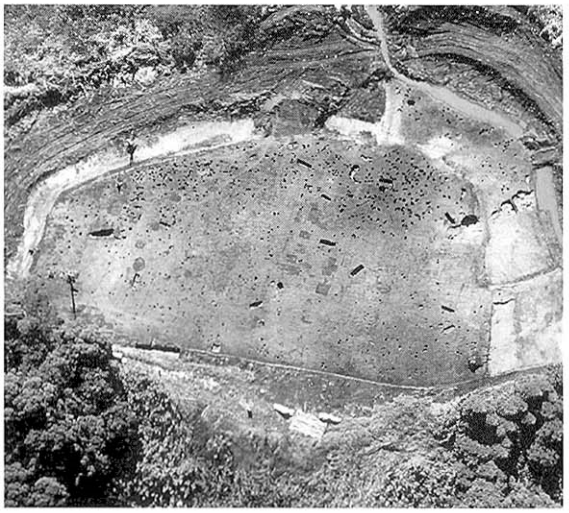
C地区オンドル式カマドをもつ住居



C　地　区　全　景

4．D 地 区

本地区は他地区の遺構の立地とは異なり、丘陵南斜面上に遺構が展開する。調査区内では唯一谷によって画された地域である。落し穴状遺構３基が等高線に交差するように並ぶ以外は、土壙墓が18基存在する。時期的に西側の他地区の集落に伴うものであろう。土壙墓は底面に棺の痕跡を断片的ではあるが残すものがあり、中には側板を抑えたのであろうか小ピットを底面に確認したものもあった。その他、台地の西側に墓地に向うと思われる道状遺構が検出された。



D 地 区 全 景

5．E 地 区

C地区とF地区に挟まれたE地区は濃密ではないものの住居や掘立柱建物が幾つかの単位として捉えられよう。弧状に巡る溝状遺構はその一つを区画するものと捉える。７世紀中頃から後半代と見られるL字形カマドを付設する住居１軒が溝の内側に存在する。直線的に東西方向に伸びている151号溝（D151）は弥生時代中期後半代のものであり、この時期に伴う遺構はD151の南側で住居や周溝状遺構があるので、それら遺構の北区画をなすものと思われる。



E 地 区 全 景

6．F 地 区

F地区は調査区南西部を示す。中央の住宅地は調査区に含まれないため、全容は不明であるが、F地区内は更に北東部のFa地区、南西部のFb地区、中央部北側のFc地区、西側のFd地区の４つに分けることができよう。

Fa地区は弥生時代中期後半から後期にかけての周溝状遺構や住居を一部含むものの、主に７～８世紀の住居や土坑が密集する。オンドル式のL字型カマドをもつ住居が1軒存在する。本地区内のピットから「夜□」と書かれた墨書土器、「女ヵ」と書かれた刻書土器、土坑からは「本」や「土」と書かれた刻書土器が出土している。

Fb地区も落し穴状遺構や弥生時代の周溝状遺構・住居等を含むが、中心は７～８世紀代の住居や土坑が密集している。北側のFa地区との間には溝状遺構や道状の遺構が存在するが、遺構が希薄で空間を保っているようにみえる。８世紀前半頃のオンドル型住居が２軒存在する。ここでは、ピ

ットから「室」と書かれた墨書土器、土坑から「室」・「千福」・「□酒」・「日方」と書かれた墨書土器、334号土坑（K344）では「大井」と書かれた刻書土器が４点出土している。

Fc地区の遺構は、弥生時代中期後半から後期にかけての竪穴住居・周溝状遺構が中心である。一辺が１～２mの方形プランを有する竪穴状遺構も数基存在するが、この時期のものであろうか。なお、本地域は近世～近代にかけての墓所が存在していたため遺構がかなり削平されている。

Fd地区は７～８世紀代の住居・掘立柱建物・土坑・溝状遺構・道状遺構が密集する。遺構の濃淡から見ると更に南北地域に分けられるだろう。北側の地域では南北及び東西を軸とする掘立柱建物（B164～168・171・229・231）が東に開くコ字状に配され、その内部には軸を同じにする竪穴住居が展開する形が見受けられる。また軸を異にする掘立柱建物と住居も存在する。いずれの住居も同一軸内での立て替えや切り合いがあるがその時間的な開きは余りないようである。このような傾向は南側でも同様であるが、こちらの掘立柱建物は南北に対してやや斜めに軸をとるものが主流である。南北両地域の掘立柱建物はB158・161・169・168・229が総柱建物である。掘立柱建物の柱穴は総柱のものは側柱に比べるとやや大きめで１m以内、側柱は50～60㎝のもので、柱間はいずれも２mには満たない。土坑から「赤見」と書かれた刻書土器がK275から２点、K265から１点、「□見」の刻書土器がK273から１点、掘立柱建物のB171の柱痕からは「三原」の刻書土器、ピットからは「西」、「丙」の墨書土器が出土した。また、K276の東脇のピット（11268）からは土師器の小型甕に、同じく土師器の杯蓋が被さった状態で出土し、その杯蓋の内面には「丙乙麻呂」と墨書きがなされていた。胞衣壺なのだろうか。



Fa・Fb地区全景



Fc・Fd地区全景



Fd地区出土「丙乙麻呂」と墨書された土器

7．G 地 区

G地区の遺構は、性格上他地区以上に遺構を時期・空間的拡がり・計画性等を勘案して捉えていかなければならないが、およそ西側のGa地区、東側北方のGb地区、東側中央のGc地区、東側南方のGd地区の4地区に分けて考えることができよう。

◎落し穴状遺構

Ga地区の基壇周辺から土採り穴周辺にかけて検出した。等間隔に南北方向に並ぶもので、一つは基壇東端付近からA地区方面に並ぶ列、もう一つは基壇の東側から土採り穴方面そしてB地区方向へ並ぶ列がある。時期としては埋土の状況等から他地区の落し穴同様縄文時代早期のものか。

◎甕 棺 墓

Ga地区の基壇の北側で検出した。縄文晩期～弥生時代初頃のものである。

◎周溝状遺構

弥生時代中期後半～後期にかけてのものである。単体で円周となるもの、円周が連なるものがある。切合い関係は捉えられるものの時期的な相違はみられない。東側のGb・Gd地区で検出し、同時期の住居も周辺に存在する。

◎住 居 跡

縄文時代晩期後半～弥生時代初頃の円形住居がGa地区の基壇南側に展開する。

次に弥生時代中期後半～後期にかけての住居がGb・Gc・Gd地区に存在する。長方形プランで屋内にベッド状の段を有する。周溝状遺構が付近に存在する。



G 地 区 近 景（南西から）

次の段階は7世紀前半～中頃にかけてのものがGa地区の基壇の南東部から北東方面にかけての地域で小単位をなして点在する。南北軸から西に傾く主軸をもつもので、北西辺にカマドを有する。

7世紀中頃～後半にかけては主軸を南北にもつ住居が存在する。東側のGb及びGc地区で単位をなすようである。他時期の住居に比べやや大型のものが多い。Gc地区のC89・C94などでは床面から軒丸瓦や丸瓦・平瓦が、C94の床面南壁際から円面硯が出土した。

8世紀前半代の住居としては土採り穴の南東のGb地区に位置するC90がある。主軸をほぼ南北にもつものである。

8世紀中頃の住居は北東部のGb地区に存在する。これらの住居跡は主軸を南北から斜めに傾くものである。住居はこの時期で最後となる。

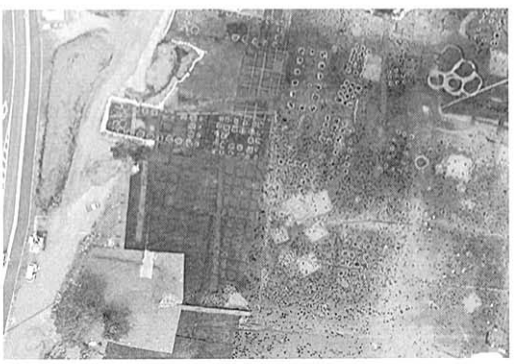
このGb地区の出土遺物に注目してみると、当初から一貫して、鉄製品や鉄滓・フイゴ羽口といった鉄関連遺物を保有する集団である。

◎土　　坑

7世紀後半から9世紀前半の間に形成され、Gb・Gc・Gd地区に存在する。K68からは「枚夫」の墨書土器、K219からは「大」・「工」の刻書土器、K343からは「寺」の刻書土器、K344からは「川邊」の刻書土器、K250からは「丁」の墨書土器、K355からは「筑後國」・「神□」・「若」の刻書土器、その他の土坑から「荷」or「芳」の刻書土器、「田井」の墨書土器（転用硯）が出土した。いずれも8世紀後半～9世紀前半代のものか。また、K205・222・223・224からは緑釉陶器が出土している。

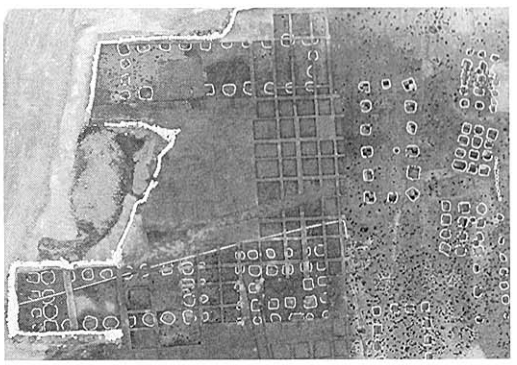
◎掘立柱建物跡

7世紀後半代から築造が始まる。この時期に相当するのは主軸を南北乃至東西にもつ建物で、Ga地区の基壇北側に位置する大型の3×7間で東西に庇をもつB80、2×3間で四面庇のB81、3×9間のB82、2×3間のB84と、Gc地区の東側谷部に沿って存在する4棟の総柱建物のうちB173（2×3間）、174（2×2間）、175（2×3間）で、このうちB173は当初2×2間のものが造築により3間になったものと思われる。


Ga地区建物群

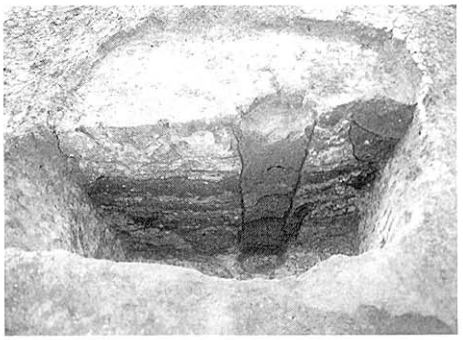
8世紀前半頃はGa地区の基壇周辺と東側のGb・Gc地区に建物が造られる。Ga地区には南北に軸をもつB86・87・180、Gc地区に総柱建物のB91・172がある。Gb地区にはB183・184・186・187・189・191等がある。これらの建物群も前時期と同様な軸をとる。

8世紀中頃から後半になると、建物自体の規模が小さくなり、分布も東側のGb・Gd地区に移る。また、主軸も南北や東西からはずれ、N－4～11°－Eに軸をとるものが多い。Gb地区にはB188と総柱建物のB176・182が、Gc群には総柱建物でB187に並ぶB89が、Gd地区にはB94・97と総柱建物のB92・93がある。


Ga地区建物近景

9世紀前半代はN－6～13°－Eに軸をもつものが多い。Gb地区にはB73・74・190と総柱建物のB87・193が、Gc地区にはB178・179·194·195と総柱建物のB90が、Gd地区にはB95・96・98・99がある。

「黒金」と書かれた墨書土器がB88の掘り方内から出土した。


86号建物掘り方土層断面

◎柵列状ピット

Ga地区基壇北側の大型建物群の東側で、南北に走る2条の柵列状ピット列を確認した。このピット列は径20cm前後の小ピットと径が30～50cmの掘り方をもち、柱痕径10cm前後のやや大きめのピットからなる。2条の間は約3.3m、互いのピットは並列しない。この2条の両ピット列より、同一個体と見られる須恵器甕の生焼け品がそれぞれ埋土中より出土していることから同時併存した可能性が高く、いずれも8世紀後半の建物に切られる。本柵列状ピットの帰結は、北側は不明であるが、南側は南へ下ったのち西へ直角に折れて基壇方面へと続くものとなろう。しかし基壇への取り付き部は未調査のため詳細は不明である。また、2条のピット列の中ほどに、東列7間（12.6m）とこれと対応する西列の4間（12.6m）は不等柱間ながら、掘り方を伴うやや大きめの柱列で構成されていることが調査時に確認されていた。そして、その後の検討から西柵列のさらに西側3.3mに東西柵列と対応する6間（12.6m）の柱穴列の存在が明らかになり、南北12.6m×東西6.6mの柵列に付随する建物の存在が明らかとなった。この建物の機能としては門施設であることが小田富士雄氏により指摘されている。桁行方向の柱数は同数ではないため総柱形式をとるため、古墳時代にみられる平面形式を踏襲した建物構造と考えられる。

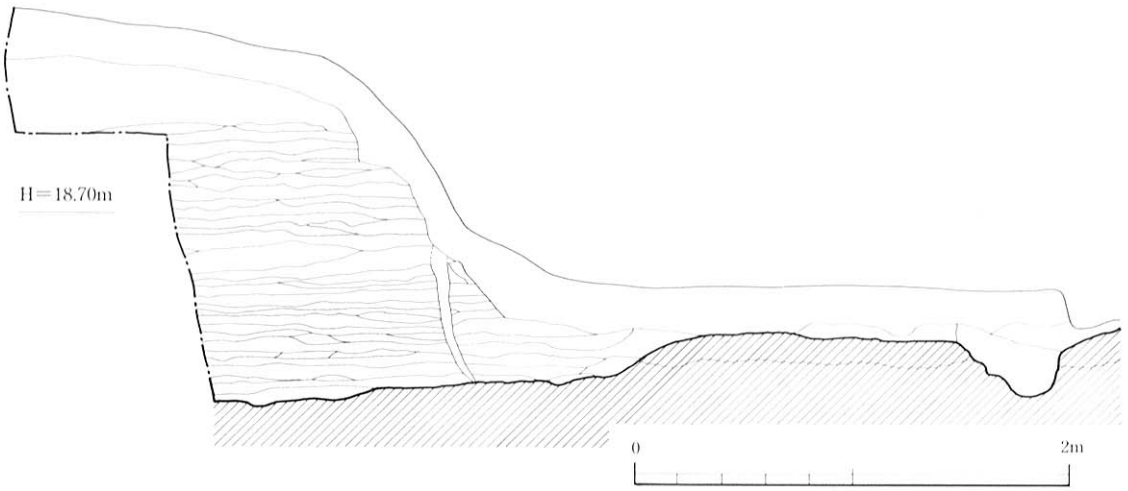
その他、Gb地区南側の道状遺構の北側を東西に走り、B177付近から北へ直角に折れて土採り穴方面へ向かうピット列が存在する。8世紀中頃から後半期と考えられる。

調査区内にはこれらの他に、複数のピット列を検出し、いくつかの復原案もあるが、整理の都合上現時点での個々のピットの検討が困難なため、今後の課題としておきたい。

◎基　　壇

現況で東西約18.2m、南北約15.3m、高さ約1.3mの通称「平塚」と称される高まりが存在する。トレンチ調査の結果、この高まりは周辺の建物群の遺構確認面である黒色土を約50cm程掘込み、砂質土や粘質土を交互に積み重ねた構造物であることが判明した。この版築はおよそ3工程に区分される。下層は粘質土をベースとして砂質土を交互に、中層は砂質土をベースに粘質土を積み重ね、砂質土に粘質土を混ぜ、上層は砂質土を積み上げていた。上面は、礎石や根石は残存しなかったが、それらを据えた痕跡である浅い凹みを検出し、その結果、3×2間（推定で、東西8.1m×南北5.4m）で四面に庇の巡る建物が存在したことが確認された。

また、基壇には地震による地割れ痕が確認でき、トレンチや地割れの間から出土した土器から、『日本書紀』に記される天武7年12月（678年）に起こった筑紫国大地震に相当するものと認定された。この地割れ痕は、基壇において顕著にみられたが、周辺の地盤面においては確認できなかった。これは、硬くつくられた基壇に揺れが集中し、周辺の軟質地盤は揺れを吸収していったものと思われる。なお、瓦類がこの基壇の北東側に集中して出土したのは、北東方面に基壇上の建物が倒壊した結果であろうか。



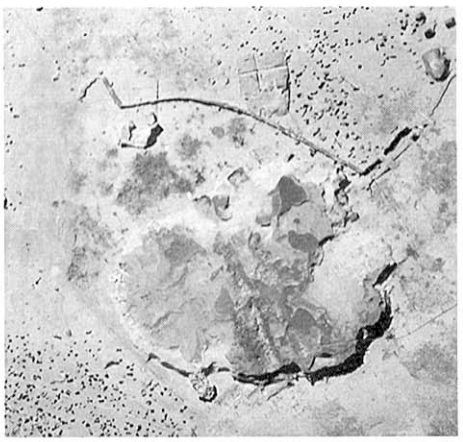
第9図　基　　壇　　土　　層　　図

基壇の外装については、周辺が既に削られている可能性や地覆の痕跡が見られない事から詳細は不明である。

残存している基壇の規模は、上面で東西15.5m、南北12.2m、下面で東西18.2m、南北15.3m、現況の高さは1.3m、掘込地業の基底面からの高さは1.9mを測る。

◎土採り穴

Ga地区の北側で、東西30m、南北25m、深さ2.3mの不整形をなす掘込みを検出した。大型建物群の北東外側、基壇からは直線で約80m離れた地点に位置する。この掘込みは地山下層の砂質層まで掘込まれる。この掘り込みの性格として、基壇構築時の土採り穴である可能性が考えられる。遺物は弥生時代から9世紀代までの土器や瓦が自然流入した状態で出土した。これらのことから、掘込みから埋没までかなりの時間を要していたようで、建物群建立時にも開口していたものと思われる。


土　採　り　穴

「秋山」と書かれた墨書土器、「三原」と書かれた刻書土器が出土した。

◎道状遺構

東側中央部で両側に溝をもち、東西に走る道状遺構を検出した。7世紀中頃～後半代に比定される。幅は内側で約3.6～4.2m、側溝幅は約30～50cmである。東側は谷部が入り込み一部後世の削平を受けるため東への繋がりは不明、西側は両側の溝が徐々に浅くなっていくことから上部の削平を受けているものと思われ西側も不明である。

なお、南西部に小ピットが希薄な地域が東西と南北に十字状に存在する箇所があるが、道の可能性も検討されよう。

◎溝状遺構

数条の溝を検出した。建物に切られるもの、切るものがあり、時期特定の検討資料の一つにすることができる。

このうちGb・Gc地区を囲むような南北に長く歪んだ長方形状に巡る区画溝が存在する。北辺で87m、南北は123mを測り、南辺は75mが残存する。8世紀中頃～後半代と思われ、内部の同時期の建物や住居を区画するものとなろう。



G区道状遺構

また、上記溝の西側や南側でも溝を検出した。この溝は8世紀後半代頃のものと思われ、南西隅の基壇付近は基壇を避けるように迂回している。

◎小ピット

多数のピットを確認した。その内、ピットの濃淡から何らかの区画と考えられるものや直線的な配置をとるものなどがあり、今後柵列や道、畑地といった可能性も考慮し、綿密に検討しなければならない。

このうち基壇北東側のP12054からは鬼板瓦が出土している。また、「木」・「□木下」の墨書土器や「申」の刻書土器がGd地区のピットから、「東」の墨書土器と「井」の刻書土器がGe地区のB194付近のピットから、「寺作」の刻書土器がGa地区のB86脇のピットから、「諸人」・「田帳」の墨書土器がGb地区のピットからそれぞれ出土した。

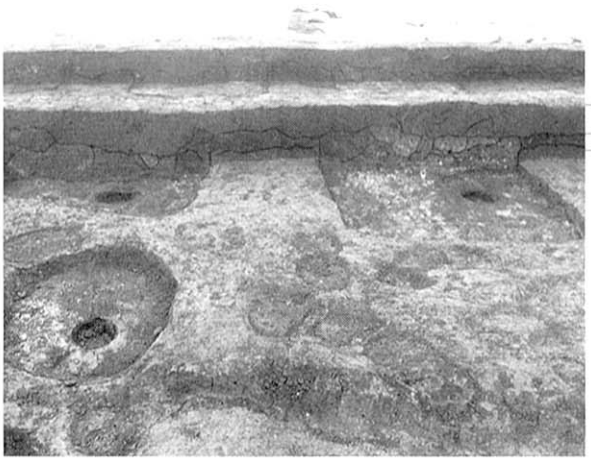
◎遺物包含層

西側Ga地区の基壇を含めたB80～82、B86・87の大型建物、Gb地区のB87～90の総柱建物が存在する地区は黒褐色遺物包含層に覆われている状況であった。この地区の基本土層は暗黄褐色ロームを基盤とし、その上位に黒色土、さらに上位に黒褐色土の遺物包含層（2層）が順次堆積する。また遺物包含層はB80・B81付近では0～5cm前後と薄く、部分的な箇所も存在する。B90付近では10～20cm程の厚さをもち、下位の黒色土（3層）とは凹凸のある堆積状況を見せている。基壇及び建物群はこの遺物包含層の下位に存在する黒色土上面から切り込んで築造されている。この遺物包含層からは多数の瓦類をはじめ須恵器・土師器等が出土し、B86脇からは「□万君」や「好□」と書かれた刻書土器も出土した。

①黒褐色遺物包含層（2層）　②黒色土（3層）



B 86 － P 4 土層



B 90　土　層

建物番号	柱間間数	桁間(m)	梁間(m)	桁行(m)	梁行(m)	身舎面積(㎡)	主　軸	備　考	時　期
基壇建物	3×2	2.7	2.7	8.1	5.4	43.74	N-89-W	四面庇	7c後半
B−62	5×2	2.1	2.25	10.5	4.7	49.35	N-2-E		
B−73	4×3	2.25	1.8	9	5.4	48.6	N-82-W		
B−74	5×3	2.1	1.9	10.5	5.7	59.85	N-80-W		
B−75	2×2	1.8	1.6	3.6	11.52	41.47	N-1-W		
B−80	7×3	2.4	2.1	16.8	6.3	105.84	N-89-E	東西庇	7c後半
B−81	3×2	2.1	2.1	6.3	4.2	26.46	N-89-E	四面庇	7c後半
B−82	9×3	2.6	2	23.4	6	140.4	N-89-E		7c後半
B−83	9×2	1.8~1.5	2.3	15.5	4.6	71.3	N-89-W		8c中頃？
B−86	5×2	2.6	2.85	13	5.7	74.1	N-1-W		7c後半
B−87	6×3	1.6~2.1	2~2.1	12.3	6.1	75.03	N-1-W		8c前~中
B−88	3×2	1.3	1.8	4.9	3.6	17.64	N-10-E	総　柱	9c前
B−89	3×2	1.5	1.5	4.5	3	13.5	N-11-E	総　柱	8c後
B−90	3×2	1.8	2.25	5.4	4.5	24.3	N-9-E	総　柱	9c前
B−91	3×3	2.4	1.7	7.2	5.2	37.44	N-1-W	総　柱	8c前
B−92	3×2	1.5	1.8	4.5	3.6	16.2	N-44-E	総　柱	8c後
B−93	2×2	1.5	1.5	3	3	9	N-4-E	総　柱	8c後
B−94	3×2	2.1	2	6.3	4	25.2	N-80-W		8c後
B−95	4×2	1.9	1.8	7.6	3.6	27.36	N-8-E		9c前
B−96	3×2	1.9	2.1	5.7	4.2	23.94	N-2-E		
B−97	4×2	2	2	8	4	32	N-80-W		8c後
B−98	5×2	2.3	2.3	11.5	4.6	52.9	N-12-E		9c前
B−99	3×2	1.6	1.8	4.8	3.6	17.28	N-82-W		
B−100	2×2	2.1	1.9	4.2	3.8	15.96	N-3-W		
B−151	3×2	1.5	1.5	4	3	12	N-84-W		
B−152	5×2	2.28	2.4	11.4	4.8	54.72	N-1-E	四面庇	8c中
B−172	2×2	1.95	1.6	3.9	3.2	12.48	N-1-E	総　柱	7c後~8c前
B−173	3×2	1.6	1.8	4.8	3.6	17.28	N-1-E	総　柱	7c後半
B−174	2×2	2.1	1.6	4.2	3.2	13.44	N-0-	総　柱	7c後半
B−175	3×2	1.9	2.1	5.7	4.2	23.94	N-1-E	総　柱	7c後半
B−176	2×2	2.1	1.7	4.2	3.4	14.28	N-12-E	総　柱	9c前
B−177	2×2	1.8	1.5	3.6	3	10.8	N-70-E	総　柱	7c後半
B−178	4×2	2.3	1.8	9.2	3.6	33.12	N-11-E		9c前
B−179	3×2	2.3	2.3	6.9	4.6	31.74	N-6-E	西　庇	9c前
B−180	3×2	1.8	1.85	5.4	3.7	19.98	N-1-E		
B−181	2×2	2	1.7	4	3.4	13.6	N-10-E	総　柱	9c前
B−182	3×2	1.5	1.9	4.5	3.8	17.1	N-12-E	総　柱	
B−183	2×2	2.2	2.2	4.4	4.4	19.36	N-2-E		8c前
B−184	8×2	2.2	2.3	17.6	4.6	80.96	N-86-E		8c前
B−185	4×2	2.1	2.2	8.4	4.4	36.96	N-1-W		8c前
B−186	3×2	2.1	2.1	6.3	4.2	26.46	N-12-E		8c前
B−187	5×3	2.1	1.7	10.5	5.1	53.55	N-12-E		8c前
B−188	5×2	2.1	2.1	10.5	4.4	46.2	N-11-E		8c後
B−189	5×2	1.7	1.7	8.5	3.4	28.9	N-1-W	東　庇	8c前
B−190	2×2	2.1	1.8	4.2	3.6	15.12	N-12-E	総　柱	8c前
B−191	3×2	2.2	2.4	6.6	4.8	31.68	N-6-E		8c前
B−192	4×3	1.9	1.5	7.6	4.5	34.2	N-1-W		
B−193	3×2	2.1	2.1	6.3	4.2	26.46	N-12-E	総　柱	9c前
B−194	3×2	2.5	2.1	7.5	4.2	31.5	N-9-E		
B−195	3×2	2.1	1.8	6.3	3.6	22.68	N-6-E		
B−001	4×2	2	2.3	8	4.6	36.8	N-0-		
B−002	4×3	1.9	1.8	7.6	5.4	41.4	N-1-E		
B−003	2×2	1.55	1.4	3.1	2.8	8.68	N-1-W	総　柱	
B−005	5×2	1.2	1.6	6	3.2	19.2	N-88-E		

(平成11年12月現在)

＊B-001~B-005は仮番号である。

G地区主要建物一覧

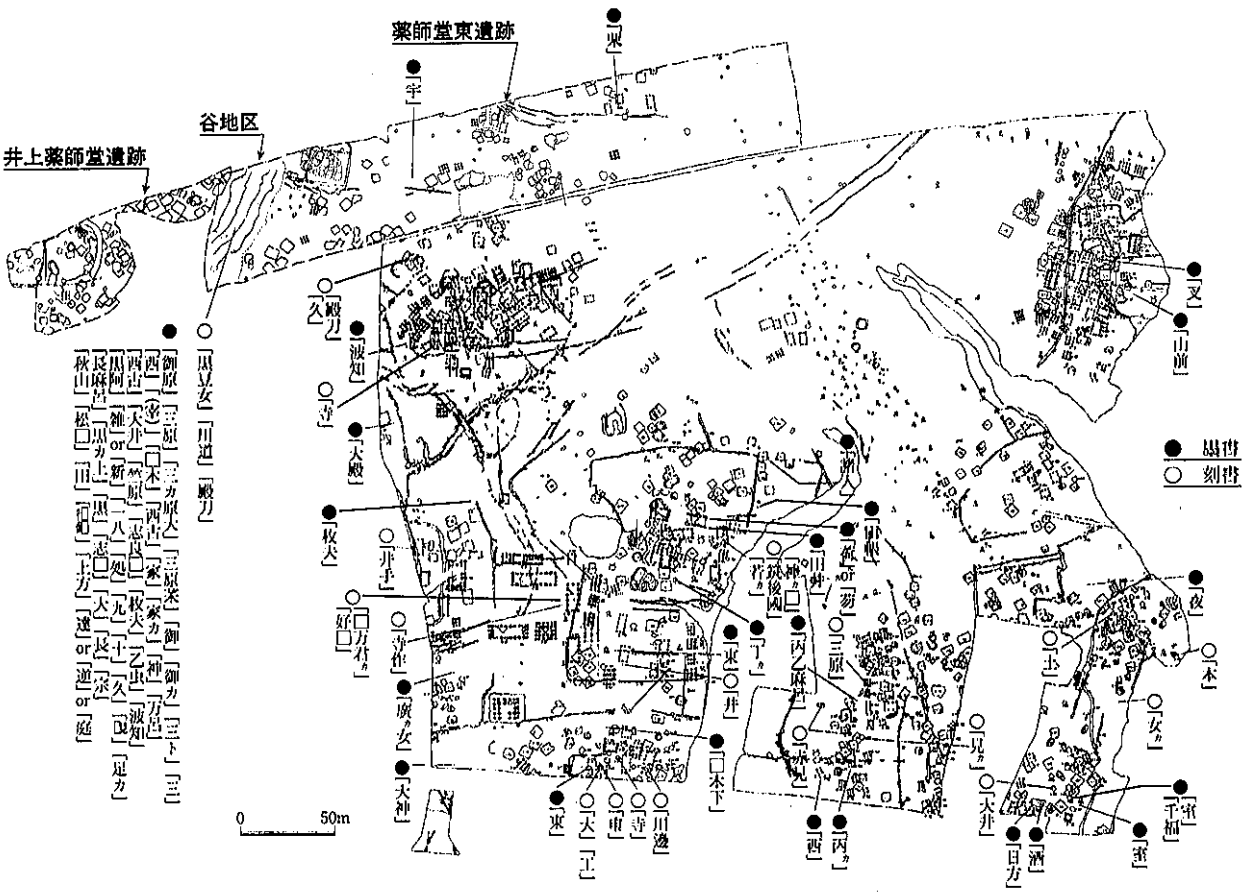
Ⅳ. 遺物の概要

出土遺物の大半は現在整理中のため全体の詳細な把握は困難であるが、これまでに判明した遺物のうち、特に7世紀～9世紀代の主要な遺物を概観することにする。

◎墨書土器・刻書土器（巻頭図版5）

墨書、ヘラ書き、線刻された土器がこれまでに60点以上出土している。井上薬師堂遺跡を含めると100点を越える。主要なものは本書巻頭に井上薬師堂遺跡未掲載分と併せて掲載し、平川南氏に判読して頂いている。

これら墨書・刻書土器が出現する時期は8世紀中頃から9世紀前半までの資料が大半を占める。出土地点で見ると「殿刀」はA地区に分布が見られ、「三原」はG・Fd地区に、「寺」はA・G地区。「室」「大井」「赤見」はFb地区。「東」はG地区にそれぞれ分布をもつ。また、文字資料の性格から、施設を表現すると見られる「殿刀」「大殿」「寺」。職名と見られるものには「田帳」がある。地名では国名の「筑後國」、郡名の「三原」、郷名の「日方」がそれぞれ出土し、「夜□」「川邊」等も地名であろう。また、人名と思われるものには「丙乙麻呂」「波知」「諸人」「赤見」「廣ヵ女」「枚夫」等があり、方位を示すと考えられる「東」「西」「申」等も存在する。



第10図　墨書・刻書土器出土地点位置図　（平成11年12月現在）

◎緑釉陶器（巻頭図版６）

これまでに、土坑から６点以上の破片が確認されているが全容が窺い知れるものはない。分布は、Ｇｄ群に集中する。９世紀前半代の所産とみられる。

◎瓦　　類（巻頭図版４）

現在までに平瓦、丸瓦を中心に2,000点以上の出土があり、その内、軒丸瓦２種・棰先瓦３種（円形大・円形小・方形）・鬼板瓦が出土し、軒平瓦に該当するものはこれまでには確認されていない。通常の平瓦は、格子タタキと並行タタキの２種がある。瓦の分布はG地区の基壇周辺部に多く見られ、特に基壇から北東方向にかけて集中する傾向がある。その他はA・C・E・Fの各地区に広範囲にみられるが特に集中箇所はない。

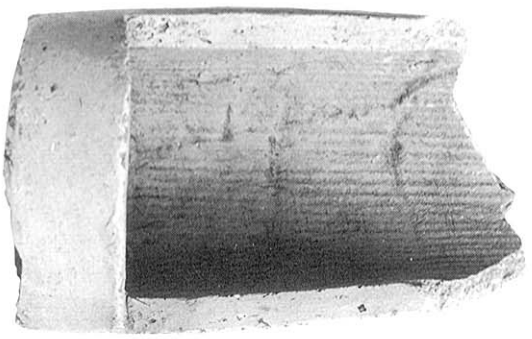


百済系素弁八弁形式軒丸瓦（1/2）

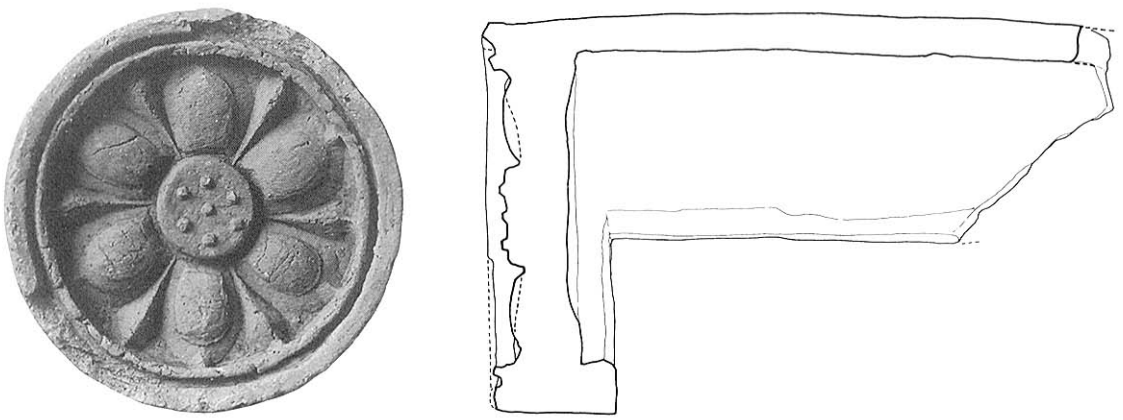
（軒 丸 瓦）

上岩田遺跡で出土した軒丸瓦の基本形式は高句麗百済系瓦当文をもつ単弁六弁形式１種類であるが、最近の確認調査の成果では、基壇上面から素弁八弁形式の百済系瓦当文の破片１点が出土している。この軒丸瓦は弁端に小珠文をもつもので、百済系素弁文軒丸瓦の所謂「星組」系に属する。弁は扁平で鎬はなく、復原すると八弁形式となる。楔状の間弁は鋭く中房まで伸びているが中房は剥落して不明である。焼成は須恵質で堅緻。胎土は若干砂粒を含み精良であるが、高句麗百済系瓦当文をもつ単弁六弁形式軒丸瓦とは異なる。現在までに、１点があるのみであり、今のところ例外的な位置付けしかできないが、今後の整理の進展が待たれる。

一方、上岩田遺跡で基本形をなす単弁六弁形式の軒丸瓦はかつて百済系とも呼ばれた瓦当文であるが、弁間には突出した小珠文がある特徴から最近では高句麗の系統も考慮され、高句麗百済系瓦当文と小田富士雄氏により提唱されている。この珠文が明瞭に残るものと笵型が詰ま

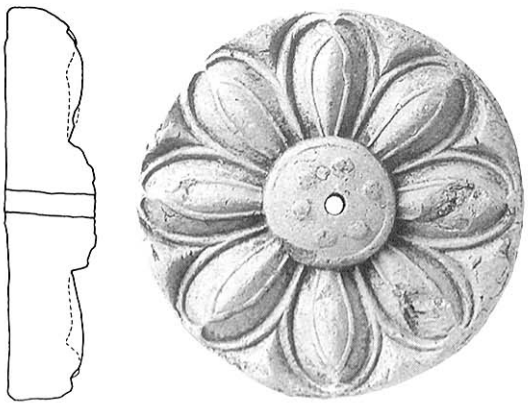


高句麗百済系軒丸瓦凹面竹状模骨痕



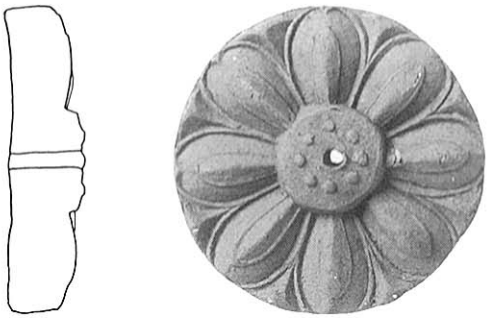
高句麗百済系単弁六弁形式軒丸瓦（1/3）

って不明瞭なものがみられる。連弁は一見重弁風であるが、子葉がかなり退化して子葉の縁の段も不明瞭である。弁は高く盛り上った形状をなし鎬はなく、楔形の間弁も高い。周縁には１条の深い凹線をめぐらす。瓦当内面は瓦当部と丸瓦部の接合強化のため粘土が詰められ、ナデ及び指オサエが顕著である。丸瓦部の内面はナデが及んで内型の痕跡を消すものもあるが、それ以外はすべて竹状模骨の痕跡が窺える。外面はナデ調整による。接合された丸瓦の完形品から推定すると全長35～36㎝と見られる行基式で、直線的にすぼまる形ではなく中膨らみになる特徴をもつ。



椎先瓦円形大（1/3）

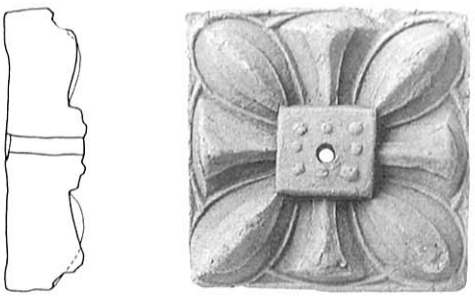
通常の丸瓦は基本的にタタキの痕跡をナデ及び板状工具により消されるが、僅かに並行タタキが残存するものが見られる。内面の竹状模骨の痕跡は同様である。



椎先瓦円形小（1/3）

（軒平瓦）

これまでの整理では、軒平瓦に該当するものはみられない。しかし、以前に通称「平塚」、現在の基壇周辺から表採されたものが九州大学に保管されており、この種が高句麗百済系軒丸瓦と組み合うことが既に小田富士雄・片岡宏二両氏によって想定されている。この軒平瓦は、瓦当の上下端から均等な位置に沈線を施し、二重弧文としたもので、通常の平瓦の広端部をナデ調整した後、先の丸い工具で１条の沈線を描いている。凸面には格子タタキが残存する。この種の軒平瓦が整理の進展により抽出できる可能性もあり、軒平瓦の有無については今後の課題としておきたい。通常の平瓦も同様に凸面を格子タタキで調整するものが基本である。格子は３×４㎜長方形を呈し、彫りは深い。その他、幅２～３㎜の並行タタキを施すものが僅かに見られる。



椎先瓦方形（1/3）

（椎先瓦）

椎先瓦には山田寺系の円形大・円形小・方形の３種が存在する。円形大椎先瓦は径15.5㎝を測る。中房の中心に孔があり、その周囲に６個の連子が配される。８弁の連弁は重弁で子葉は縁が凸線で区画される。中房は中央に膨らみがあり、縁を凸線で画する。円形小椎先瓦は径12.4㎝を測る。円形大椎先瓦の小型のもので、連子が８個となる。方形椎先瓦は一辺が11.5㎝を測る正方形をな

す。中房は長方形で、中心に孔をもち、８個の連子が配される。その周囲に重弁蓮華文を対角に４弁配し、間に楔型の間弁を配する。出土した椎先瓦の孔にはいずれも鉄錆等の痕跡等は見られない。

(鬼 板 瓦)

山田寺系の蓮華文鬼板瓦が破片も含めると10点以上が出土している。そのうち全容のわかる資料が２点ある。これを参考にすると内区文様は椎先瓦と同じく８弁蓮華文である。中房は凸線で囲まれ、その中に１＋８の連子が配される。弁の周囲は大きめの珠文が隙間なく配置され、復原すると珠文は42個である。脚部は縦長のアーチ型をしていて脚の片側にも８個ずつの珠文が配される。全長は46.8㎝、最大幅29.5㎝、厚さは中房部で4.9㎝、脚部付近で３㎝前後を測る。以上の瓦類に共通して見られる特徴は、胎土に砂粒を多く含み、特に長石の白色砂粒が目に付く。焼成も良好で、灰色～青灰色に焼かれるものが多いが、生焼け品で、灰白色を呈すものも多々ある。



鬼　板　瓦（1/6）

◎鉄　製　品

鉄製品には鉄鏃・刀子・鉄鎌・鋤先・鉄斧等が見られる。その他、製鉄関連遺物としてフイゴの羽口や鉄滓がある。製品の分布は広範囲に各群中の土壙墓・住居跡・土坑埋土中に認められる。製鉄関連遺物も同様に広範囲に渡って各遺構に見られるが、特にC・Gb地区に集中する傾向がある。

◎銙　　帯（巻頭図版６）

蛇紋岩製の丸鞆１点、透孔をもつ同製の丸鞆１点の総数２点が出土している。前者はGｄ地区のB94掘り方内、後者はGａ地区D43からの出土。

◎土　製　馬（巻頭図版６）

これまでに７点が出土している。須恵質の陶馬２点、土師質の土馬５点がある。全長15㎝前後で、粘土を貼り付けて鞍を表現し、線刻で面繋、尻繋を表現したものもあるが、鞍の形も明らかではないものもある。分布はA・C・Fｂ地区中に見られ、土坑、住居跡埋土中からの出土。

◎硯（巻頭図版５）

円面硯２点、獣脚硯１点が出土した他、転用硯と見られる須恵器は10点以上が出土している。円面硯はGb地区に所在するC94床面とK288埋土中より出土した。獣脚硯はGａ地区のB83掘り方上面からの出土である。特にC94出土円面硯は上岩田遺跡から北西3.5㎞に所在する三沢京江ヶ浦遺跡5号横穴墓出土のものと同型のものである。

◎製 塩 土 器

これまで出土した製塩土器はすべて小破片で全容がわかるものは少ない。中には、二次焼成を受け赤変する個体もある。内面には布目の痕跡をもつものが多い。分布はA・C・F・Gの各地区の住居跡・土坑から出土している。

Ⅴ．ま　と　め

平成７年の９月から約３カ年をかけて現地調査を行った上岩田遺跡は現在本報告に向けて膨大な遺物の整理作業を継続している。ここでは現時点での成果を踏まえて大枠を捉える事を目的とし、詳細については本報告に譲ることにする。

1. 時期決定について

本遺跡を理解する上で、まず整理しなければならない遺構は、７世紀から９世紀にわたる複雑な掘立柱建物の設定時期である。本概報では、Ⅰ（a，b）期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期を設定し、大枠を捉える事にしたい。Ⅰ期を７世紀後半から８世紀前半と捉え、さらにa・b期に細分している。Ⅰa期を７世紀後半、Ⅰb期を７世紀末～８世紀前半、Ⅱ期を８世紀中頃、Ⅲ期を８世紀後半、Ⅳ期を９世紀前半として捉えている。これらの時期比定は、遺構出土の土器の検討、遺構の先後関係を基本とするが、多数の小ピットが切り合う状況から遺物混入の可能性、掘立柱建物の掘り方及び柱痕出土遺物の取扱方、建物の継続性・計画性、消費地における瓦の出土による時期比定の問題、土器の地域性、遺構の性格・検出状況等を勘案しながら検討した結果である。

2. Ⅰ～Ⅳ期におけるG地区の変遷

Ⅰa期にはGa地区において基壇（東西18.2m、南北15.3m、現状の高さ1.3m）上に瓦葺きの３×２間（推定で、東西8.1m×南北5.4m）に四面に庇が付く建物が存在し、その北側に東西軸の７×３間（東西16.8m×南北6.8m）に東西に庇をもつB80と３×２間（東西6.3m×南北4.2m）で四面に庇をもつB81、さらに９×３間（東西23.4m×南北６m）の規模をもつB82、３×２間のB84の建物群が配される。さらに柵列とみられるピット２条が建物群をL字に囲む格好で存在し、その柵列の中ほどに門跡と見られる建物が位置する。Gc地区には倉庫群４棟のうち３×２間のB173・B175、２×２間のB174の３棟の総柱建物、幅４m前後の東西に走る側溝をもつ道状遺構と竪穴住居のC94が存在する。C94西側の住居C89は若干古い様相を呈する。このGc地区の北に位置するGb地区は竪穴住居が３軒（C96・C341・C349）が存在する。つまり、この時期は基壇建物を中心として東西に軸をもつ大型の建物群域と、柵を隔てて東側には竪穴住居と倉庫群、道を挟んで北側には竪穴住居の集落が存在する形である。またGc地区は小ピットの存在の濃淡を見ると東西南北に空間が存在するように見えることから、ある一定の空間を持った領域と理解できよう。また井戸（K241）がGc地区に存在するが遺物が皆無であるため、所属期は不明であるが、この時期に帰属させることも可能であろう。

Ⅰb期には、Ga地区に南北に軸をもつ側柱建物である5×2間（東西4.6m×南北13m）のB86と６×３間（東西6.1m×南北12.3m）のB87が出てくる。この時期には既に基壇上の建物は地震により倒壊して存在しないと考えられる。

Gb地区には南北及び東西前後に軸をもつ掘立柱建物（B183・B184・B186・B187・B189・B192）が出現してくる。竪穴住居はC90が掘立柱群の西側に（C90）、掘立柱群内に井戸（K348）が存在する。Gc地区には柵列の西脇と谷部脇に倉庫（B91・B172）が出現する。問題は、前段階であるⅠa期の遺構の存否である。切合いから言えば、Ⅰa期を切るのはGb地区において竪穴住居を掘立柱が

切っているものはあるが、その他のものを切るのは次の時期のⅡ期以後になってからであり、建物群の計画性からもⅠa期のものを継続させても無理はない。とするならば、Ⅰb期は基壇上の建物はないものの、それらを2条の柵列で画された大型の建物群が存在し、この区画を隔てて東側Gc地区では3×3間（東西5.2m×南北7.2m）総柱建物の大型の倉庫と、広場的な空間をもって谷部脇には4棟の倉庫群が並び、倉庫域の様相を呈する。その北側のGb地区では、掘立柱建物と竪穴住居で構成され、出土遺物に注目すると、鉄製品やその関連遺物が卓越する特徴が認められることから、そのレベルはともあれ工房的なエリアが展開する形となる。つまり、Ⅰb期には各群の単位で計画的に機能が分化されている様相が浮かび上がってくる。

Ⅱ期になるとⅠ期の計画性が失われ、それまでとは様相を異にする。Ga地区に存在したB86とB87、Gc地区のB91の建物を切る溝（D150）が出現する。この溝はGb地区とGc地区を大きく囲むようになる。この溝で囲まれた地域内の北側（Gb地区）で竪穴住居が展開し、それらを区画するとみられる方形区画のピット群が形成される。また、南に位置するGc地区は遺構が希薄な空間地と化す。

Ⅲ期は、Ⅱ期の溝D150に囲まれたGb・Gc地区と新たに南側のGd地区に遺構が見られる。この溝で区画された内部では、溝の西辺に沿うように倉庫3×2間の総柱建物（B176・B89）が並び、中央部には竪穴住居と掘立柱建物の一群が構成される。Gd地区は倉庫を含む掘立柱建物が出現してくる。本遺跡における竪穴住居の最終時期となろう。

Ⅳ期もⅢ期同様な分布を示す。溝内西側には倉庫が2棟並ぶがこのうちB90はⅠ期の東門と見られる建物を切っている。掘立柱建物群は溝内の北側（Gb地区）と南側（Gc地区）、そしてGd地区の3つの集団が想定される。土坑に廃棄される土器の最終段階である。また、墨書土器と刻書土器の主体をなすのはⅢ期とⅣ期である。

以上のように時期的には、Ⅰa期～Ⅳ期まで5期に分けることができるが、遺構の切合いや建物構成、計画性、継続性などの側面から見ると、さらに3期にまとめる事ができる。それは、**Ⅰa＋Ⅰb期、Ⅱ＋Ⅲ期、Ⅳ期**で、その画期には計画性の異なる掘立柱建物群の切り合い関係がみられる。加えて、同一期内においても竪穴住居や土坑の切り合い関係はあるものの建物間の切り合いが見られないこと等による。また、Ⅰ期内においては建物軸の変化はなく、さらにa～b期間における建物の切り合い関係はなく、計画性の継続が見られる。Ⅰb～Ⅱ期間においては溝により前時期の建物群の企画・計画性が否定され、建物の構成や軸に変化が見られる。Ⅱ～Ⅲ期間の変化は竪穴住居において切り合い関係が見られるが、掘立柱建物は追加される形となるため、同一計画のもとの変化と見てよいだろう。Ⅲ～Ⅳ期の変化は単位構成も異なるが、Ⅲ期の建物を切るものが増え、軸も異なって再編された単位を形成してくるようになる。以上にように遺構のあり方から画期が見出され、大枠での時期的変遷を捉えることができよう。

なお、Ga地区の西側に展開する四面庇のB152を含む建物の一群は、計画性から見ればⅠ期の範疇に含めたいものであるが、切合い関係から後出する可能性もあるため、現段階では別の集団を調査区外の西側に展開するものとして捉え、今後の検討課題としておきたい。

3. 上岩田遺跡の性格

性格を述べるに当たっては、調査区内の各地区の性格を抽出し、さらに周辺に所在する主要関連

遺跡との消長関係を絡めて考慮し、最終的にG地区の性格について検討することにする。

(1) 調査区内における性格

上岩田遺跡は、縄文時代早期の落し穴状遺構の出現から始まる。これは全地区に見られる。この時期の集落は不明であるが、縄文時代晩期後半、所謂刻目突帯文期にはG地区の南西側を中心に竪穴住居跡と甕棺墓を検出している。そして、弥生時代の中期末から後期にかけての集落（竪穴住居と周溝状遺構）が、A・B・E・F・G地区にある。それ以降は6世紀前半の古墳が1基、G地区の北方に存在する。

問題となるのは7世紀以後である。それ以前は断続的に現われていたものが、この時期以後9世紀前半代まで継続して現われる。なお、当該期の墳墓群に関しては、現段階では整理の都合上時期の特定が困難であるため、B地区及びD地区にあることを踏まえて、他の遺構の展開を述べることとする。

まず、7世紀前半から中頃にかけての集落は、竪穴住居がA・C・E・F・G地区に存在し、竪穴住居1～2軒を単位とする母集団がA・C地区で2～3単位、E地区で2単位、F地区で各小支群ごとに2～3単位、G地区で5単位前後が認められ、G地区以外はそれぞれの限られた空間で、各群での消長はあるものの一定期間の展開を見せる。オンドル式と見られるL字形カマドをもつ竪穴住居は7世紀中頃～後半期にC地区に集中して出現する傾向が見られる。出土遺物の面からも特に鉄製品や鉄関連遺物を保有する特徴をもつ。

次に7世紀後半から9世紀前半代の遺構は、墓域とみられるD地区を除く各地区に展開する。遺構の在り方と性格からG地区、A・C地区、B・E・F地区の大きく3つにまとめる事ができる。

G地区は、先述したようにGa地区の大型掘立柱建物群を中心として展開する。基壇とその北側の柵に囲まれた東西軸の大型掘立柱建物、その東のGb・Gc地区には空間を意識した倉庫群と大型の竪穴住居がⅠa期に出現する。Ⅰb期には基壇建物は消失するが、柵列とみられる2条のピット列の内側にあたるGa地区には南北棟が、その東のGc地区には倉庫が追加され、北側に位置するGb地区が竪穴住居と掘立柱建物群とに構成が変わる。Ⅱ・Ⅲ期になると、西側Ga地区の大型掘立柱建物が無くなり、Gb・Gc地区には溝で区画された内部に竪穴住居と掘立柱建物群の単位集落がGb地区に出現し、Gd地区にも掘立柱建物群が見られるようになる。Ⅳ期になると竪穴住居は消滅、掘立柱建物群の単位が更に拡大し、Gb・Gc・Gd群に展開するようになる。

A・C地区は大型の竪穴住居とやや大きめの側柱及び総柱の掘立柱建物群を中心として構成される地域であることに共通性がみられるが、遺構・遺物の面からみると集落の性格には相違が見られる。それは、C地区は渡来色の強いL字形カマド(オンドル式)を当初から採用することや鉄器や鍛冶関連遺物を出土する住居が集中することから、それから発展した集落の可能性があることである。

A地区では当初建物配置が東に振る軸から真北軸への変化が見られ、この時期に中心建物を配した比較的整然とした建物配置を呈し、居館的な性格を帯びる集団である。B・E・F地区も同様に竪穴住居と掘立柱建物群によって構成されるのであるが、その規模は他のG・A・C地区に比べると共に小さい。しかし、Ⅲ期～Ⅳ期の文字資料にはA・G地区と関連する文字が見られ無関係とはいえない。

このように見てみると、時期によって各地区が相互に連関しあって成立している図式が現われてくる。つまり、B・E・F地区はG・A・C地区を支えた下級クラスの人々の集落として、A地区はG

地区造営に関わる上級クラスの集団が各時期に渡って展開する地区。G地区はⅠ期には特殊な機能を持ったGa・Gc地区があり、それに付随する工房的な施設がGb地区に展開する。Ⅱ期以降はⅠ期の特殊な機能を引きずりつつも機能が縮小或いは分化した後の施設域。C地区は渡来系の職能集団が当初より占地し、彼等もまたG地区の造営に関わり、その中で展開していった集団と捉えたい。つまり、G地区の造営とその特殊機能を媒介として、相互に密接に関連をもって展開していったのが上岩田遺跡の実態として捉えられる。

(2) 周辺遺跡との関係

最後の問題は、G地区の特殊な機能が一体何なのかである。この問題は既知の小郡官衙遺跡、井上廃寺、下高橋官衙遺跡も絡めて考えていかねばならない。そのためには次の①～⑦の前提のもとに考えていかねばならないだろう。

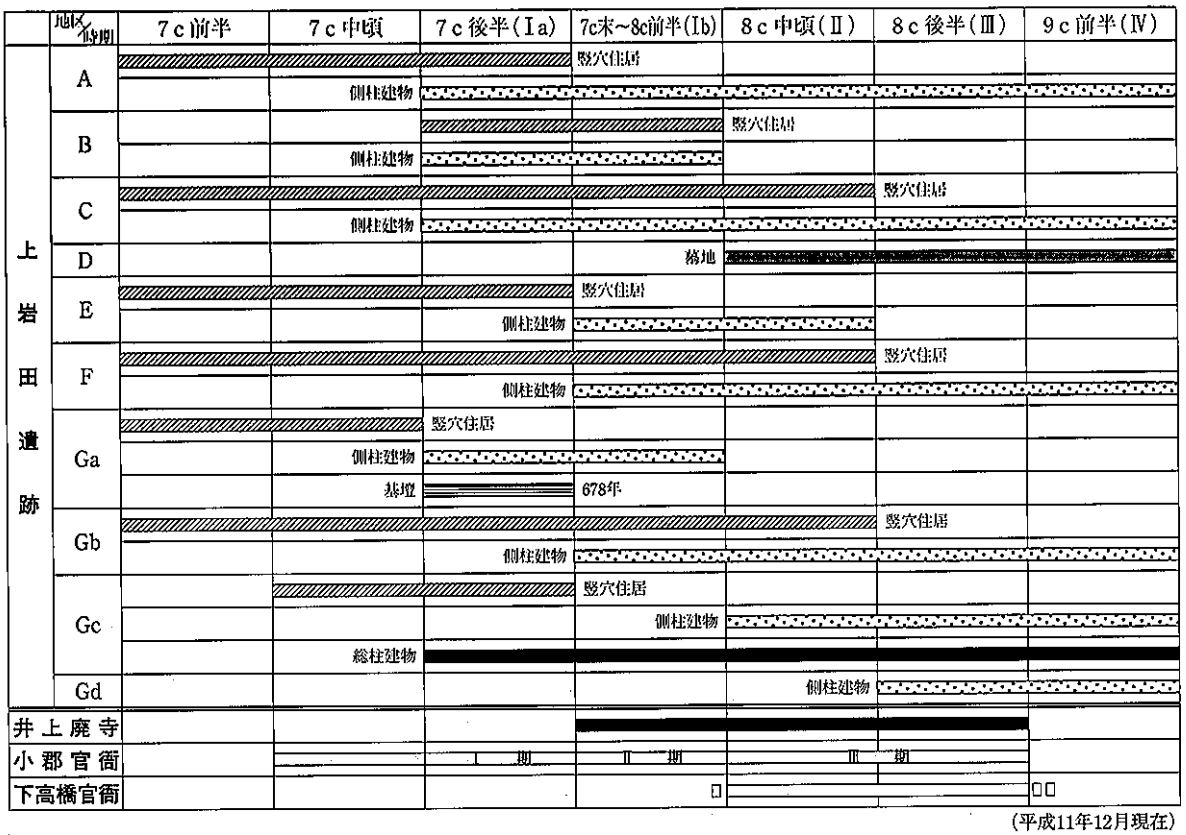
① 基壇は7世紀後半代には存在するが、基壇上の建物は678年の地震で倒壊、その後は復興されていない。

② 基壇上の建物は瓦葺で、最古段階の地方寺院である可能性がある。

③ 基壇周辺の大型の掘立柱建物群は、基壇造営時から築造されるが、まず東西棟、そして南北棟と計画的に配され、南北棟完成時には既に基壇上には建物はない。

④ 基壇周辺の大型建物群は、8世紀の中頃には廃絶され、その後はその東方に溝による区画をもち、区画内に建物群が展開する。「筑後國」などの地名や人名等を記した墨書・刻書土器、緑釉陶器などが出土するのはこの時期。

⑤ 井上廃寺が造営されるのは8世紀初頭前後である。



(平成11年12月現在)

上岩田遺跡主要遺構と周辺遺跡時期別消長図

⑥　小郡官衙遺跡において掘立柱建物群が形成されるのは、7世紀中頃（小郡官衙Ⅰ期以前）、7世紀後半（同Ⅰ期）、7世紀末～8世紀前半（同Ⅱ期）、8世紀中頃～後半（同Ⅲ期）の4時期であるが、コ字形配置をとり、倉庫や館などの諸施設が揃って見られるのは7世紀末～8世紀前半の官衙Ⅱ期である。真北方向に建物を配置するのはその次の8世紀中頃であるが、その群構成は前時期に比べると明確ではない。

⑦　下高橋官衙遺跡の官衙としての機能は、8世紀中頃～後半である。

以上のことから上岩田遺跡G地区を位置付けるならば、まず、定型化したコ字形配置を呈する小郡官衙Ⅱ期に先行し、官衙的様相と寺院的様相を併せもつ形態をとる。その後、寺院は井上廃寺へと転化するが、G地区の官衙機能は、小郡官衙やその後の下高橋官衙への完全な機能の移転はなされず、諸機能のいずれかを残して存在していると考えられる。こうした事象は上岩田遺跡の当初の造営目的やその立地の重要性に起因しているのであろう。

その流れを次のように考えられないであろうか。まず、7世紀後半を上限とする官衙的役割をなす施設の造営がなされるが、それは寺院も含むものであった。これは、初期の地方支配の形態、政教支配による形態で、地方寺院の発生形態をも示すものであろう。が、造営中に地震により寺院は倒壊、その後再建を迎える時期と相まって、飛鳥浄御原令の制定といった全国的な支配体系の確立化が進み、官衙の整備、寺院形態の確立化が進み、新たに北西500mに位置する井上の地に伽藍配置をもつ寺院が計画・建立される。官衙機能の一部を担う施設はそのまま上岩田の地に残されるが、同様に地方支配が確立される時期と重なり、新たな施設として小郡官衙Ⅱ期建物群が定型化した官衙配置で造営される。その後大宝律令の制定により、より一層の地方組織の拡充・整備が強化されることとなる。御原郡においても8世紀中頃には大刀洗町下高橋の地にその主要な機能は移転し整備されていくと考えられるが、官衙機能のすべてが転化したものでなく、郡政の主要機能のみが移転されたものであろう。これは、隣接する井上薬師堂遺跡から出土した木簡が7世紀代の記録簡である特徴を示し、記載事項において評域レベルを超えた出挙の記載と推測され、大宰府の補完的な機能も考慮されている。そうした機能が上岩田遺跡において行う目的で当初設置され、時代と共に機能分化をしつつ継続していったものと考えることもできよう。

このような変化はG地区の時期的な遺構の変化にも投影することができる。先に示唆したⅠb期には小郡官衙Ⅱ期や井上廃寺が造営され、Ⅱ＋Ⅲ期には小郡官衙Ⅲ期と下高橋官衙の造営の時期に一致し、それぞれの転換期においてG地区の建物構成も変化しているのである。

7世紀後半は、660年の百済滅亡が決定的となり百済救援軍の派遣。しかし、白村江の海戦で唐・新羅の連合軍に大敗を喫した。これにより、唐・新羅の日本侵攻が予想され、大宰府とその周辺は国防の最前線に位置づけられることになる。水城、大野城、基肄城、神籠石の設置など緊迫した情勢が伺知れ、同時に国内を律令体制へと再編する契機となった。こうした歴史的変動期に大宰府の背後にあたり、四方に連絡路を有する当地もその影響を受けていたであろうことは容易に推察される。まして上岩田遺跡の西方約900mには宝満川が南流して大河筑後川へと注ぎ、有明海へ抜ける。また、宝満川を北上すれば、大宰府の地へと繋がるのである。そういった情勢、立地のもと展開した上岩田遺跡が、7世紀後半代の地方官衙及び寺院の発生にのみその役割を終えたとは言い切れず、大宰府以南の重要拠点の一つとしての位置づけがなされたであろうことは、御原郡という一郡内に官衙的様相を呈する遺跡が点在していることからも明らかなのではないだろうか。

Ⅵ. おわりに

上岩田遺跡が周辺遺跡、ましてそれ以上に当該期の地方情勢、特に北部九州を語る上で重要な遺跡であることは間違いない。

本遺跡の調査は小郡市の東部地域の活性化を目的に、工業団地の造成がなされたことに始まる。事前の試掘調査においても埋蔵文化財の密度が高い地域でもあったが、計画はそのまま続行された。対象地内に存する基壇は、古来より地元では「平塚」と称され、墓所ではないかとして禁忌地とされてきた。昭和34年には一部調査され、瓦類が出土し、墓所ではなく建物の基礎ではないかかと示唆され、地元伝承とともに今日までその姿を止めてきた。今回の調査では基壇の証明を行い、基壇を開発における３％の緑地に含めるよう開発側と協議を行い、その結果３％の緑地（約5,000㎡）を超える約6,800㎡が公園として保存することで全体の開発が行われてきた。事前の試掘調査において確認されていた建物群に関しては、時期や性格の把握に時間を要し、開発計画の工程もあって、最終的に要保存相当遺構と判断したのは、調査最終年度となった平成10年の春であった。その後開発側との協議を重ねていったが、現地では最終調査地である基壇周辺のG地区の一部のみを残し、造成が終了または続行中であった。そのような状況の中、最低でも基壇を含む一連の完結する建物群までは保存できないかと開発側との攻防が続くのであるが、最終的に市としての保存の意向が表明されたのは調査終盤の10月下旬であった。それ以降開発側との調整も然ることながら、後継者不足に悩み地域振興の最後の望みを賭けて誘致した工業団地に土地を提供した地元民の了承を得る必要があった。そして、保存地域の設定、保存方法、地元説得、文化庁・県との調整等様々な難問をようやくクリアし、今後の方針を見出せるようになったのは年を超えた平成11年3月下旬であった。その結果、十分とは言えないが、従前の保存地域約6,800㎡に加え、その東側の地区約10,200㎡を新たに加えた全体で約17,000㎡の保存が可能となり、結果的には本概報で示した基壇を含めたⅠ期の主要遺構の大半を取り込むことができた。（第11図）

ここに報告した上岩田遺跡については、現在も整理作業が継続中であることは繰り返し述べてきた。今回、概報という形でまず報告することで、我々自身の本報告へ向けての作業指針となるのみならず、速報としての遺跡・遺物の公開となれば幸いである。今後は本報告へ向けて資料の整理、分析を行い、詳細な形での報告となるよう精進していきたい。



上岩田遺跡現地説明会風景



造成中の上岩田工業団地



第11図　上岩田遺跡保存地区図

遺跡の主な来訪者（順不同・敬称略）

＜文 化 庁＞

坂井秀弥、磯村幸男、森田稔

＜大学・研究機関等＞

大脇潔（近畿大学）、伊藤太作・山中敏史（奈良国立文化財研究所）、森郁夫（帝塚山大学）、金田章裕（京都大学）、佐藤信（東京大学）、狩野久（岡山大学）、笹山晴生（学習院大学）、門脇禎二（京都女子大学）、鈴木靖民・佐藤長門（國學院大學）、木本雅康（長崎外国語短期大学）、小田富士雄・武末純一（福岡大学）、田中正日子（第一経済大学）、平川南・藤尾慎一郎（国立歴史民俗博物館）、西谷正・田中良之・坂上康俊・溝口孝司（九州大学）、大金宣亮（日本女子大学）、亀田修一（岡山理科大学）、池田榮史（琉球大学）、松田時彦・高倉洋彰（西南学院大学）、古谷毅・白井克也（東京国立博物館）、佐田茂・日野尚志（佐賀大学）、渡辺正気（前九州考古学会会長）、木下良（古代交通研究会会長）、田中史生（関東学院大学）、吉田和彦（別府大学）

＜教育委員会等＞

石松好雄・柳田康雄・井上祐弘・川述昭人・橋口達也・佐々木隆彦・児玉真一・田上稔・伊崎俊秋飛野博文・秦憲二・吉村靖徳・進村真之（福岡県）、栗原和彦・横田賢次郎・赤司善彦・齊部麻矢（九州歴史資料館）、松村良一・水原道範・白木守・小澤太郎（久留米市）、赤川正秀・西村智道（大刀洗町）、馬田弘稔・川端正夫・松尾宏・隈部敏明・篠原浩之（甘木市）、石井扶美子・佐藤正義（夜須町）、本田岳明（北野町）、丸林禎彦・江島伸彦（田主丸町）、姫野健太郎（朝倉町）、平川祐介（吉井町）、石木秀啓（大野城市）、宮井善朗・菅波正人（福岡市）、大坪剛（水巻町）、藤丸詔八朗・梅崎恵司・柴尾俊介（北九州市）、平野卓治（横浜市）、西川修一（神奈川県）、大橋泰夫（栃木県）、山路直充（市川市）、辻史郎（我孫子市）、髙崎章子（中津市）、木村幾多郎・坪根伸也（大分市）、狭川真一・木戸康利・中島恒次郎・山村信榮（太宰府市）、原俊一（宗像市）、吉田寛（大分県）、松田訓（愛知県）

＜海　　外＞

鄭漢徳（釜山大学）、李弘鐘（高麗大学）、朴在赫・李海蓮（釜山市立博物館）、金容民・郭經根・田昌基・趙貴衡（国立扶余文化財研究所）

＜報道機関＞

西日本新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、共同通信社、時事通信社、九州経済情報新聞社、ＮＨＫ、ＲＫＢ、ＭＢＣ（韓国文化放送）

上記の方々から有益な助言やご指導を賜りました。この場をかりてお礼申し上げます。
尚、上記には失礼ながら未記入者がありますことをご了承願います。

付　　編

上岩田遺跡の基壇の地割れと天武七年筑紫国地震

西南学院大学教授　松田時彦

上岩田遺跡（福岡県小郡市）の基壇の地割れについて記し、それが天武七年筑紫国地震の強震動によって形成されたことを述べる。以下は1999年１月における短時間の現地観察とそれに基づく考察である。

１）基壇について

小郡市教育委員会によると、基壇のある上岩田遺跡Ｇ地区は宝満川左岸にある低位段丘面上に位置し、基壇は以前から「平塚」と呼ばれていた東西約18.2ｍ、南北約15.3ｍ、高さ約1.3ｍ（いずれも現況）の方形の高まりである。それは周辺の遺構確認面である黒色土を約0.5ｍ掘り込んだ上に砂質土や粘質土を交互に積み上げた堅固な版築土からなる。７世紀後半にこの基壇の上に瓦をのせた建造物があったと推定されている。

２）地割れの特徴

基壇にはいくつかの地割れが生じていたが、それらの性質は次のようである。

１．いずれも開口地割れである。付近に剪断やずれは認められなかった。地割れはほぼ鉛直であり、確かめられた限りでは下方ほど開口幅が狭くなり基壇の基底面の下まで達しているものはなかった。

２．地割れの大部分は基壇の縁にほぼ平行し（すなわち走向がほぼ東西方向と南北方向であり）かつ基壇の周縁部近くに多く生じていた。

３．地割れは基壇の内部にだけ分布していて、基壇を離れて周辺の遺構確認面にまで続くものはなかった。なお、観察したかぎりではＧ地区内にはその他の開口地割れや地盤の液状化や断層を思わせる地割れは見られなかった。

３）地割れの成因

基壇の地割れは、その分布が基壇内に限られていて付近の地盤には断層は全く認められないことから、地下の断層の動きに伴う直接の断層性の地割れとは思われない。また、周辺の地盤に液状化現象が全く見られないことから、地盤の液状化に伴う基壇の崩壊とは考えられない。これらのこと及び基壇の地割れが基壇の側壁斜面に平行した開口地割れであることから、地震動による斜面の開裂によるものであると考えられる。

地震を伴わない長期間の自然崩壊による地割れであることも考え得るが、地割れの走向や位置に上述のような規則性があること、版築土は現在でも強度を維持していること、雨裂のような流水による浸食がほとんどないこと、などから長期間における徐々な崩壊は考えにくい。

以上の性質と考察から、基壇の地割れ群は、この地区の近隣で生じた地震の時に、その強い震動によって生じたものと考えられる。

4）地震動の強さと地震の規模

一般に斜面の崩壊や地割れをもたらす地震動は気象庁震度階の震度６か震度７に相当する。震度５でも希に地割れや崩壊などが生じることがあるが、この基壇の場合は堅固な版築土で一体としてつくられその斜面の勾配も適度であるから、地割れをもたらした地震動は震度６かそれ以上であったと考えられる。

震度６以上の強震動は、通常マグニチュード７程度かそれ以上の規模の地震によって生じる。そのような大規模な地震であっても、その震源から遠い地域では震度６以上にはならない。ある経験式（村松，1960）によると、マグニチュード７の地震で震度６以上になる範囲は通常震央からおよそ半径15km以内である。マグニチュード7.5の地震では半径およそ35km以内である。つまり、上岩田地点に震度６以上の地震動をもたらした地震の震央はこの地点から35km以内にあったと考えられる。九州付近でより大規模なマグニチュード８級の巨大地震が起こるとすれば日向灘においてであるが、震央距離は100km以上もあり、日向灘の大地震で小郡地域が震度６以上になる可能性はない。

5）周辺での歴史地震

上記のように基壇に地割れをもたらした地震はこの地点から30～40km以内にあった可能性が大きい。その範囲はほぼ福岡市、日田市、大牟田市、佐賀市を含む地域である。この地域で過去約1300年間に生じたマグニチュード6.5以上の地震は天武七年筑紫国地震だけである。そのほかにマグニチュード６級の地震が２つ（1831年の佐賀平野の地震と1898年の糸島半島の地震）知られているが、いずれも被害は局地的であり震央はこの地域から30km以上はなれている。いずれも小郡地域に震度６をもたらしてはいない。

6）天武七年筑紫国地震との関係

日本書紀の天武七年十二月二十七日（天武七年十二月はユリウス暦では678年ではなく679年になる）の条に、この月に筑紫国で大地震があり幅２丈、長さ３千丈余りの地割れができ多くの民家が壊れたという記事がある。近年の久留米市での遺跡調査によって、その頃に生じたと思われる地震動跡が多くの地点で見出され、それが天武七年の筑紫国地震に相当する可能性が指摘されていた。（松村，1990）さらにその後、久留米市山川町前田遺跡地内で、土師器片を含むその頃に生じたと思われる地割れが水縄断層の露頭において見出され、天武の筑紫国地震が水縄断層を震源としたものであることがほぼ確かめられた。（千田ほか，1994）

基壇の位置は水縄断層の西部から10km北方にある。基壇を破壊した強震動は天武七年十二月の筑紫国地震によると考えられる。

<文献>

千田　昇，松村一良，寒川　旭，松田時彦，1994，水縄断層系の最近の活動について，－久留米市山川町前田遺跡でのトレンチ発掘－，第四紀研究，33，261－267

松村一良，1990『日本書紀』天武７年条にみえる地震と上津土塁跡について，九州史学，98・1・23

村松郁栄，1960，in　萩原尊禮編著「古地震」－歴史資料と活断層からさぐる，東京大学出版会，321ｐ

上岩田遺跡の構成と歴史的位置

福岡大学教授　小　田　富士雄

1．はじめに―検討の方法―
2．7～8世紀代上岩田遺跡の構成
　(1) Ｇａ区の構成
　(2) Ｇｂ・ｃ・ｄ区の構成
　(3) Ｇａ・ｂ・ｃ区の性格
　(4) Ｂ～Ｆ区の性格
　(5) 基壇遺構（上岩田廃寺）と古瓦
3．上岩田官衙遺跡の歴史的位置

1．は　じ　め　に　―検討の方法―

上岩田遺跡の発掘調査は、小郡市東部地区開発事業対象地について平成７年以来行われてきた広範な遺跡である。なかでも南西地区を占める基壇遺跡（通称「平塚」）周辺は、以前から古瓦なども採集されて注目されていたので、当初から保存の対象区域と目されていた。果して発掘調査の進展とともに大型掘立柱建物をはじめとする注目すべき遺構群が現れて、その配列や国指定史跡「小郡官衙遺跡」と並ぶ最古段階の時期にまでさかのぼるところから、にわかに関係方面の注目を集めるにいたった。

小郡市教育委員会では福岡県教育委員会や文化庁とも連絡をとりつつ、当初から保存対象地区として模索されてきた「平塚」基壇周辺地区（Ｇ区）について具体的な境域を策定する必要に迫られることとなった。あわせてこの地区についての学問的意義づけも必要となった。そこで調査の一段落した平成10年10月以降、小郡市教委の中島達也・柏原孝俊両技師を中心に整理作業に入り、平成11年度から小田富士雄（考古学）、田中正日子（古代史）両名も加わって計3回におよび検討会を開いて遺跡の時期・性格などについて検討を行ってきた。保存対象地区として直接関係するところはＧ地区であるが、その近隣周辺には同時期の関連遺跡が広がっているところから、それらを含めて地区分けをして周辺から検討してゆくことによって、最終的にＧ地区の性格を決定する方法が賢明であろうと考えるに至った。そこで上岩田遺跡をＡ～Ｇ７地区に大別し、さらにＦ・Ｇ地区についてはその内容からａ～ｄ四小区に分けて検討された。各区における調査成果は別に報告されているのでそれに譲り、本稿ではＧ地区を中心に本遺跡の性格と位置付けを行ってみたい。

2．7～8世紀代上岩田遺跡の構成

Ａ～Ｇ地区について各地区単独の分析で終始させてしまうのでは、最終的に歴史的位置付けをしようとするＧ地区との関係の有無は抽出できない。そこでまずＧ地区における建物遺構の出現から終焉にいたる消長を遺構と遺物の両面から検討して、Ⅰ期（ａ小期＝７世紀後半・ｂ小期＝７世紀

末～８世紀前半)、Ⅱ期＝８世紀中頃、Ⅲ期＝８世紀後半、Ⅳ期＝９世紀前半とする四大時期区分を設定することができた。これを基本にして他地区との関連を検討する方法でのぞむこととした。

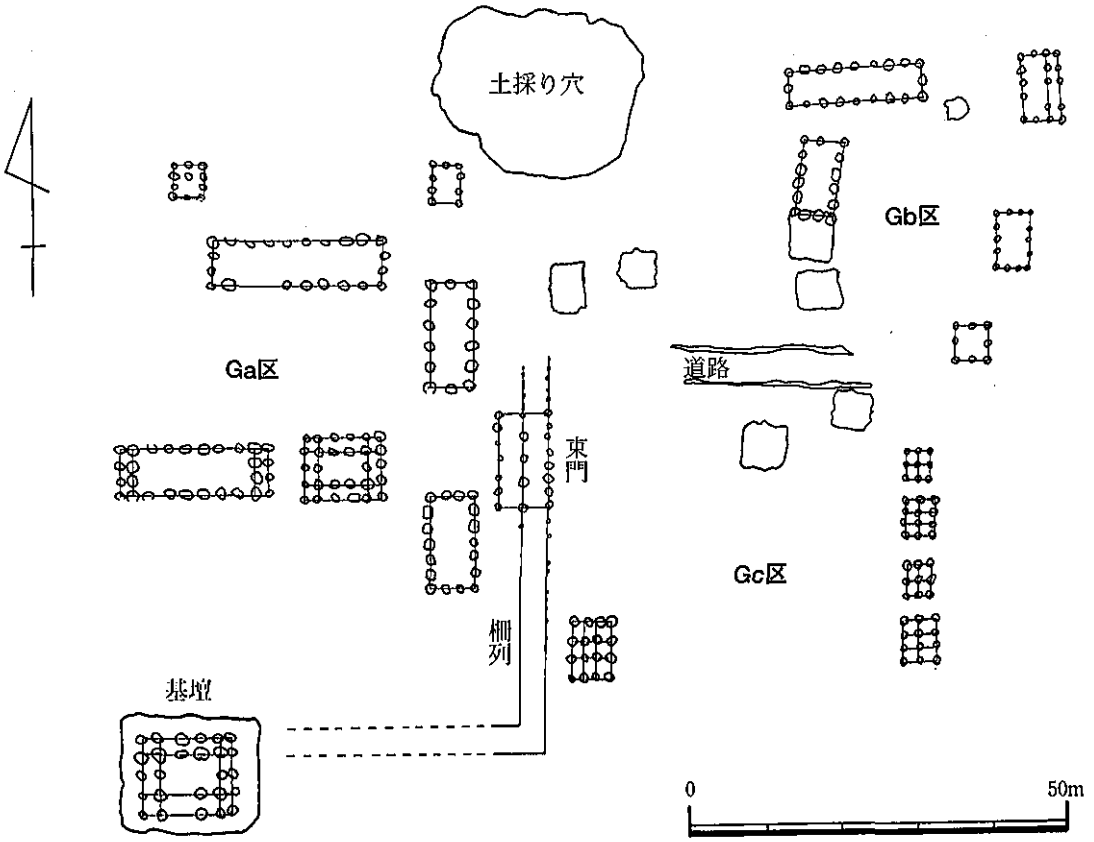
Ｇａ区の基壇遺構とＡ区建物群については、1997年に宮田浩之氏が「上岩田廃寺」と「郡司層」(地方豪族）の居宅」の名称で紹介してからにわかに全国的知名度を得ることとなった[1]。それは全国的にもきわめて珍しい最古段階の地方豪族の居宅とその建立寺院という認識に拠ったからであった。しかしその後に進展した調査によって、基壇遺構北側の掘立柱建物群については事実関係を訂正せざるを得なくなった[2]。また最北西地区にあたるＡ区は、長方形プラン側柱形式や方形プラン総柱形式の掘立柱建物群70棟ほどが発見され、方位によって４～５期に分けられた。そのうち建物群が急増して官衙的配置に近い様相をみせる宮田氏の第３期は、同様な配置の出現した小郡官衙遺跡の第Ⅱ期の様相[3]と一致することが注目された。両者が東西2.5kmの至近距離にある点も考慮されていた。

(1) Ｇａ区の構成

Ａ区の南250mに位置するＧ地区は、基壇遺構とその北側に一定の規格性をもって配置された掘立柱建物群で構成されるａ区と、その東に隣接して北から南に並ぶｂ・ｃ・ｄ区から構成されている。

ａ区のほぼ南端にあたる「平塚」基壇、北側東西棟建物群はⅠａ期に、つづくⅠｂ期までに東側に並ぶ南北棟建物群、さらにこれらを囲むようにその東側を南行し、西折して基壇中央部にとりつく二重柵列が検出されたことによって、柵列でｂ～ｄ区と区分されたＧａ区内のⅠａ・Ⅰｂ期を通じて遺構群を一つのまとまりとして完成された当初からの規格性配置であったとみることができる。すなわち小郡官衙遺跡に先行する初期官衙遺跡の中枢部にあたる位置を占めることになる。なかでも注目を引いたのは基壇建物の調査成果である。掘込地業を伴う丁寧な版築構造の表面に東西3間・南北２間の四面に庇をめぐらした南面形式の堂宇である。近時「上岩田廃寺」の名称で紹介されたが[1]、また筆者もその屋瓦に使用された高句麗百済系単弁六弁形式軒丸瓦について上岩田式古瓦を設定し、さらに後続する井上廃寺Ⅰ式古瓦にも転用されるが、この古瓦の初出時期については７世紀第３四半期をあてておいた[4]。ところで基壇上面の調査結果によると多くの地割れが検出され、これが天武紀７年（678年）12月条にみえる「筑紫國大地動之。地裂廣二丈、長三千餘丈。」と記された、いわゆる筑紫大地震の痕跡であることが判明した。版築基壇には特に大きな被害を蒙り、このためほぼ完工していたかに思われる堂宇は倒壊したであろう。つづくⅠｂ期までのうちにその北方建物群や柵列は完工したが、その存続期間は短命でⅡ期を迎える頃までにすべて廃滅した。

このＧａ区の東限を画する二重柵列とその北東限を画する土採り穴によって、東接するＧｂ・Ｇｃ両区と区分されるが、Ｇｃ区との連絡には東柵列のなかほどに通路（東門）を設けていたようである。東柵列上の７間分（12.6m)、これと対応する西柵列上の４間分（12.6m）は不等柱間ながら、掘り方を伴うやや大きめの柱穴列で構成されていて、当初柵門を想定した。その後の検察によって西柵列のさらに西側3.3mのところに、対応する６間分（12.6m）の柱穴列が検出されるに及んで、両柵列上に東半分を乗せた南北12.6m・東西6.6mの東門堂宇の存在が認定されるに至った。３列からなる桁行方向の柱数は同数でないので総柱形式であるが、碁盤目状の柱配置は組めない。歴史時代以前にみられる平面形式を踏襲したものと理解される[5]。



第１図　上岩田遺跡Ｇ区Ⅰ期遺構略図

(2) Ｇｂ・ｃ・ｄ区の構成

Ｇａ区と東門によって接続するＧｃ区は、中央を広場として、西に南北棟掘立柱建物１棟、東に南北に並ぶ南北棟掘立柱建物４棟を配している。いずれも総柱形式で高床倉庫群に比定される公算が大きい。さらに中央北には竪穴住居２棟が見られる。このような構成は公的な税倉やそれらの管理にかかわる下層クラス人の居住などのエリアを想定するにふさわしい。Ｇｃ区の北には東西方向の道路をはさんで掘立柱建物群と竪穴住居群からなるＧｂ区がある。ここでの配置はこれまでみてきたＧａ・Ｇｃ区のような規格制ある配置とはかなり異なった方位のやや無秩序さがまず目につくところである。南は道路、西は土採り穴、東は大溝で限られた区画に集住している点からＧａ・ｃ区と無関係でないことが察せられる。鞴羽口・鉄滓・製塩土器などが発見されている点に注目すれば工房的性格を含む付属エリアではないかと推察される。Ｇｄ区はⅠ（ａ・ｂ）期相当の遺構は発見されておらず、Ⅲ・Ⅳ期の居住集落である。

(3) Ｇａ・ｂ・ｃ区の性格

Ｇ区について上述してきたところを要約すれば、その出現時期は７世紀第３四半期代（Ⅰａ期）にさかのぼる。ａ区は東西棟と南北棟の長方形プラン側柱形式建物が、広場をとり入れながら規格性のある南面配置を示して、官衙の中枢部すなわち政庁エリアを構成している。このうち身舎の周囲に庇をめぐらす５間４間建物は正殿に相当するものであろうか。しかしのちの定形化した朝堂院

形式（いわゆるコの字形配置）の政庁とは異なるそれ以前の段階を示すものである。さらにこのエリアで注目されるものは、南端に高い基壇を伴う５間４間の瓦葺仏堂を配し、この東側面から東行し、さらに北折する二重柵列によって上述の政庁建物群を囲いこんで一体化している点である。しかもこの仏堂は678年の筑紫大地震によって倒壊したことが知られたことによって、このエリアの上限を７世紀第３四半期にもとめることは一層補強された。

つぎに東隣りのｃ区は、柵列中に設けられた東門によって連接された倉庫群エリアである。さらにその北にあたるｂ区は東西道路によってｃ区と、またａ区の北行する東柵列と土採り穴によってａ区と区分されている。ここではａ・ｃ区にくらべると規格性に欠ける分布状態を示す竪穴住居と掘立柱建物で構成されるところが特徴である。そして出土遺物をも参照することによって、政庁に付属する工房や厨房などとして機能したエリアとして位置付けることができよう。

この最古段階官衙は678年以降（Ⅰｂ期）まで存続したが、やがて８世紀前半に推移してゆくⅡ期を迎えると、Ⅰ期のＧａ・ｃ区の建物群はすべて消滅して、「平塚」基壇の高まりをのこすのみの空閑地と化した。一方、Ⅰｂ期（７世紀末～）には北方Ａ区（３期）と西方小郡官衙遺跡（Ⅱ期）で官衙配置が出現する。とくに後者では整然たる「コの字配置」官舎とその北方の倉庫群という律令時代通有の官衙配置が出現した(3)。以後Ⅱ期を通じて官衙施設の中枢機能は小郡官衙遺跡に移り、Ａ区も郡司居館としての施設を充実させていったとみられる。上岩田遺跡Ｇ区の政庁関係遺構がⅠｂ期をもって一斉に終焉を迎えているのもこれと符合するところである。さらにⅢ期以降には南約２㎞の大刀洗町下高橋遺跡(4)に官衙の中枢施設が移転したとされている。

ところで、上岩田遺跡Ｇ区のⅡ期以降の様子はどうなったであろうか。ａ区は空間地の状態を呈しているがｂ・ｃ区には竪穴住居や掘立柱建物が数は激減するものの新設され、両区を区画する西限溝がａ区内の東側を南北に走り、ｃ区の南寄りで東折して南限を画する。さらにⅢ期以降にも掘立柱建物が増設されてゆくが、この頃にはその南ｄ区にも設けられている。なかでも多くの墨書土器がみられるのはⅢ～Ⅳ期であり、特にＧ区の出土例が多い。そのなかには「寺」・「田帳」・「筑後國」などもみられて公的施設とのかかわりが推察される。また小郡官衙遺跡も８世紀後半（Ⅲ期）まで官衙的配置を崩しながらも存続している点もあわせて考えると、御原郡衙は７世紀後半に上岩田に開設され、７世紀末頃には小郡官衙に、さらに８世紀後半代には下高橋へと変遷してゆく歴史をたどったことが明らかになったが、一方では下高橋官衙段階まで上岩田官衙、小郡官衙地域には官衙関係の一部の機能は残され継承されていったと推察される。すなわち政庁など官衙の中枢施設は移設されてゆくが、付属的な一部の機能は旧地域に残されて補完されている分散型官衙の形態をとっていたと考えることによって、この並存した三地区の相互関係を無理なく説明することができるであろう。

(4) Ｂ～Ｆ地区の性格

Ｇ区を中心とする上岩田官衙遺跡をめぐる周辺、その北東から東方台地にはＢ～Ｆ区に区分される集落遺跡が分布する。緊急調査によってある程度の内容は把握されているが、未だ事後整理段階にあって詳細な内容は後日に待たねばならない。ここでは官衙遺跡との関係視点からその性格を概略予想しておこう。

Ｂ区―遺構希薄で、竪穴住居跡１・掘立柱建物６棟

C区—7世紀前半から9世紀前半にいたる竪穴住居跡・掘立柱建物の密集する集落遺跡。溝状遺構によって上記の組み合わせはいくつかに区画され、ある程度の計画的配置がみられる。とくにⅠ・Ⅱ期にはオンドル型住居6基が注目される。上岩田官衙の創設時からかかわってきた渡来系技術者集団を含む、政治的規制を多分に受けた配置集落としての性格が考えられる。

D区—土壙墓18基。西側E区の集落に伴うものか。さらにこの墓地に通ずるかと思われる道路遺構も発見されている。

E区—さして濃密ではないが竪穴住居跡や掘立柱建物が発見された。

F区—a～d小区に区分されるが、中央部は未掘である。竪穴住居跡と掘立柱建物群の共存がみられる集落跡で、かなり密度は高く、7～8世紀代に比定される。また「三原」刻書・「丙乙麻呂」墨書土器などが発見されていて、Ⅲ期以降の下高橋郡衙時代にもかかわりをもっている。

以上、上岩田官衙時代（Ⅰ期）並行期の集落としてC・E区が上げられるが、なかでもC区集落と官衙との関係に緊密さが指摘されている。

(5) 基壇遺構（上岩田廃寺）と古瓦

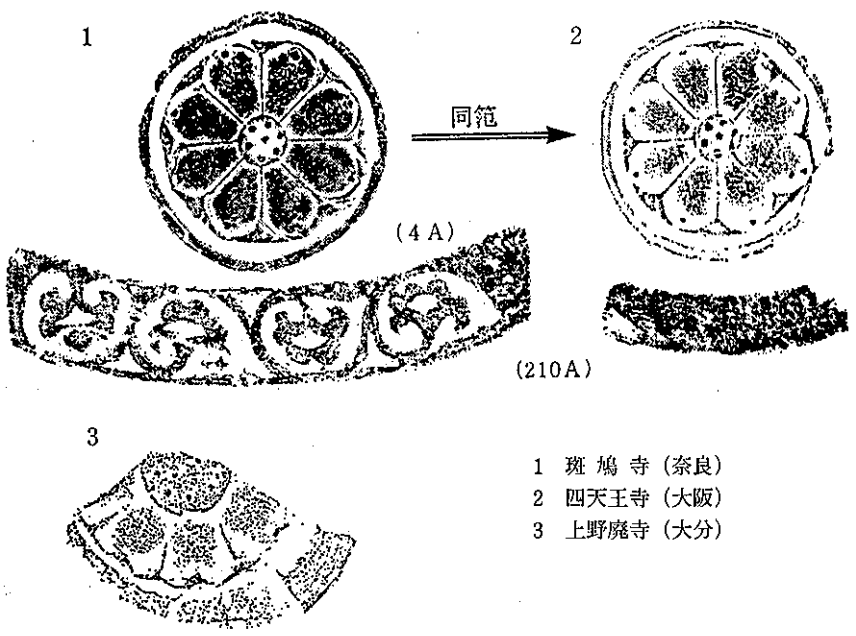
上岩田官衙の南端を画すように設定された「平塚」基壇遺構は、九州でも最古段階に位置付けられる佛寺であることはすでに公表されている。その年代は屋瓦資料ならびに678年の筑紫大地震で倒壊したことによって、7世紀第3四半期に存在していたことは確実となった。掘込地業と丁寧な版築工法が採用された本格的な仏堂建築であることが証明され、5間4間の平面構成から金堂跡に比定されるであろうことも肯定されるところである。

初期地方寺院には七堂伽藍構成のものと、上岩田例のような一堂塔のみで構成されるものがあったことは、筆者もはやく述べておいた[7]。すなわち『出雲国風土記』に郷単位で記載される、金堂または、塔一宇のみからなる「新造院一所」の系譜上にあたるものである。九州で現われる前者の場合は1郡1寺的分布を示している点や、『日本霊異記』にみえる造寺説話などから、郡司クラスによる造寺活動が主体であることが明らかになっている。後者についてもさきの出雲国の場合、所在郡の郡司系譜に関係ある人物が造立者であったことが知られている。

上岩田廃寺の創建屋瓦には単弁六弁形式軒丸瓦（高句麗百済系）と、以前の採集資料であるが平瓦の瓦当相当面に沈線一条を加えて二重弧文形式をつくり出したものを軒平瓦にあてておいた[4]。しかし上岩田遺跡の発掘調査ではこの軒平瓦の出土がないことから、軒平瓦には普通の平瓦を用いたか、それを軒先部のみ2枚重ねて用いた場合が大勢でなかったかと考えている。さらに山田寺系の重弁八弁文鬼板瓦や棰先瓦（円形大小2種・方形小1種）が並用されていて、これら創建時の屋瓦類を一括して「上岩田式古瓦」を設定したのであった[4]。この創建時の軒丸瓦については高句麗百済様式の名称を付したように、中房や間弁にとくに顕著に百済系単弁瓦のそれをとりいれている変化形式であるところから、最古段階に位置付けられる基肄城跡出土の百済系単弁軒丸瓦を承けて出現する折衷形式であるとの判断に基づいていた。基肄城築城の文献史料における上限は665年であるところから、百済系単弁軒丸瓦出現の上限もここにもとめることとなったのであった[8]。最近宮田浩之氏は上岩田廃寺の建立年代について「このお寺は未完成ということを考慮して考えてみると

660年前後の年代を考えてみたい[9]」と提言している。その前提として基肄城の百済系単弁軒丸瓦を「690年代に修繕する時期のものであるということも考えられ」ること。「上岩田廃寺では軒平瓦の出土がなく重弧文軒平瓦の出現以前に位置付けられることも可能である」ことをあげている[10]。基肄城は698年5月に大野・鞠智2城とともに修治されている（『続日本紀』）。しかしこの提言は単に思いつきで百済系単弁軒丸瓦の出現期を698年までひき下げればよいというものではない。勿論665年を上限とする瓦当文笵型が698年に再使用されてもよいが、上限を698年まで下げるためには少なくとも筆者がこれまで行っているこの種百済系軒丸瓦の全資料について検討しても支障ないことを論証すべきではないのか。さらに基肄城で山田寺系の三重弧文軒平瓦が組合うのに対して、上岩田廃寺で軒平瓦が出現していないのはそれ以前であるという論法についても肯定し難い。上岩田廃寺では山田寺式の鬼板瓦や棰先瓦が組合う点、またほぼ同時期の春日市ウト口瓦窯で重弧文軒平瓦が生産されている点[11]などをあげれば、上岩田廃寺創建時には重弧文軒平瓦はすでに筑紫地域には出現していたとみてよい。むしろ上岩田廃寺で軒丸瓦・軒平瓦に採用されたのは、高句麗系要素をふくみつつも北部九州で流行しつつあった百済系単弁軒丸瓦と沈線を加えた程度の軒平瓦（実態は平瓦とさしてかわらないが）への傾斜思考であったと考えるべきであろう。表採資料ながら沈線を加えた軒平瓦が知られていることはその支証となるであろうし、上岩田廃寺ではこの沈線を省略したにすぎないであろう。それはまた百済の寺院では本来瓦当文のある軒平瓦は使用されなかった点にも通じるところがあろう。

ところで新たに今回の調査によって発見された軒丸瓦1片は注目すべき資料である。素弁八弁文に復原できるこの瓦当は、わずか3弁分で中房も不明であるが、素弁文の先端が弧形をなすその中心あたりに小珠文を置いている。隣接する素弁の同位置にはないが剥離したのであろう。すなわち百済系素弁文軒丸瓦の星組に分類されている瓦当文の系譜をひくものである。近畿における星組素弁文軒丸瓦の出現は、百済扶餘時代の系譜を承けた飛鳥寺の創建（596年造了）に始まるが、その変遷は四天王寺にまでたどられる[12]。上岩田での新出資料はこの段階のものに近似しているが、ここでは素文軒平瓦を使用していることもあわせて注目されるであろう。現在1点のみの発見で、今後の整理作業を継続するなかでの展開が期待される。1点のみに終われば屋瓦として使用されたか否かも疑わねばならないが、

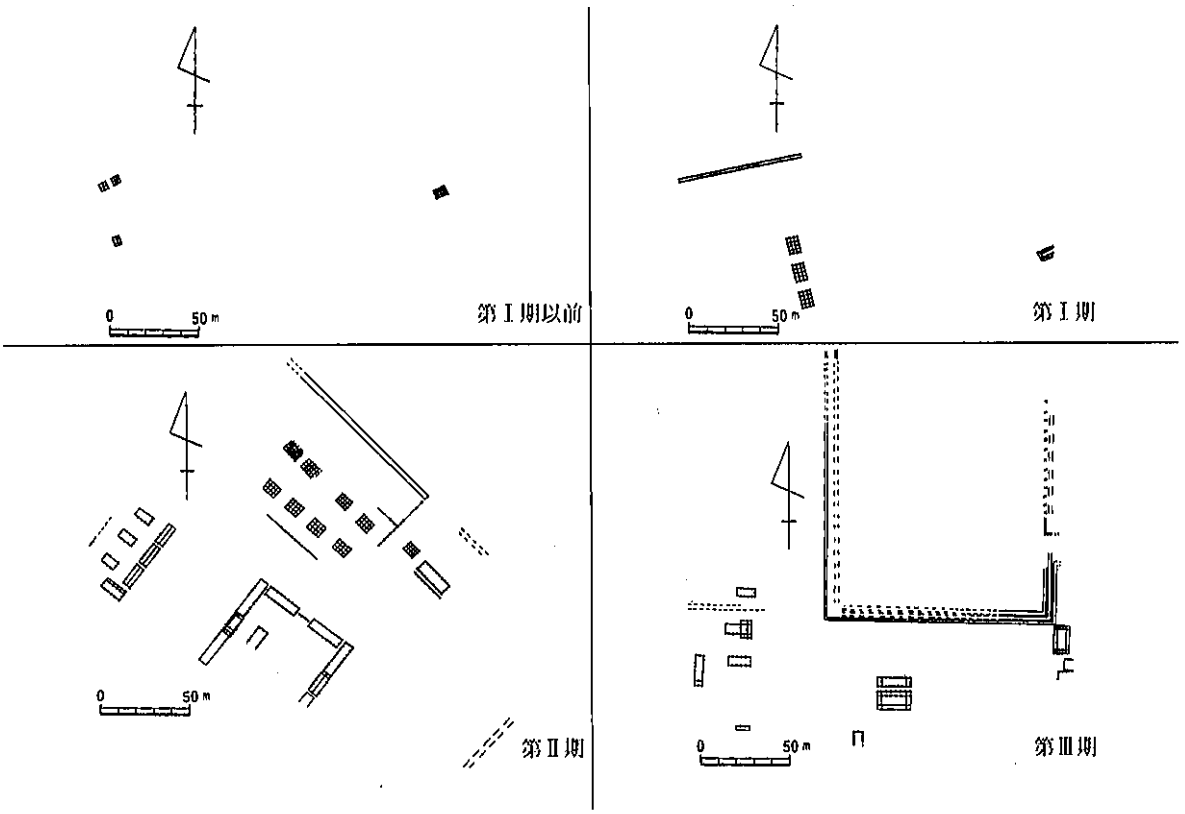


第2図　参考資料：百済系素弁八弁軒丸瓦と軒平瓦（註12・13文献より）

使用されたとすれば7世紀の第2四半期近くまで接近してゆくことになるかも知れない。この新資料に関連して考えられるのは1998年に調査された大分市上野廃寺出土の百済系素弁八弁軒丸瓦片である[13]。弁端中央に切込みがあるいわゆる花組に分類されているものである。その年代観については7世紀末頃を考えておられるが、今後の検討を要する。いずれにせよこれら2例の百済系素弁文軒丸瓦は九州では初見であり、これまで筆者がとりあつかった百済系単弁軒丸瓦は、“九州系単弁軒丸瓦”という研究史上の名称にも現われているように、畿内にたどられる星組、花組瓦当文とはやや異質の系譜のものである。今回の畿内系百済様式瓦当の発見は、山陽や四国地方との交渉をも視野にいれた今後の研究課題になろう。

3．上岩田官衙遺跡の歴史的位置

これまでの検討を通じて、上岩田遺跡の中心をなすG区は律令時代御原郡衙の前身をなす最古段階の官衙遺跡であることが明らかになった。その年代は7世紀第3四半期に比定されることとなった。そして7世紀末頃西方2.5kmの地に定型化した官衙配置をとる小郡官衙遺跡に移設されるまでの間、官衙の中枢機能を果たした。この時期は孝徳朝以降に始められた評制時代であり、大宝令の施行によって郡制に転換するまで継続した。郡衙（評家）遺跡の検討から三類型を設定されたのは吉田晶氏であった[14]。当時小郡官衙遺跡は第一類型に分類された。7世紀中葉に建設されたとするプレⅠ期（評家時代）について、その建設には国家権力による建設も予想しながらも、「近在に白鳳期の建立にかかる井上廃寺も存在するから、この寺院を建立した在地の有力層の協力と参加を必要としたであろうし、具体的には彼らを『立郡（評）之人』としてその勢力に依存しつつ建設された



第3図　小郡官衙遺跡時期別変遷図（1/4,000）　（註3文献より）

であろう」（331頁）と予想された。しかし、この時に指摘されたプレⅠ期の建物は掘立式総柱形式の倉庫3棟のみであったため、これを評家に比定しようとした説は、その後山中敏史氏によって疑問が提起されることとなった[15]。

上岩田官衙遺跡Ⅰ期の構成は規格性ある建物の配置とはいいながら、Ⅱ期に現われる小郡官衙遺跡にみられる律令時代の宮都や、近くは大宰府政庁のような整備された官衙配置（いわゆるコの字配置型）には及ばない。そこにはより初現的な初期官衙段階とみることができる。各地の郡衙遺跡の検討から、山中敏史氏は郡衙の成立過程に三つの画期段階と設定された第1の画期は7世紀第3四半期に成立した「初期評衙」、第2の画期は7世紀末～8世紀初めに成立した「評衙」、第3の画期は8世紀初めの大宝令による郡制の施行によって最終的に体制が整備・確立した「郡衙」の3段階である。上岩田官衙遺跡はまさにこの第1段階にあたっている。さきに吉田晶氏があげられた小郡官衙遺跡のプレⅠ期の倉庫3棟は、山中氏も指摘されているように、集落所属倉庫の可能性も否定できないところであり、Ⅰ期以前と7世紀末に出現する整備された官衙配置段階（Ⅱ期）との間に大きな隔絶性が認められる。明確な官衙施設は整備されたⅡ期からであり、それは突如として現われた印象は否定できなかった。しかしその違和感もⅠ期の上岩田官衙からⅡ期の小郡官衙への移設を認めることによって解消することができる。そしてその要因は7世紀末の文武朝に達成された評制の全国的普及（飛鳥浄御原令の施行をその画期と見る）を背景として、整備された律令的官衙配置を設定するために、より広い敷地を要する小郡官衙遺跡への移設が必要となったからにほかならない。これとあわせて参考されるのは、目下発掘調査がすすめられている大宰府政庁正殿における第Ⅰ期掘立柱建物段階の成果である[16]。現在礎石建物が残っている整備された官衙配置（Ⅲ期）は、8世紀初め段階（Ⅱ期）を基本的に踏襲しているが、Ⅰ期の配置はⅡ期以降とかなり異なるようであり、これは時期的にみても上岩田遺跡と小郡官衙の相違にも符合するところである。郡衙構成の変遷にみられるⅠ期からⅡ期への画期は大宰府政庁の整備過程ともあい応ずるところであることは興味深い。

以上述べてきたところから、上岩田官衙遺跡の歴史的位置は明らかになったように、全国的にも数少ない初期評制段階の遺跡である。そして筑後国御原郡衙の変遷の始終が明らかにされた点でも極めて貴重な価値を加えることとなった。後続する小郡官衙、下高橋官衙の両遺跡は幸い国指定史跡として保存されている。今回その始まりの段階に上岩田官衙遺跡が加わったことによって、御原郡衙の成立から展開までの歴史が完結する意味でもその歴史的価値はきわめて大きいものとなった。

さらに上岩田遺跡のもう一つの特性として注目される基壇遺構（上岩田廃寺）についてふれておこう。この遺構が初期評衙の付属寺院であることは明らかであるが、また最古の地方寺院でもあり、官衙と一体となって設営された点でもきわめて注目すべき事例である。これまで郡衙の近くにある寺院については、「郡領の氏寺が郡寺の性格を持ちながら建設される[14]」（336頁）として注目されていた。筆者も地方の初期寺院とその造立者となった郡領クラスとの関係について、社会経済史的視点から述べたことがある[7]。また山中敏史氏は地域支配の思想史的背景の面から考察し、「民衆の願望・要求を信仰の形にとどめて抑圧し、民衆支配を円滑に進める潤滑油ともいうべき役割を果たしていた」もので、「政治的支配の拠点である郡衙と対になって、思想面から郡内の民衆を支配する拠点となっていった」と指摘している[17]。大化以来歴代天皇が仏教を奨励する風潮のなかで、天武朝

には明確に「国家仏教」政策が打ちだされ、686年には諸国に「仏舎」をつくって護国仏教思想を普及せしめる詔が出されるに至った[18]。上岩田遺跡の場合のように、初期評衙のなかに一体的にとり入れられた一堂寺院の性格からして、このような国家政策にいちはやく協調する意図が顕著であったことが読みとれる。したがってその造立にあたっては評造クラスであったと思われる当地の有力首長層の意向が大きかったことも留意しておかなければならない。上岩田廃寺の問題については、遺物整理の完全終了段階を待ってまだ論考すべきことが多い。後日を期したい。

なお残された問題は、上岩田官衙遺跡の設定時期と構成内容からみて、北部九州地方の郡衙のなかでも突出した存在であることの歴史的意味を考定することである。この時期は660年の百済滅亡を承けて、救援軍を率いた斉明天皇の西下と朝倉宮の設営から大宰府政庁設置にいたる筑紫政界の変動期という歴史的背景とおそらく不可分の関係にあったであろう。まだ安定していない大宰府体制時の補完的機能が付加されていたという視点から説明できる面も多分にあるが、調査成果は未だ整理を完了していない段階である。その終了をまって考古学的成果の裏付けを加えた確たる論証の手法を踏むことが必要であろう。その意味では最近突如出された上岩田遺跡を斉明朝の朝倉宮に比定する説[19]も同様であろう。上岩田遺跡の内容についての検討はほとんどなされておらず、神籠石遺跡の分布、小郡官衙遺跡、『日本書紀』の筑紫関係記事の通覧など、表面的な筑紫周辺の情況をめぐって推理された机上の所産の城をでなかったことは惜しまれる。朝倉宮比定説が成り立たないであろうことは、本稿でこれまで述べてきたところをもってすればもはや明白であろう。

(2000・1・10稿了)

註 (1) 宮田浩之「上岩田廃寺と井上廃寺」(第42回埋蔵文化財研究集会『古代寺院の出現とその背景』) 1997年
(2) 宮田浩之「福岡県小郡市上岩田遺跡(廃寺)」(日本考古学年報50－1997年度版－Ⅲ－40) 1999年
(3) 小郡市史編集委員会編『小郡市史』第1巻第3編第2章三、1996年
(4) 小田富士雄「古瓦からみた井上廃寺建立の諸問題」(『井上廃寺1』小郡市文化財調査報告書第122集) 1998年
(5) 日常の通路として使用するのは東列の中央3間、西列の中央2間で十分であって、その北側と南側の各2間分まで開放されていたと考える必要はないであろう。なお東門の復原には沢村仁氏のアドバイスをいただいた。
(6) 赤川正秀『下高橋遺跡』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(大刀洗町文化財調査報告書第5・10・14集) 1993・96・97年
(7) 小田富士雄「地方寺院の存在形態」(『九州考古学研究・歴史時代編』) 1997年
(8) 小田富士雄「百済系単弁軒丸瓦考」(『九州考古学研究・歴史時代編』) 1997年
(9) 宮田浩之「筑後国御原郡における上岩田廃寺と小郡官衙遺跡小考」(『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論集—』) 1999年
(10) 註(9)文献中の註(23)
(11) 小田富士雄「考古学からみた武蔵寺の創建—塔原廃寺・般若寺跡・武蔵寺をめぐって—」(『武蔵寺と二日市温泉』) 1998年
(12) 花谷浩「畿内の飛鳥・白鳳時代の瓦とその年代—大和を中心に—」(『飛鳥・白鳳の瓦と土器—年代論—』シンポジウム資料集) 1999年
網伸也「古代寺院の創建と瓦陶兼業窯—四天王寺の創建年代を中心として—」(『あまのともしび—原口正三先生古稀記念集—』2000年
四天王寺例については、難波宮下層に同笵瓦当が出土していて、640年代の孝徳朝に比定する考え方もある。
(13) 讃岐和夫「上野廃寺の調査について」(『大分県考古学会平成11年度大会資料集』) 1999年
(14) 吉田晶「評制の成立過程」(『日本古代国家成立史論』) 1973年
(15) 山中敏史「古代地方官衙の成立と展開」(『古代地方官衙遺跡の研究』) 1994年
(16) 杉原敏之「大宰府政庁正殿跡の調査」(『平成11年度九州史学会考古学部会研究発表要旨』)・『九州考古学会研究発表資料集』1999年12月12日
(17) 山中敏史「官衙・寺院と地方支配」(『新版古代の日本』第4巻) 1992年
(18) 小田富士雄「筑紫の初期仏教文化」(『九州古代文化の形成』下巻) 1985年
(19) 狭川真一「朝倉橘広庭宮と筑紫」(『古代文化』51巻5号) 1999年

評制下の上岩田遺跡と筑紫大宰の支配をめぐって

第一経済大学大学教授　田 中 正日子

はじめに（出土した文字資料について）

小郡市では平成11年９月、上岩田遺跡（以後、本遺跡という）をテーマにしたシンポジウムが開催された。しかし市教育委員会による調査はまだ遺構・遺物等の本格的な整理の段階であり、新たにみつかった刻書・墨書土器はもちろん、周辺遺跡出土の文字資料の点検と活用はほとんどなされぬまま終わっている[(1)]。

現在まで確認された文字・文様のある土器（巻頭図版８・９参照）の出土地は、図10が示す通りである。この図をみれば、特に福岡県教育委員会が昭和60年に調査した井上薬師堂遺跡出土の文字資料が、本遺跡の性格を考えるうえで重要な位置を占めるのではないかという推測もでてくる。そこで、小郡市史編纂委員会が井上薬師堂遺跡の開析谷から出土した木簡と、８世紀代の土器に書かれた文字の再点検に乗りだすと、木簡に本遺跡Ⅰa期に該当する７世紀代の記録簡が含まれていることも明らかになったのである。県教委の報告書に、８世紀初頭ごろの習書の一種（１号木簡）とか、私出挙に関する在地豪族の存在を推量させるが「結局のところその性格を特定することはできない」（２号木簡）などとされていた木簡である[(2)]。

ところで小郡市史編纂に関わっていた筆者が、県の報告書の釈文に再検討の余地があるとご教授いただいたのは平川南氏からである。早速資料編の発刊に合わせて氏に再調査を依頼すると、幸い県教委の寛大な理解と協力もあって、２度にわたる現地での綿密な検討が行われた。その成果は、本書の『井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討』の中で論じられている。それには本遺跡調査担当の中島・柏原両君が平川氏の資料調査を一貫して下支えし、市史編纂委員会も一刻も早い専門家の検討を期待して、資料編に先立つ発表を平川氏にお願いした経緯があった。これによって我々は、本遺跡の性格を考えるにあたって、やっと遺構・遺物と出土した文字資料のすり合わせができるところまでたどり着けたのである。

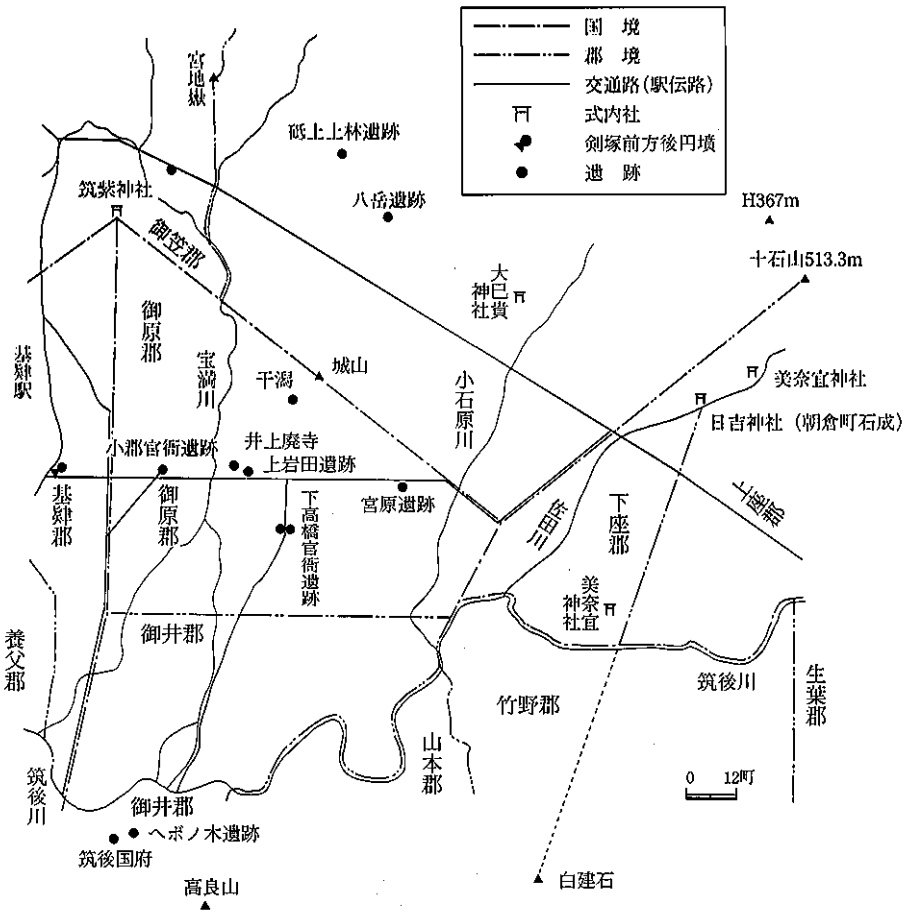
だが、墨書・刻書土器を多く出す８世紀代については、井上廃寺に関する報告書の中でかなり述べた経緯があるので[(3)]、ここでは７世紀後半代を中心に地域における令制支配の特徴を検討することにしたい。この時期の「平塚」基壇には瓦葺建物があって、それが『豊後国風土記』日田郡五馬山条の天武朝「戊寅年」、また『日本書紀』が「天武天皇七年」とする大地震で大きな被害を受けたことがわかっている。戊寅年は西暦678年にあたり、従って本書では同じ記述をする『日本書紀』の天武７年を678年にあてる統一をしたが、この前後を中心に大宰府配下の本遺跡とその周辺の動向を探ることになる。なお以下の記述は、全面的に平川南氏の出土木簡の訂正釈文と土器類文字の再読、そして遺跡調査に関する考古学的な見解は小田富士雄氏と調査担当者に依拠しながら、若干の私論を試みたものである。従って引用した個々の資料や見解等について充分な説明はしていない。是非平川・小田両氏ご担当の論考を参考にしていただきたい。

(1) 大宰管内の令制国の成立

小郡市上岩田遺跡は、令制下では筑後国御原郡に属していた。しかもその郡域は、すべて隣接する国郡と直線によって区分される著しい特徴をもっている。筑紫野市大字原田の筑紫神社（延喜式内社）を基点に、南に走る直線は肥前国基肄郡との境、そして東南の城山に向かう直線は筑前国御笠郡・夜須郡側との境界線になっている。また御原郡の南を限る直線は、筑後国府があって例外的に筑後川をまたぐ御井郡との間に引かれている。『筑後国風土記』（逸文）は、「筑後国者、本与筑前国合為一国」というが、はたしていつ頃このような令制下の国郡制が成立したのだろうか。

『日本書紀』によると、改新の詔を出した難波の朝廷は大化２年（646）８月、「宜観国国堺、或書或図、持来奉示。国県之名、来時将定」としている。ミヤケ・国造制から評制に移行する際に、豪族たちの支配領域を確認するためのものであろう。従ってここでは豪族の支配領域を侵したり、地形まで無視するような強権的な国郡境設定はなかったと思われる。ところが天武12年（683）12月と翌年10月には、伊勢王らが全国を巡行して「限分諸国之境堺」し、「諸国堺」を定めたという。天武７年の地震から５～６年が経過しているが、判官・録史・工匠も一緒で、ここで大宰府周辺でも直線による国郡境の「限分」が着手されたのではないだろうか。

特に筑前国の上座郡と下座郡の間に設けられた直線の郡境が、天武朝の水縄活断層の地震で白い岩肌をみせた白建石の山（浮羽郡田主丸町）を標的にしていたことに注目したい[4]。そしてこの時期に開始した「諸国堺」の設定は、天武10年から編纂に着手した浄御原令の制定と期を一にするための準備だったのではないだろうか。



筑前・筑後・肥前３国境付近の交通路と周辺遺跡（註８文献より一部改変）

筑前・筑後両国が筑紫国から分立したのは、正式には持統３年（689）の浄御原令制定後であろう。『日本書紀』をみると、持統４年９月丁酉条で「筑紫国上陽咩郡」の軍丁とあった大伴部博麻が、10月乙丑条では「筑後国上陽咩郡」の軍丁とわずか１ヶ月で国名だけが変わっている。９月条は百済の戦役で「筑紫国」から出征した博麻が、約30年ぶりに唐の捕虜から解放されて帰国した時の記事である。ところが10月条は、曾孫まで相伝を許す賜田４町を賜うとか、三族まで課役を免じたなどと、大伴部博麻が帰国した持統4年の記述になっている。２つの史料からは、30年前に出兵した時の上陽咩郡（評）は「筑紫国」であったが、帰国すると「筑後国」になっていたことを読みとるべきであろう(5)。それに大伴部博麻に賜田を与えるためには、まず上陽咩郡の私田の公地化が促進されていなければならない。また恩典を授ける大伴部博麻の曾孫・三族の確認には、国衙による戸籍（庚寅年籍）の作成も前提である。大宰管内で初見史料となる「課役」制も含めて考慮すれば、大伴部博麻が帰国したのは令制の筑後国であって、公地公民を原則とする支配体制も始動していたと思われる。

筑後国の成立が地震から10年後の浄御原令の制定によるとすれば、本遺跡Ⅰａ期は間違いなく筑紫大宰が直接統治する筑紫国内にあった。天武５年（675）正月の詔によると、畿内と陸奥・長門国以外の国司はすべて大内位（６位相当）以下の者を充てよとある。筑紫国に特別な地位の扱いが認められていないのは、国司を派遣せずに、高位の筑紫大宰が統治していたからである。壬申の乱のときの筑紫大宰栗隈王は、近江朝廷側から強圧的に援軍を求められた。しかし「筑紫国者、元戍辺賊之難」国だといって、その要請を拒絶している。筑紫大宰には王族が就任し、職務に国外の賊を退けて筑紫国の統治にあたった内容がうかがえる。また天武6年に筑紫大宰が赤烏を献上したとき、朝廷は捕獲した人物はもちろん、「大宰府諸司人」と「当郡々司等」に禄を与え、爵位を加増した。しかし国司の名はなく、「郡内百姓」の一年間の租税や賦役が免除された。筑紫大宰が国・評の統括にあたっていたからである。しかもこの筑紫大宰の筑紫国に対する職務は、『養老職員令』（大宰府条）が「大宰府、帯筑前国」というように、その後成立した筑前国にそのまま継承されたのである。

(2) 筑前国の丙（部）里

『和名抄』によると、筑後国御原郡は長栖・日方・板井・川口の４郷から成っていた。ところが井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討釈文によって、評制下の本遺跡Ⅰａ期（７世紀後半）に、丙（部）里が存在していたことが明らかになってきた。井上薬師堂遺跡１号木簡が、７世紀代の出挙に関する記録簡であることが確実になったからである。県の報告書が丙部里を位置づけられずに、木簡を８世紀の習書ではないかとしていただけに、まずこの問題から考えてみたい。ただし１号木簡の「丙部里」は裏側に「丙里」とあり、兵庫県氷上郡春日町出土の墨書土器の「春日部里長」と「春里長」に類似し、以下は丙里で表記する。

１号木簡と同じ狭い範囲の開析谷の調査区から出土した２号木簡は、やはり７世紀代の出挙に関する記録簡であった。冒頭に書かれた「□（寅ヵ）年」の上部には若干のスペースがあり、確認できなかったが、干支年が記されていた可能性もあるという。Ⅰａ期で該当する寅年は甲寅（白雉５年、654）、丙寅（天智５年、666）、戊寅（天武７年、678）、庚寅（持統４年、690）である。もし戊寅年ならば、『豊後国風土記』の地震の干支年と一致し、天武紀７年12月条の「筑紫国大地動」

の年である。しかし庚寅年（持統４年）まで下れば浄御原令の翌年で、筑後国御原郡の成立後となり、丙里を「夜津評」のうちとする１号木簡とは時期が異なることになる。

ところで本遺跡の「平塚」基壇の東側（Ｆ区）には、７～８世紀代に比定される竪穴住居跡と掘立柱建物群があって、「丙」・「丙乙麻呂」・「西」などと記したⅢ期（８世紀後半）～Ⅳ期（９世紀前半）の墨書土器が出土した。「三原」・「赤見」（２点）・「□見」などの刻書土器も共伴したが、赤見は三原（御原）郡の施設で何らかの役割をもつ人物だったのかもしれない。だがここでは遺構の連続性も確認されているので、７世紀代の１号木簡の丙里と８世紀後半代の丙乙麻呂の関係に注目したい。文字の書かれた土師器は持ち運びする食器類ではなく、エナ（胞衣）壺の坏蓋であったとみられている。生児の分身であるエナは、その子の運命を定める力があると信じられて、生まれた近くに埋めるのが普通だとされている[6]。そうするとエナ壺の検出された所は、１号木簡にみえる丙里の内にあって、乙麻呂が近くに居住していたことを示すものとなろう。しかも丙乙麻呂のように干支の里名をウヂ名にした例は、『正倉院文書』の大宝２年（702）豊前国戸籍で、仲津郡丁里の丁勝などにみることができるのである。

「平塚」基壇の東側（Ｇｄ区）には、８世紀半ば以降の墨書土器に「東」があった。地震で建物を失って半世紀ほど経過しているが、なお基壇に一定の意味があって「東」の字が用いられたのであろう。ところが丙乙麻呂の居住集落の墨書土器は、基壇の東側にもかかわらず「西」とか「丙」の字が用いられている。西側にＧｄ区との間を区切る谷があって、Ｆ区側には東に広がる「丙」里の西を表す意識があったのではないだろうか。

ところが『和名抄』の御原郡は４郷（長栖・日方・板井・川口）であり、丙郷の名はない。養老５年（721）４月から天平９年（737）12月までに成立したといわれる『律書残篇』では、筑後国の郷数は70であり、『和名抄』54郷より多くなっている。『律書残篇』と『和名抄』の成立（承平年間.931～37）には１世紀の隔たりがあって、その間に筑後国の郷数が減少したことも十分考えられるのではないだろうか。８世紀後半代の御原郡は『和名抄』の４郷ではなく、本遺跡や井上廃寺跡あたりを中心にした丙郷（丙里）があった可能性は高い。特にこの一帯の遺跡はⅣ期（９世紀前半）に衰退しており、４郷のいずれかに吸収されたと考えられるからである。仲津郡丁里の場合も、『和名抄』にその名を継承する丁郷の名はなくなっている。

木簡から夜津評ー丙（部）里の関係を読みとった平川氏は、御原郡に接して筑前国夜須郡が所在することに留意し、「夜津評」を夜須評と読めるのではないかと論じられている。しかも「夜津（須）評」は、律令制下の筑後国御原郡を含む範囲で編成された可能性も示唆されている。しかしこの問題は、夜須郡と御原郡を中心とした地域の終末期古墳をめぐる在地豪族の状況や、高良山文書にみえる御井郡大領草壁（日下部）公と御原郡域内の宮原遺跡（甘木市）出土の「日益私印」との関連もあって、残念ながら今後の評制の実体を解明する重大な課題とせざるを得ない[7]。しかし丙里が「夜津評」のうちであったのは、御原郡が成立する浄御原令制定以前であったことは間違いない。つまり天武朝の地震で被害を受けたころの本遺跡は、筑前国ー夜津評ー丙里の行政区に位置づけられるのである。そして２号木簡の「□（寅ヵ）年」については、本遺跡の状況からみて戊寅年（天武７年）か、白村江の戦いの３年後の丙寅年（天智５年）までで考えるのが妥当ではないだろうか。

(3) 評域を超えた里

3号木簡は米の出納に関する記録簡で、上端部を欠いて「×三石　加太里白米二石半」とつづいている。評一里制下の加太里は、『和名抄』の筑後国御井郡賀駄郷の古称とみるのが一般的である。しかし日野尚志氏は賀駄郷が御井郡の北部に位置し、郷里制になる前は加太里が御原郡内にもあったとされている[8]。しかも木簡の時期を大宝令制定～養老3年（717）のものとみて、もし御井郡加太里からの木簡であれば、そこに郡レベルを超えた移動の理由を考えなければならないと指摘されている。しかし木簡が浄御原令前の評制下までさかのぼるのであれば、平川氏が指摘されるように加太里が夜津評に属してたいたことも考えられるであろう。同じ場所から出土した1・2号木簡と同じように、この3号木簡も7世紀の評制下で使用され、同時に破棄されたのではないだろうか。

もし7世紀代の加太里が後の御井郡の北部に位置していたのであれば、その所属する評が異なっていても記入しないことがあったのではないか。特に大宰府の補完的な施設または筑紫大宰が国宰を兼ねる筑紫国の施設が夜津評にあって、加太里の白米がその倉に納められていた場合はその可能性が高いであろう。倉に納める近在の里（五十戸）の税は、その所属する評名を書かなくてもその判断ができるからである。

『和名抄』の名東郡にあたる徳島市国府町観音寺遺跡からは、浄御原令の制定以前に「五十戸」（里）ごとに稲束で課税したことのわかる木簡が出土している。表面に記載された「波尓五十戸税三百□　高志五十戸税三百十四束　佐井五十戸税三　」はいずれも評名がないが、波尓五十戸・高志五十戸が『和名抄』の名西郡埴土（波尓）郷・高足（多加之）郷、そして佐井五十戸は那賀郡和射郷（『延喜式神名帳』和奈佐意富曽神社）に比定されている。観音寺遺跡のすぐ南側にある矢野遺跡からは国府の中心的施設とみられる建物遺構もみつかり、天武朝以後に「国守大夫」などと書かれた木簡も出土した。阿波国府の推定域内に収納された五十戸（里）の税稲は、異なる評名の記入が略されていたのである。

2号木簡には、「白日椋」に出挙稲の返済ができなかった5人の名が列記されていた。ウヂ名にあたる「黒人」「木下」は今のところ不明だが、「日方」「竹野」「山了（部）」は筑後国の里名に由来するものであろう。まず「日方□□」の日方は『和名抄』の筑後国御原郡日方郷、「竹野万皮方」も同書の竹野郡竹野郷に一致する。日方郷の中心地は福岡県と小郡市教委が発掘調査した干潟遺跡とみられ、本遺跡から北方に直線で約3㎞離れた位置にある。調査地域内の集落は、6世紀末～7世紀初頭に形成されて8世紀後半～末に廃絶したが、本遺跡に関連の強い遺跡であることは間違いない。検出された竪穴式住居122軒は、そのうち21軒が本遺跡C区（6軒）・F区（3軒）で発見されたと同じオンドル型住居であった。渡来系技術集団が居住して、本遺跡を含む周辺遺跡の公的施設の造営にかかわったものと思われる。またペルシャ系の金玉（径9.4㎜、高さ8.0㎜）や、本遺跡建物に使用された7世紀後半代の山田寺系棰先瓦も検出されている[9]。白日椋が木簡の出土地近くにあったことは間違いなく、出挙に関する記録簡に夜津評日方（里）のウヂ名をもつ者が含まれていても不思議ではない。しかし竹野万皮方が竹野郡（評）竹野郷（里）だとすると、推定地は浮羽郡田主丸町竹野地区であり、南東に約12㎞も離れている。夜津評の評域がまだ十分推定できないが、恐らく評域を超えて行われた出挙と考えて間違いないだろう。

また「山了（部）田母」については、『和名抄』の御井郡山家郷（里）との関係が考えられるであろう。郷名の「家」は「倍」と読む例があり、『延喜式神名帳』にみえる摂津国河辺郡「小戸（をべの）神

社」は、『和名抄』の摂津国河辺郡「雄家（をべ）」郷に所在していたと考えられている。また『和名抄』郷の信濃国筑摩郡「山家」は「也末无倍」（東急本）とあり、御井郡の山家にもそのまま通じる。山部田母の出自は御井評山家里であって、高良山の麓あたりに想定したい。本遺跡からは、南東にほぼ10kmほどの距離になる。近くには筑後国府跡があって、その東側のヘボノ木遺跡からは本遺跡と同笵の高句麗百済系軒丸瓦が出土した。筑後川南岸の御井郡や竹野郡にも、日方郷（里）と本遺跡でみたような関係が成立していたのではないだろうか。

白日椋の出挙木簡にみえる日方・竹野・山部には、3号木簡の加太里や阿波国の「五十戸税」でみるように、まだ里・五十戸を単位とした個人が表示されている。加太里（御井郡賀駄郷）は夜津評に属していた可能性があるが、田部（御井郡山家郷）と竹野（竹野郡竹野郷）に関しては夜津評の評造や在地豪族の支配の領域を越えている。夜津評には筑紫大宰の補完的な施設があって、その経営に公出挙の利稲や加太里の舂米などが納められたのではないだろうか。『日本書紀』天武4年（695）4月壬午条の詔には、出挙は「諸国貸税」とあり、同朱鳥元年（686）7月丁巳条には「詔曰、天下百姓由貧乏、而貸稲及資財者、乙酉年十二月三十日以前、不レ問公私、皆原免」とみえている。公出挙が税の「諸国貸税」で、公私ともに乙酉年＝天武14年（685）以前は「皆原免」になっていることがわかる。2号木簡の干支が戊寅年（天武7年）であれば利率は10割で高く、返済できなかった5名の「原免」も実現したのかもしれない。しかしその代償として、役身折酬に縛られることもあった。持統元年（687）7月甲子条にみえる詔に、「凡負債者、自乙酉年以前物、莫レ収レ利也。若既役レ身者、不レ得レ役レ利」とあるのがそのことを示している。

(4) 令制支配の拡大策

『日本書紀』によると、浄御原令の編纂が始まった天武10年8月、「筑紫南海中」にある多禰嶋から帰朝した使人たちが、国図を貢上して二毛作や諸産物のことなどを報告した。そして使人に伴われた多禰嶋の人たちを「飛鳥寺西河辺」に饗したという。浄御原令制定の前年（持統2年・689）に蝦夷の213人を「飛鳥寺西槻下」で饗したのと同じで、いずれも天皇制支配への服属を意味していた。しかし多禰嶋の服属の過程には、その後の南西諸島や薩摩・日向との令制支配をめぐる対立から考えて、大宰府が武器を整えて関与したことが推測される。文武2年（698）4月には、使者8人に武器を持たせて南島の国を探させ、翌月には南にのびる大野・基肄・鞠智3城の繕修が行われた。だが天武朝に一旦服属したはずの多禰嶋は、大宝律令が実施されると薩摩とともに蜂起している。『続日本紀』大宝2年（702）8月丙申条は、「薩摩・多禰、隔レ化逆レ命。於レ是発レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉」として、府兵をもって征討すると人民掌握のための戸口調査を行い、ここで初めて官人常駐による令制支配の体制を導入したことを記述している。

天平10年度（738）の「筑後国正税帳」は、多禰嶋から官馬牛の皮を運んだ28人と得度僧2人が嶋に帰るのに、25日分の食稲を支給したとしている。25日分は途中で補充する必要のない日数分である。しかも30人の総量となれば陸路は無理であり、筑後国から直接船で「筑紫南海中」を目指したであろう。白日椋の出挙の利稲（穀）は、天武10年に「筑紫南海中」に出た大宰府配下の船などにも積み込まれたのではないだろうか。(10)

ところで小郡市周辺には、白日椋に結びつくような地名がみあたらない。しかし本遺跡の北北西約8kmの所に、白日別命（筑紫神）を祭神とする延喜式内社がある。『筑後国風土記』（逸文）が筑

紫君と肥君が祭祀にかかわったことを伝えるが、筑前・筑後・肥前3国の国境線画定の基点ともなった筑紫神社である。しかも『古事記』（上巻）の記述は、白日別が筑前・筑後両国が成立する前の筑紫国であることを明示している。もともと白は「著し」と同系の語でよく目につく色をいい[11]、白日は明るい太陽の照る意とも解されている。大宰府から広大な筑紫平野に出るには太陽の照らす南南東に向かい、約7㎞先の白日別命が鎮座する狭長な平地を抜けなければならない。そこから少しだけ東寄りに筑紫平野を南下すれば、そこが本遺跡の台地である。しかも西側を南流する宝満川は筑後川に合流し、船を浮かべて有明海に出ることのできる交通の要所であった。大宰府は外国使臣を接待する施設として、北の博多湾側に筑紫の名を冠した「筑紫大郡」（天武紀2年11月朔条）・「筑紫館」（持統紀2年2月己亥条）などを設けた。そして南の有明海側の出口にあたる夜津評には、筑紫の別称である「白日」を冠した椋をもつ公的な施設を設けたのではないだろうか。

宝満川が筑後川に合流する久留米市は、南岸の合川町字古宮に第Ⅰ期筑後国府跡（7世紀末～8世紀半ば）がある。大溝や周囲を2重の溝で囲む中心的な建物は、天武朝の地震で影響を受けた筑紫国の施設（7世紀後半）を利用し、国衙として新に築造されたことが明らかにされている。白村江の敗戦直後に、大宰府が有明海側にも防衛機能をもつ施設を設け、その機能を成立期の筑後国衙が継承したと考えられている。そのため7世紀後半の施設は、普通は筑後古宮国府の「前身官衙」などと称されている。また前身官衙の南南西約3.5㎞の所には、天智4年（665）の水城と同時期に築かれた上津土塁がある。これも地震で破壊された後、間もなく再構築されていたことが明らかになった[12]。唐・新羅の侵攻を恐れて築いた筑紫国の前身官衙や土塁が、その後は管内諸国に令制の支配を強行する大宰府にとって、南の海洋民などの抵抗に備える施設として重要になったのである。

造法令殿で浄御原令の編纂をつづけていた天武天皇は、全国の「天社地社神宮」を修理させ（天武紀10年正月癸丑条）、令制の僧綱制度も実質的にスタートさせていた（同11年3月乙丑条）。そしてその一方では、「凡政要者軍事也」（同13年閏4月丙戌条）と詔し、武器を「郡家」（評家）に収めさせ（同14年11月丙午条）、諸国に「陣法」を習わせる（同12年11月丁亥条）和戦両様の体制をとっていたのである。大宰府が筑紫平野に設けた懐柔策の施設が、本遺跡を中心とした周辺遺跡である。そして強権的軍事策の現れが御井評の前身官衙及び上津土塁、あるいは鞠智城などの朝鮮式山城の修築などで確認できるであろう。しかし筑紫国とその後の筑前国は、先に述べたように大宰府兼帯で独立した国府をもたず、府内で国衙行政も執り行われたと思われる。そして初期の評家は、多くの場合評造に任じられた田領の屯倉か、在地豪族の家が用いられたのであろう。

久留米市教育委員会は、御井郡内で4回も場所を変えた筑後国府跡（7世紀末～12世紀後半）を発掘調査し、その間の推移をかなり明らかにしている。しかしその周辺では、まだ確実に郡家といえる遺構を検出していない[13]。御井評家が筑紫国の軍事的な性格の強い施設に包摂されて、その後も国府の域内で郡政を執っていたからではないかと推定している。それが国衙にとっては最も安全な在地支配につながり、評造・郡司の権威づけにもなったと考えるからである。夜津評にも白日椋でみたような大宰府の施設があって、その関連施設の域内で評家の職務が遂行されていたのではないだろうか。

終わりに（上岩田遺跡の性格について）

筑紫国の白日椋は評域外にも公出挙を行ったが、その椋をただちに本遺跡Ｇｃ区の総柱建物２間×３間（２棟）と２間×２間（１棟）に比定するのは、規模が小さくて問題であろう。しかも木簡は本遺跡に近い滞水状態の開析谷から出土したとはいえ、Ｇｃ区からは西北のやや上流域になり、そこへの流れ込みも不自然である。そこで木簡の出土地点から流れに逆らって北に遡ると、井上集落の東北はずれにある「長者堀」にたどり着く。白日椋の関連施設の遺構は木簡の出土地より北側にあって、長者堀あたりから井上廃寺跡を含めた広い台地上に眠っているのではないだろうか。その範囲内で調査された井上南内原遺跡では、本遺跡出土と同じ椎先瓦（円形・方形）など６点が出土し、特に７世紀前半の西面庇の２間×４間もしくは３間×４間の総柱建物の存在が注目される。だが主に７世紀から８世紀の遺物を伴出しながら、他の10棟の掘立柱建物と３列の柵列はまだ時代の特定ができていない(14)。

７世紀代の地方の倉庫群について、律令支配が確立した８世紀代の郡家の正倉群と規模を比較し、豪族居館か初期官衙かを決めるのは難しい仕法である。山里純一氏は、郡稲が史料上に姿をあらわす最も早い時期は大宝令であることを重視し、大宝令によって郡稲が成立したことを指摘されている(9)。また和銅元年（708）以降に、郡家の正倉群に不動倉が新設されたことも注意しておかねばならない。しかし、天武14年（685）11月丙午条には「詔_四方国_曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弩抛之類、不レ応レ存_私家_。咸収_于郡家_」とあり、郡家に兵庫が設けられていたことは間違いない。そうすると本遺跡Ｇ区を、「平塚」基壇の金堂と、総柱建物３棟の倉庫をともなう夜津評の評家とみなすことも十分可能になるのではないだろうか。

しかしあえて付言すれば、大宰府管内で官衙的な遺構をすべて国ー評ー里の枠内でみることは注意しなければならない。天武・持統期には、『日本書紀』に「筑紫館」「筑紫大郡」や「筑紫小郡」（持統３年６月乙巳条）などの施設もみえて、地方の特性に応じた多様な官衙の設置も考えられるからである。もしＧｃ区の総柱建物が、加太里の「白米」（舂米）などを収納する倉だとしたら、２重柵列西側の「平塚」基壇を含む掘立柱建物群の性格は、大宰府の補完的な施設という見方も成り立つのではないだろうか。そして本遺跡周辺からは８世紀後半代の「筑後國」と書いた刻書土器や、「御原」「三原」「殿刀」などと記した墨書土器もかなり出土している。もちろん評造・郡領の居宅もあったであろう。

しかし「筑紫南海中」にある多禰嶋と大宰府の関わりは既に述べたが、令制支配による皇民化策をきらう隼人や肥人の抵抗は、なお大宰府を苦しめ、『類聚国史』（巻159、田地上・口分田）の延暦19年（800）12月辛未条にみえる「収_大隅薩摩両国百姓墾田_、便授_口分_」というところまでつづくのである。その間、持統６年（692）には、大隅・阿多の隼人のもとに沙門の派遣が命じられている。和戦両様の体制づくりをした天武天皇の皇親政治を継承した持統朝は、隼人対策に武力行使だけでなく、僧侶による懐柔策も講じていたのである。しかしなお服属に不安の残る「夷人雑類」について、『賦役令』辺遠国条を注した「古記」は、「毛人・肥人・阿麻弥」の類としている。だが、阿麻弥（奄美大島）の人には、天武11年７月、多禰人・掖玖人（屋久島）と一緒に録を賜ったという記録が『続日本紀』にある。そこである時は使者や僧侶を送り、そしてまだ「化を隔てる」かもしれない人々を迎える大宰府の施設が御原郡にあって、その初期段階のものが僧侶も居住する

上岩田遺跡だった可能性も否定しきれない。しかしいずれにせよ、その後の小郡官衙や井上廃寺、それに下高橋上野・馬屋元遺跡との関連も検討しなければならない。この問題は、かつて『井上廃寺１』でその概要を述べているので割愛したい。

【註】

(1) 〔主催〕小郡ロータリークラブ　〔基調講演〕門脇禎二（京都女子大学学長）
〔コーディネイター〕西谷正（九州大学教授）　〔パネリスト〕山中敏史（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター集落遺跡研究室室長）・渡辺正気（前九州考古学会会長）・門脇禎二

(2) 『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告ー10ー井上薬師堂遺跡』福岡県教育委員会　1987年

(3) 田中「大宰府の支配と地方寺院」（『井上廃寺1』小郡市文化財調査報告書第122集　小郡市教育委員会）1998年

(4) 『ムラとムラ人　上』田主丸町誌第２巻（田主丸町誌編集委員会、福岡）1996年
田中「九州における律令支配と官衙」（『古代文化』第50巻５号）平成10年

(5) 倉住靖彦は持統４年９月丁酉条の「筑紫国」と10月乙丑条の「筑後国」の問題に関して、筑前・筑後の分立を認めない通例を否定する必要はないとして、大宝令施行のころに両国の成立を推定している（倉住靖彦『古代の大宰府』-古代史研究選書、吉川弘文館）、昭和60年
しかし『日本書紀』持統４年７月辛未条に「大宰・国司、皆遷任焉」とあり、この時に筑紫大宰とともに筑後国司などの遷任があったと考えてよいのではないだろうか。

(6) 『ＤＶＤー世界百科事典』（「後座〔民族〕」参照、日立デジタル平凡社）

(7) 『九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告書ー52ー甘木市所在宮原遺跡』福岡県教育委員会　1998年
宮原遺跡と南接する下浦宮原遺跡からは、６世紀後半の新しい時期から8世紀末を前後する時期の竪穴住居418軒、掘立柱建物189棟以上、それに多数の土坑や溝が検出された。特に奈良後半期の帯金具・円面硯・墨書土器・刻印土器・権・香炉・灯明皿などが出土し、墨書土器からは「寺」「主」「西」「屎麻呂」「中家」「能」などの文字が解読された。本遺跡の東約４kmの所にあって井上廃寺や本遺跡との密接な関連が推測される。
ただし、報告書はこの宮原遺跡を筑前国夜須郡馬田郷に推定するがこれは誤りで、御原郡の東部とみなすべきであろう。なお草壁公は弓削郷戸主で『和名抄』御井郡弓削郷に本拠をもち、筑後川左岸の久留米市合川町下弓削および同右岸の北野町上弓削一帯が比定地である。夜津評は筑後川流域に勢力を張る草壁（日下部）氏との関連も予想されるのではないだろうか。

(8) 『小郡市史』第1巻通史編（第２章第２節、小郡市史編纂委員会）　平成８年

(9) 『干潟遺跡Ⅰ』　福岡県文化財調査報告書　第59集　福岡県教育委員会　1980年

(10) 田中「成立期の筑後国と大宰府」（『筑後国府・国分寺跡』久留米市文化財報告書第59集）　1989年

(11) 白川静『字訓』（「しろ（白・素）」参照）

(12) 『久留米市史』第12巻資料編　考古　（第5章、久留米市史編纂委員会）　平成６年

(13) 一部にはヘボノ木遺跡を御井郡家に比定する見解もあるが、これについては筑後国府が設けた８世紀中頃の筑後川渡河地点の施設ではないかと考えている。（田中、前掲註（3））

(14) 『井上南内原遺跡』小郡市文化財調査報告書第112集　小郡市教育委員会　1997年

(15) 山里純一『律令地方制財政史の研究』（第１編第１章）　平成３年

井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討

井上薬師堂遺跡出土木簡の再検討

平川　南（国立歴史民俗博物館教授）
清武雄二（國學院大学大学院生）
三上喜孝（日本学術振興会特別研究員）
田中史生（関東学院大学講師）

【概　要】

井上薬師堂遺跡は福岡県小郡市井上に所在し、小郡市を南北に貫流する宝満川東岸の低位段丘上を開析してできた谷合の低湿地に位置する。昭和60年（一九八五）、九州横断自動車道の建設に伴う発掘調査により、弥生時代から奈良時代にかけての複合集落遺跡であることが判明した。遺跡の北西には七世紀後半～八世紀に存続した井上廃寺が、東には六世紀末～八世紀後半の集落である井上薬師堂東遺跡が、南東には七世紀中頃～後半を中心に寺院・柵列・倉庫群・竪穴住居群などが確認された上岩田遺跡が隣接する。

発見された木簡は六点である。一・三～六号木簡は調査区を南北に走る大溝から、二号木簡は大溝南東部東岸の土器溜まりから出土している。墨書は一～五号について確認される。大溝は井上廃寺の寺域をほぼ一周すると推測される遺構であり、木簡のほか、大量の農具を含む木製品、墨書・刻書土器、瓦、刻骨等を出土している。

大溝は常に滞水状態にあったと思われ、共伴する土器は七世紀後半～八世紀前半に求められる。

これらの木簡は、報告書（『九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告10小郡市所在井上薬師堂遺跡の調査』福岡県教育委員会、一九八七年）で詳しく検討され、その後も『木簡研究』七　一九八六年、『日本古代木簡選』（木簡学会編、岩波書店、一九九〇年）に紹介されているが、一九九九年二月、近年の著しい出土文字資料の研究成果を踏まえて再調査した結果、新たな知見を得ることができた。ここでは、訂正釈文をはじめ、新たに判明した年代観、内容などについて紹介する。なお、掲載した従来の釈文は、一～四号は報告書、五号は『日本古代木簡選』を参照した。

【一号木簡】

1．訂正釈文

・丙家搗米宅津十丙ア里人大津夜津評人

・丙里人家□□□□□□□□□□

四四八×三六×八　〇一一型式

※従来の釈文

・丙家搗米宅津十丙ア里人大津夜津評一

・丙□人家

2．形　状

オモテ面最終字は二画目を横に引く「人」。同様の書体として、七世紀後半の奈良県石神遺跡出土刻書須恵器（図1）、長野県屋代遺跡群一三号木簡（図2）などが挙げられる。ウラ面第二字は「里」、ウラ面第四字以下も墨痕が確認されたが、損傷のため釈読にはいたらなかった。「部」の異体字「ア」や二画目を横に引く「人」の書体は七世紀代の資料に特徴的な書体である。

3．年　代

完形。ウラ面は若干損傷。

「ア」「人」の字形や「評人」「里人」の記載から、七世紀に遡る評制下の木簡であることが確認できる。

4．内　容

本木簡は両面全体を使用して記載されているが、ウラ面の文字が失われているので表裏の関係や文意は判然としない。記載内容には、差し出し・宛所や上申・下達など、伝達文言が存しない。一方、オモテ面の第七字には物品単位を欠いた端数のない数量「十」がみられる。同様の数量記載は茨城県石岡市鹿の子C遺跡一七四号漆紙文書（図3）の出挙帳簿のほか、出挙の記録簡である二号木簡にも「五」「十」「廿」など、出挙額を指す用例に多くみられることから、本木簡は出挙に関する記録簡と想定される。

両面冒頭部の「内家」「内里人家」については、ウラ面が判読不能なこともあり、明確な意味を見いだすことは困難である。しかし、冒頭部に位置する里所在の「ヤケ（家）」記載は、家が出挙の単位であるとともに運用された出挙額を里毎に集計する過程で本木簡が作成された可能性を示唆している。本木簡の三六㎜という幅は記録簡に類例の多い規格性の高い数値であること、すなわち三六㎜は一八㎜を基準単位とした場合、二本の木札をつらねた意味を持つことになることが指摘されており〔註—平川南「屋代遺跡群木簡のひろがり—古代中国・韓国資料との関連」（『信濃』五一—三・一九九九年）〕、集計作業は本木簡と同形の定型化した大量の木簡を使用して行われたと考えられる。



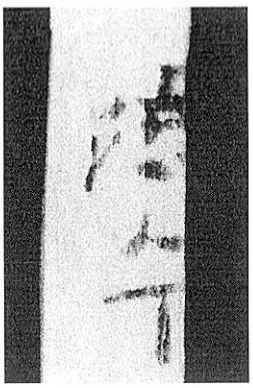
石神遺跡須恵器　秦人ア佐
三野国加

（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』（23）（奈良国立文化財研究所）より転載、同研究所許可済）



一号木簡
「内ア里人」

図1　「人」の書体

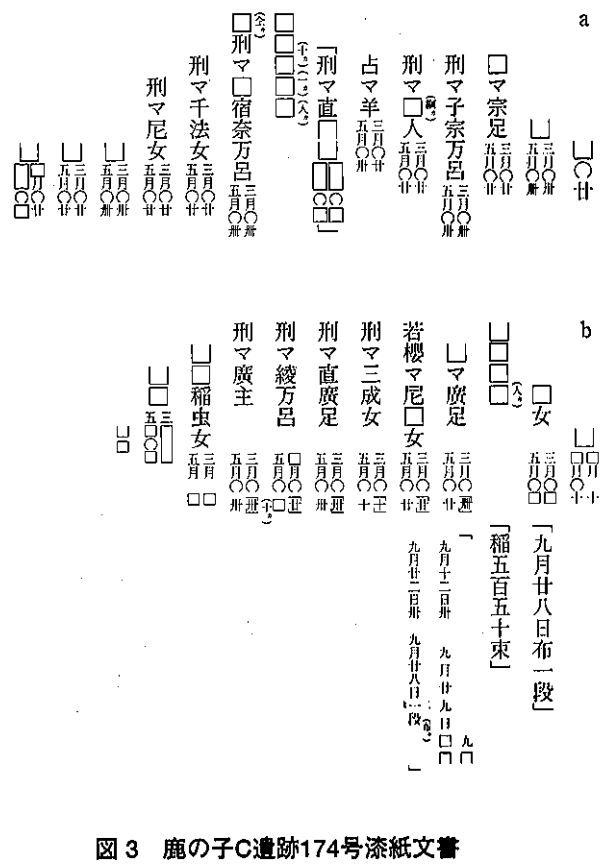


屋代遺跡群木簡
一三号表
酒人ア



一三号裏
酒人ア
□□□万呂　宍人ア

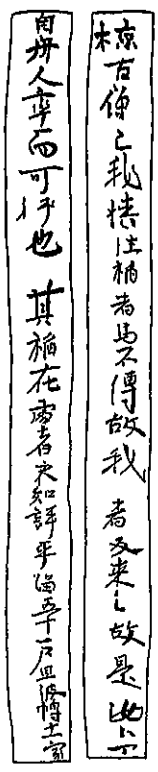
図2　「部」の書体



※a・bは一紙の表裏に記される。同一性質の記載内容で同筆。

図3　鹿の子C遺跡174号漆紙文書

ところで本木簡は「評・里・家」を単位としている点が特徴である。こうした評・里・家という記載のしかたは同じ七世紀後半の木簡では滋賀県西河原森ノ内遺跡の二号が類例として挙げられるであろう（図4）。ただし、本木簡の記載順が「評・里・家・人名」とならず、「家・人名・里・評」とあるのは変則的である。この点を考察する上で、宝亀四年（七七三）六月四日付僧興弁経師貢上文（『大日本古文書』二十二―三九）や胆沢城跡四三号漆紙文書（図5）の記載構成が参考となる。これらには、上段の貢進対象者の本貫が下段の（国郡）郷名十戸主で示されており、本木簡の後半部も出挙対象者の本貫であった可能性が指摘できる。また、荷札木簡には国郡里十戸主十戸口の記載例が数多くみられる。戸主は貢進の責任主体として後の勘検のために貢進者である戸口とともに記載されたのであろう。大津もまた、おそらくは搗米宅津の戸主的な存在であり、後半部は前半部の出挙対象者の本貫を明記するとともに、出挙収納の家単位の責任主体を示した記載と考えられる。



・「椋□□之我□□稲者□□得故我者反来之故是汝下部　」
・「白舟人率而可行也　基稲在処者衣知評平留五十戸旦波博士家」

図4　滋賀県西河原森ノ内遺跡出土の木簡。7世紀後半。

○僧興弁経師貢上文（『大日本古文書』二十二―三九）

貢上　経師一人

刑部稲麻呂年卅八上総國市原郡江田郷戸主刑部荒人戸口

寶龜四年六月八日　僧興弁

オモテ面の記載は「人名十稲束畳」という出挙帳簿の類型的な記載形式である前半部と、里・評に関する記載の後半部に大別される。前半部の「搗米宅津」は出挙対象者であり、「搗米」は「大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍」に散見するほか、戊戌年（文武二年〔六九八〕）の妙心寺鐘銘には「筑前国糟屋評造舂米連広国」が記されるなど、同時期の筑紫には類例の多いウヂ名である。後半部の「丙ア里人」につづく「大津」は、おそらく「搗米宅津」と同姓ゆえに略されたのであろう。

「勘知
寺主玄愷」

〈本紙〉〈左文字〉

×□年廿三

×、駒椅郷八戸主巫部人永□□×（ノ）
、高椅郷廿五戸主刑部人長戸口

（紙継ぎ目）

×、駒椅郷十七戸主巫部本成戸口
、漬城郷五十戸主吉弥侯部黒麿戸口
、駒椅郷卅八戸主巫部諸主戸口
、漬城郷卅八
、駒椅郷廿一戸主丈部犬麿戸口
、衣前郷□×

×□年卅一
×年廿三
×巫部□□麿年卅六（満カ）
×部國益年卅二
×部□麿年廿六
×□阿伎麿年廿八×（通カ）
×清成年五×
×継年□×（勝カ）

〈別紙〉〈正位文字〉

×年廿二

×高椅郷□四戸主刑部真清成戸口（卅）
×駒椅郷廿一戸主丈部犬麿戸口

図5　胆沢城跡　第43号漆紙文書

5．地　名

評名・里名として「夜津評」「丙（ア）里」が認められる。当該地域は律令制下においては筑後国御原郡に属している。ただし、隣接する上岩田遺跡からは「丙乙麻呂」と墨書された八世紀中頃の土師器が出土しており、「丙」は当該地域周辺に存在した地名に基づくものとみられる。「夜津評」については御原郡に接して筑前国夜須郡が所在する点が注目される。「夜須（YASU）」と「夜津（YATU）」の音韻上の違いが問題になるが、『日本書紀』仲哀八年正月己卯条には、「伊覩（ITO）国」を「伊蘇（ISO）国」とし、「今、謂伊覩国者訛也」と記す例があり、S音・T音はしばしば交替することが知られる。「夜津評」＝夜須評と想定される場合、「夜津（須）評」は律令制下の筑後国御原郡を含む範囲で編成されていた可能性がある。

【二号木簡】

1．訂正釈文

黒人赤加倍十　　竹野万皮刀本五
山ア田母之本廿
日方□（ツ）□之倍十
木田支万羽之本十

四四六×四五×七　〇一一型式

※従来の釈文

里人赤加倍十　　竹野□□□本五
山ア田母之本廿
□（阿カ）白日□稲□人
□□之倍十
木田□刀□之本十

冒頭に墨痕が確認され、残画から「寅」の可能性が高い。「寅」の上には若干のスペースがみられることから、冒頭部には本来、干支年が記されていた可能性もあるが、墨痕が確認されなかったため釈読にはいたらなかった。第二字は「年」、第五字は「椋」、第七字は「遣」。割書一段一行目第一字は横画が「里」より一本多く「黒」。同段三行目の冒頭は「日方」で、二字を圧縮した合わせ文字風の書体である。第三・第四字は「ツ」「呂」に類似した字形。同段四行目第三・第四・第五字は「支」「万」「羽」。割書二段目第三・第四字は「万」「皮」、第五字「刀」

は「引」の異体字（図6）

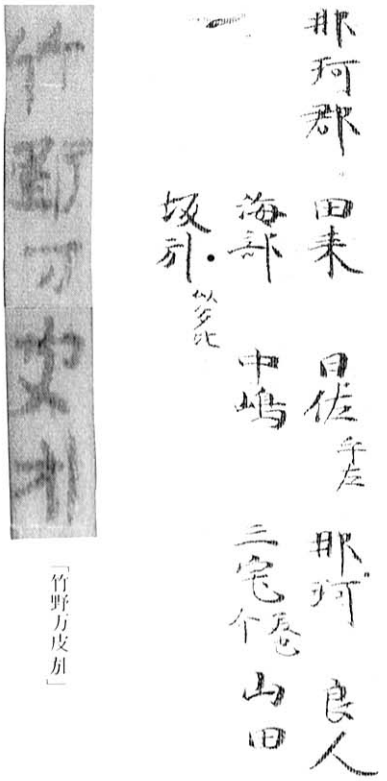


図6　引の異体字『和名類聚抄』（高山寺本）
筑前国那珂郡坂（板）引郷

2．形　状

完形。右端下部にV字状の切り込みがある。

3．年　代

干支年紀や一号木簡同様の「人」「ア」の特徴的な書体から七世紀に遡る木簡とみられる。

4．内　容

本木簡は干支年紀ではじまる一行書き部分と「人名＋稲束量」を割書二段で記した構成をもつ、出挙に関する記録簡である。同様の構成で記載された記録簡として、伊場遺跡二一号木簡（図7）、山垣遺跡五号木簡（図8）、西河原森ノ内遺跡三号木簡（図9）、屋代遺跡群十号木簡（図10）などが挙げられる。これらの木簡は人名を段組に列記する歴名記載の様式であり、七世紀に遡る例として指摘されており〔鐘江宏之「七世紀の地方木簡」（『木簡研究』一二　一九九八年）〕、本木簡もその一例に加えられる。「稲遣人」は出挙未収の人を指すと思われ、類似の表現として屋代遺跡群八七号木簡（図11）の「稲取人」（出挙の貸付け対象者）が挙げられる。割書部分には「稲遣人」の人名が列記されている。未収の出挙数にかかる「本」は出挙本稲、「倍」は「本稲＋利稲」を指すと解される。一号木簡同様、端数のない「五」「十」「廿」といった数量単位で出挙が運用され、利率十割であったことが窺われる。

干支年紀につづく「白日」については「白日椋」として出挙を収納するクラの固有名と考えられる。「白日」については、古事記に筑紫の別名を白日別とし、また大年神の子として白日神を記すが、その由は定かではない。ここでは椋が所在した地名を指すのであろう。神功皇后説話で著名な橿日宮の所在地が『和名類聚抄』（以下『和名抄』と記す）には筑前国糟屋郡香椎郷とみえるなど、日（ヒ）はイと音通であることから、「白日」は〝シライ〟と訓まれた可能性もある。

図7　人名の段組記載の例(1)
伊場遺跡二一号木簡（裏面）　（「静岡県史」資料編二考古二、一九九二年による）

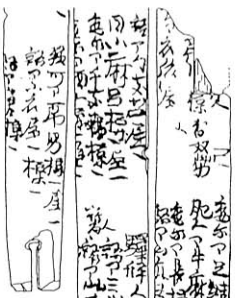


図8　人名の段組記載の例(2)

兵庫県山垣遺跡五号木簡（表面）

（「山垣遺跡出土木簡の再検討」（第一九回木簡学会研究集会報告資料）による）





・「
□□年正月十一日秦人マ新野□□□貸給　秦人マ新野百□□本田五百代　同里秦人マ志比十束
同マ小林廿束□□墓垣百代　対人マ加比十五束
伊干我郡嶋里秦人マ安古十一束　竹田里春マ若万呂十束」
・「秦人マ身十束　別面代□物八十束□新野貸給
間人マ須久奈十束　合百九十六束椋□稲二百四束　并本□四百八十束」

図9　人名の段組記載の例(3)

滋賀県西河原森ノ内遺跡三号木簡（表面）

（『西河原森ノ内遺跡第三次発掘調査報告書』、九八七年による）



図10　人名の段組記載の例(4)

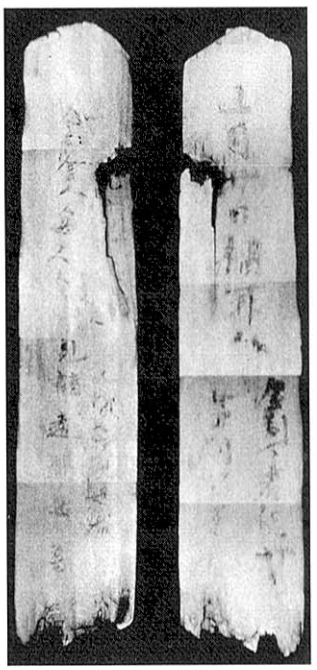
長野県屋代遺跡群一〇号木簡

（『長野県屋代遺跡群出土木簡』、九九六年による）



図11　「稲取人」

屋代遺跡群八七号木簡



・「　　金剌マ若倡廿□
五月廿日　稲取人　　金剌マ兄□
「　　九十廿用
□人　人　人酒人人マ□足□□
金剌舎人　□人
人是人人　　見諸　遠　道　述　為　為

割書に列記された未収稲束量は「百日椋」に収納することが予定された出挙額であることから、「椋」が出挙経営の拠点であるとともに、「椋」単位で未収出挙額を列記していたことがわかる。他の「椋」でも同様の作業が木簡を使用して行われたのであろう。本木簡の縦横の比率は10対1と規格性が高いことから、一号木簡同様、同一の目的のために定型化した木簡を製作し、カード的な利用によって集計作業が合理的に行われていたと想定できる。本木簡の記載様式・形状からは、煩雑な出挙経営を木簡の利用によってシステム的に管理する方式が七世紀段階に実施されていたと考えられ、一号木簡とともに貴重な資料といえよう。

なお、右端下部のV字状の切込みが、本木簡に伴なったものであるか、二次的なものなのかについては不明である。

5．人　名

割書部分の人名のうち、「黒人」「山ア」「日方」「木田」「竹野」はウヂ名を指すと思われる。ただし、一段三～五行目に付される「之」は名の一部ではなく、格助詞の可能性が高い。

①黒人赤加

黒人のウヂ名は未詳。「赤加」については千葉県印旛郡龍角寺五斗蒔瓦窯出土刻書文字瓦（七世紀後半）に〝赤浜〟と考えられる地名を「赤加真×」「阿加皮」などと表記した例があり、「赤加」二文字で「アカ」と訓むことが知られている（図12）。

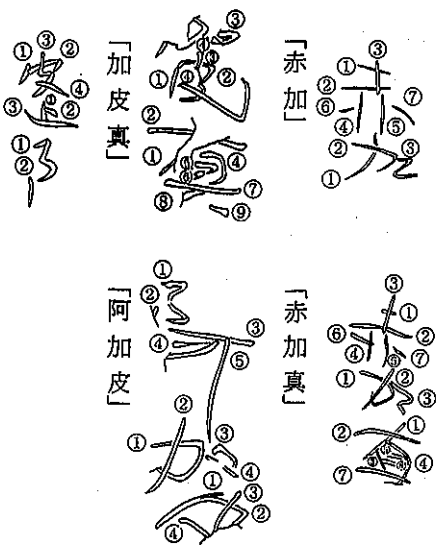


図12　千葉県印旛郡栄町龍角寺五斗蒔瓦窯跡文字瓦、文字の模式図（筆順含む）
（財）印旛郡市文化財センター『龍角寺五斗蒔瓦窯跡』1997年より）

②山ア田母

山ア（部）は筑後国及び筑前国では初見。

③日方□（ツツム）□

日方のウヂ名は未詳。『和名抄』には筑後国御原郡日方郷がみえ、地名に由来するウヂ名であろう。

④木田支万羽

木田は未詳。

⑤竹野万皮カ

竹野のウヂ名は「竹野広成」（『大日本古文書』十―三七三）一例が知られ、「竹野広成」は「高野」にもつくる（『大日本古文書』九―四七）。いずれにしろ、ウヂ名としては筑後国及び筑前国では類例がない。律令制下の郡郷名として『和名抄』に筑後国竹野郡竹野郷がみえる。日方や一号木簡の「丙里」が人名と一致する例などから、「竹野」も竹野郡竹野郷の地名に由来する可能性が高い。

「万羽」および「万皮」は、矢羽に用いる鷲のはね、すなわち真羽（まば）（真鳥羽）に由来するか。

【三号木簡】

1．訂正釈文

×三石　加太里白米二石半
×米一石　并十五石
×白米半　反俵廿一石半

（二四六）×四六×六　〇八一形式

※従来の釈文

三石　加太里白米二石□（米カ）
米一石　□□□
白米半　反俵廿一石米

二段一行目最終字及び二段三行目最終字はともに「半」。二段二行目は四字分の墨痕が確認できる。極めて不明瞭ながら「并十五石」と判読さ

れる。

2. 形　状

上端部欠損。下端部、表裏から刃物を入れてオリ。

3. 年　代

不詳だが、二段一行目の「加太里」を『和名抄』にみえる筑後国三井郡賀駄郷と解すれば、霊亀三年（七一七）の郷里制施行以前となる。

4. 内　容

米の出納に関する記録簡。二段二行目には集計額が記載されており、その額から欠損部分にも白米の数量列記が数段に及んでいたと思われる。また、一段各行は欠損のため「白米＋数量」の上にくる記載が不明であるが、二段一行目からは「里＋白米＋数量」の記載形式が窺われることから、各行毎に里別の白米数量を記載していたと想定される。「半」は一石の半分である五斗。米五斗＝一俵であり、俵を基準とした単位記載で統一されている。

二段三行目の「反俵」は返却分の俵の意であろう。「反」の同様の用例は正倉院文書に散見する。一例をあげれば、天平二十年（七四八）正月二十四日付写疏充紙帳（『大日本古文書』三―三二）には紙の返却表現として「返」「反」を併用している。

5. 地　名

二段一行目の「加太里」については、すでに『和名抄』にみえる筑後国三井郡賀駄郷の古称との想定が報告書でなされている。しかし、当該遺跡は御原郡に立地しており、郡域を越えるにも関わらず、里名のみが記されている点、疑問が残る。賀駄郷は御原郡に隣接する地域であるので、評制下～八世紀初頭においては、賀駄（加太）は御原郡（あるいは「夜津評」）に属す里であった可能性も考えられよう。

【四号木簡】

1. 訂正釈文

・　　見上出挙千百七束
　　未
　　二石六斗七升
・百九十四□□上□義上五束
　　『倉』（「上」のうえに重ね書き）
□石六斗□□
百十束七把　加義上五束
　　『倉』（「上」のうえに重ね書き）
　　（一一一）×四三×四　〇六五型式

※従来の釈文
・見上出挙千百七束
　　二石六斗七升
・百九十四……上□義上五束
□石六斗
百十束七把　加義上五束

オモテ面二行目の一字は「未」。裏面一行目及び三行目の「義上」は「上」に「倉」と薄墨で重ね書きされており、三行目の「義上（倉）」の右上には合点状の墨痕が附されている。裏面二行目の「六斗」以下は墨痕が二字分確認されるが、欠損のため判読は不能。

2. 形　状

曲げ物の側板を転用した材であろう。左側面上方の一部を欠いており、現状は三片に分かれる。上端・下端とも刃物により切断されている。下

端部は右隅に刃物による切り取りがなされ、墨書が連続する可能性もあるなど、二次的な切断面である可能性が高い。

3．年　代

「出挙」「義倉」という用語の記載から、八世紀以降を考えるべきであり、出土した大溝の最終埋没段階である八世紀後半を下限とする。

4．内　容

出挙稲などの数量を集計した記録簡である。単位記載は束―把のものと、石―斗のものに分かれる。オモテ面に合計額、裏面に出挙の運用単位ごとに小計された数量を記載している。オモテ面二行目左下の「未」は一行目「見上」に対応する未納の意であろう。未納分の束数は現存部分には見当たらず、裏面の束数合計もオモテ面の額にたりないので、本来は下部の欠損箇所に記載が連続していたのであろう。「義倉」は八世紀に遡る出土文字資料としては初例となる。「倉」が薄墨で重ね書きされたことの意味は不明だが、類例として進上物の受領サインが朱書きで重ね書きされた長岡京左京一条三坊八・九町出土一九号木簡（図13）や、同じく朱書で「封」と重ね書きされた正倉院文書の「金剛般若経経師等食米并雑物納帳」（続修後集第19巻）（図14）が参考となろう。義倉制については賦役令義倉条に「皆与田租同時収畢」とあり、神祇令神戸条令釈等には義倉穀は出挙しないと記すが、出挙稲の収納と同時に義倉穀が計上されている本木簡からは、出挙経営に依存した義倉制の運用の実態が窺われる。

図13　朱書の重ね書きの例(1)

長岡京跡木簡



進上椋十六村　附使的乙公進上如件以解
五月十八日椋戊千依
「品」「志」

（『長岡京左京出土木簡』一、九九七年による）

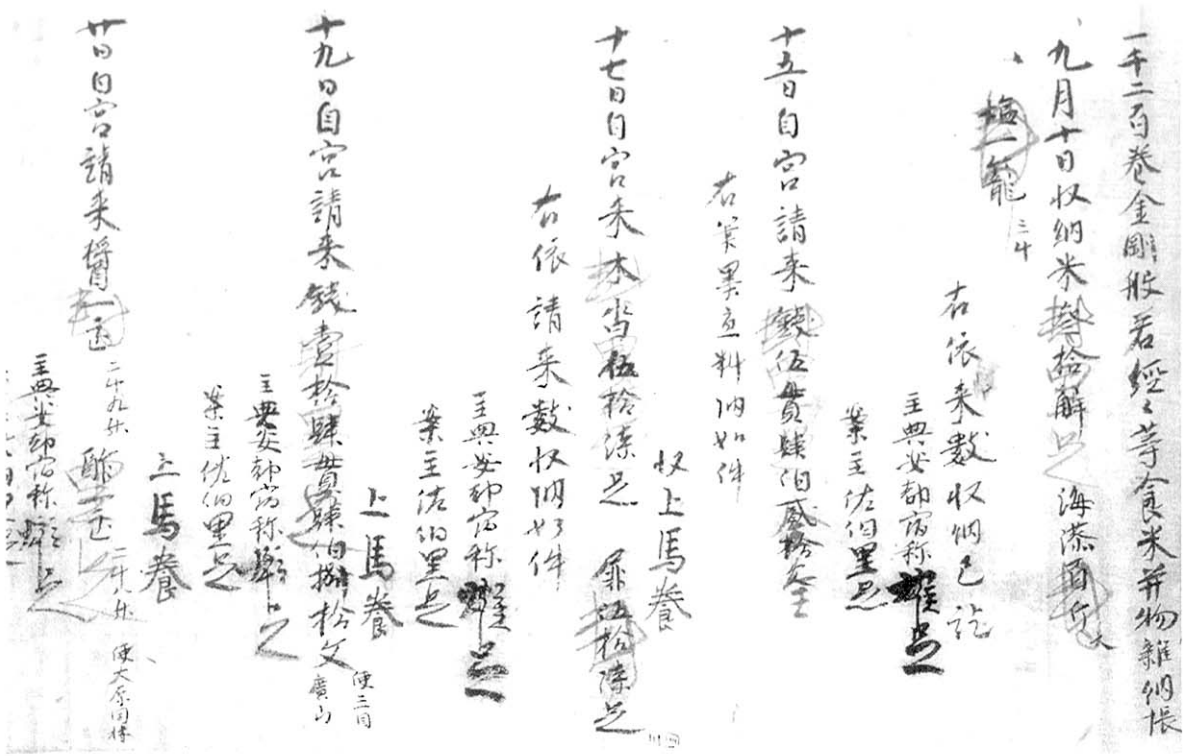


図14　朱書の重ね書きの例 (2)　金剛般若経経師等食米并雑物納帳〔続修後集第19巻〕（正倉院宝物）

【五号木簡】

1. 訂正釈文

・×□[月]服服服大大大大大□□□□[名名名カ]□×

・×夫大大尒□[大カ]夫□□□[汁カ]□

（二六七）×（一九）×（五）　〇八一型式

※従来の釈文

・同服□□□大□

・夫□大大个□夫□□□人

両面とも上端部に墨痕が確認できる。判読可能なオモテ面第一字は第二～四字の服の篇である「つきへん」か。

2. 形　状

現状三片。上端は切断、下端部はオレ。

3. 年　代

不明

4. 内　容

大夫などの習書。

【六号木簡】

1. 釈　文

墨痕なし

2. 形　状

上部の左右からV字状の切り込みが入る。上端部右側が欠損し、裏面も若干損傷しているが、ほぼ完形に近い。オモテ面はていねいに調整されている。

3. 年　代

不明

4. 内　容

形状から荷札木簡と思われるが、墨痕が確認できず、内容不明。

表　井上薬師堂遺跡木簡関係郷名『和名抄』諸本対照表

	筑後国御原郡			筑後国生葉郡			
道円本	長栖	日方	坂井	川口	大石	山北	姫治	物部	椿子	小家	高西
高山寺本	長栖	日方	板井	川口	椿子	小家	大石	山北	姫沼	物部	高西
名博本	長栖	日方	板井	河口	椿子	小家	大石	山北	姫沼	物部	高西

	筑後国竹野郡			筑後国山本郡			
道円本	柴刈	二田	竹野	長栖	舩越	川曾	土師	蒲田	古見	三重	芝澤
高山寺本	柴刈	二田	竹野	長栖	舩越	川曾	土師	蒲田	古見	三重	芝澤
名博本	紫刈	二田	竹野	長栖	舩越	河曾	土師	蒲原	古見	三重	芝澤

	筑後国御井郡							筑後国下妻郡			
道円本	節原	伴太	殖木	弓削	神氏	賀駄	大城	山家	新居	鹿待	村部
高山寺本	節原	伴太	殖木	弓削	神代	賀駄	大城	山家	新居	鹿待	村部
名博本	節原	伴太	殖木	弓削	神代	賀駄	大城	山家	新居	鹿待	村部

	筑後国三潴郡							筑後国上妻郡			
道円本	高家	田家	三猪	鳥養	夜関	青木	荒木	管綜	太田	三宅	葛野	桑原
高山寺本	高家	田家	三潴	鳥養	夜開	青木	荒木	管綜	太田	三宅	葛野	桑原
名博本	高家	田家	三潴	馬養	夜開	青木	荒木	管綜	太田	三宅	葛野	桑原

	筑後国山門郡					筑後国三宅郡				
道円本	大神	山門	草壁	鷹尾	大江	米生	十市	砥上	日奉
高山寺本	大神	山門	草壁	鷹尾	大江	米生	十市	砥上	日奉
名博本	大神	山門	草壁	鷹尾	大江	米生	十市	砥上	日奉

	筑前国夜須郡							筑前国御笠郡			
道円本	中屋	馬田	賀美	雲提	刈嶋	栗田	御笠	長岡	次田	大野
高山寺本	中屋	馬田	賀美	雲提	川島	栗田	御笠	長罡	次田	大野
名博本	中屋	馬田	賀美	雲提	河邊	栗田	御笠	長罡	次田	大野

	筑前国下座郡						
道円本	馬田	青木	鯵饗	三城	城邊	立石	
高山寺本	馬田	青木	鯵饗	三城			美嚢
名博本	馬田	青木	鍬纓	三城			美嚢

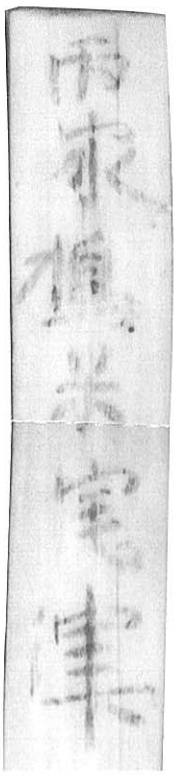
	筑前国上座郡							肥前国基肄郡			
道円本	杷伎	壬生	廣瀬	祚田	長淵	何東	三島	姫社	山田	基肄	川上	長谷
高山寺本	杷伎	壬生	廣瀬	柞田	長渕	河東	三嶋	姫社	山田	基肄		長谷
名博本	杷伎	壬生	廣瀬	柞田	長渕	河東	三嶋	姫社	山田	基肄		長谷

図版1

小郡市井上薬師堂遺跡一号木簡







拡大　オモテ(1)



拡大　オモテ(2)



拡大　オモテ(3)



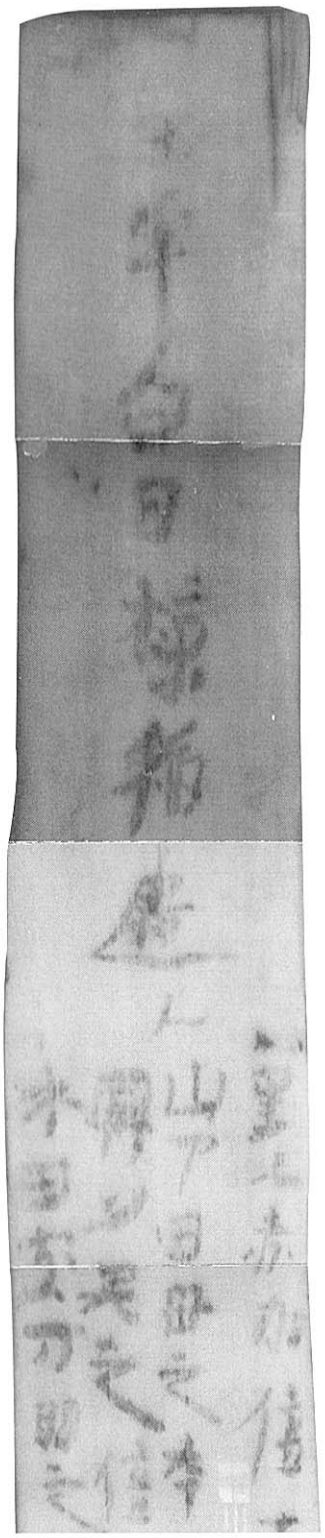
拡大　ウラ(1)

0

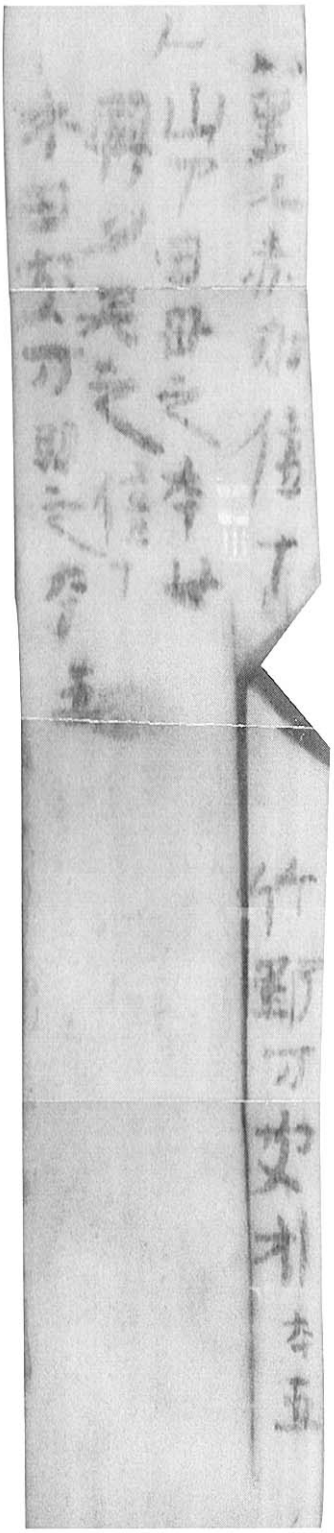
5cm

図版2
二号木簡





拡大　オモテ(1)

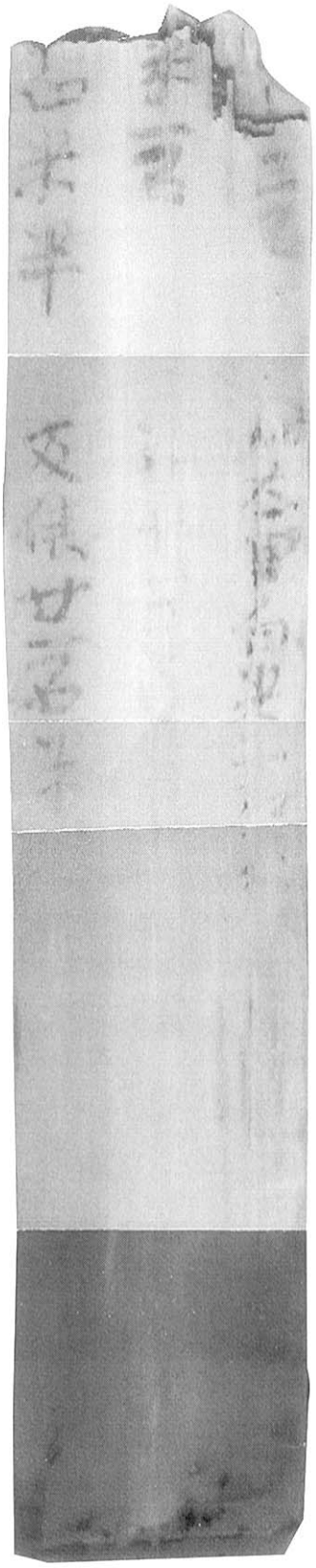


拡大　オモテ(2)

0
5cm

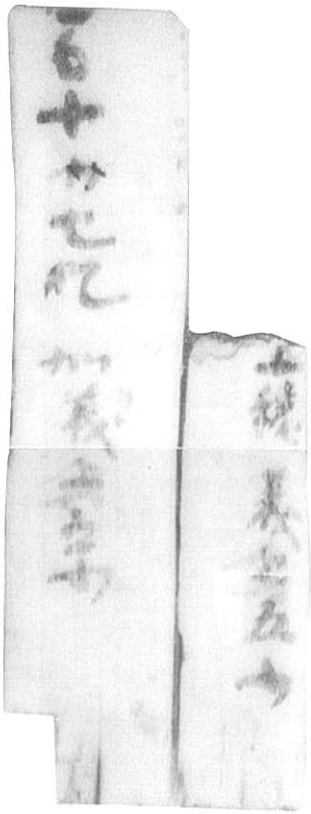
図版3

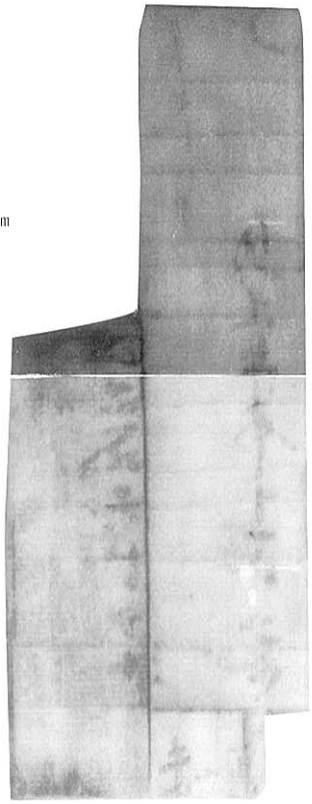
三号木簡



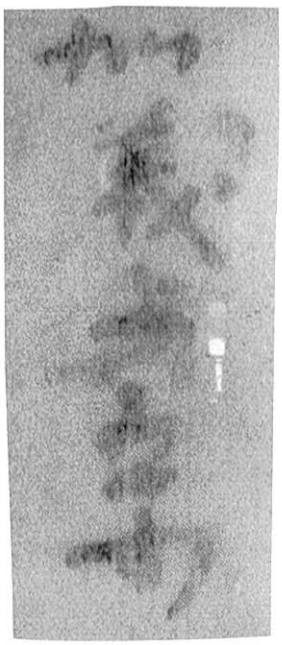


四号木簡



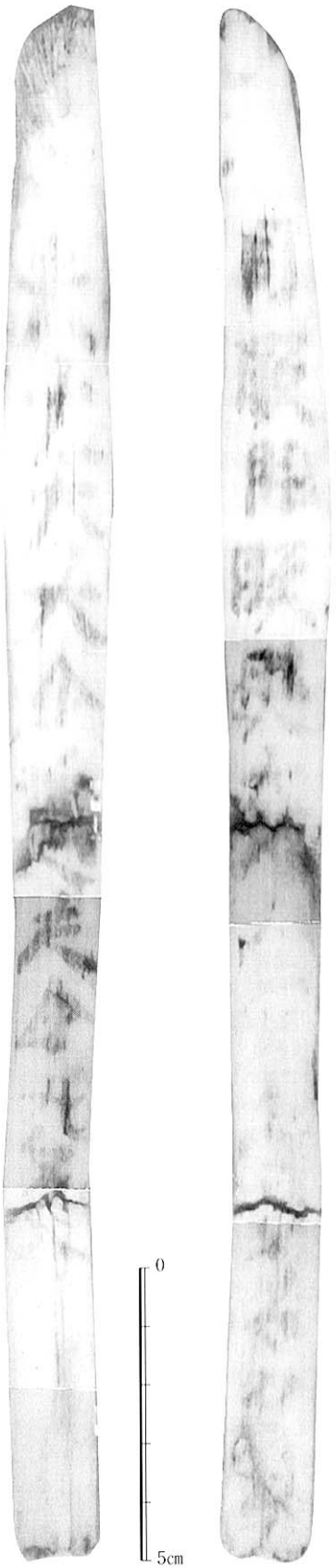




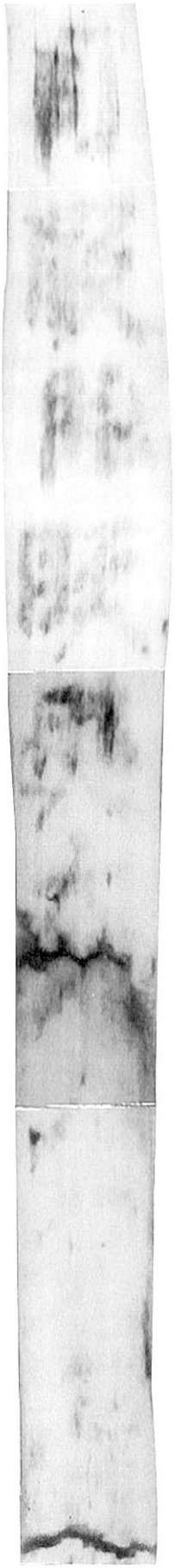


拡大　ウラ（「義倉」部分、『倉』は薄墨による重ね書き）

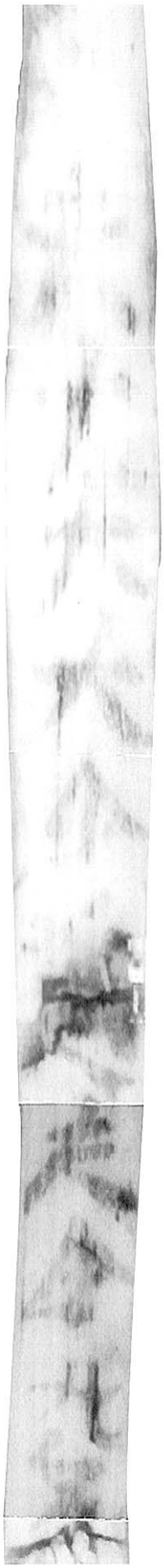
図版4
五号木簡



拡大　オモテ



拡大　ウラ



報告書抄録

ふりがな	かみいわたいせきちょうさがいほう
書名	上岩田遺跡調査概報
副書名	上岩田工業団地造成事業関係埋蔵文化財調査報告書－(1)－
巻次	
シリーズ名	小郡市文化財調査報告書
シリーズ番号	第142集
編集者名	中島 迷也　柏原 孝俊
編集機関	小郡市教育委員会
所在地	〒838－0198 福岡県小郡市小郡255－1　TEL 0942－72－2111（代）
発行年月日	西暦 2000年3月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 ° ′ ″	東経 ° ′ ″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
かみいわたいせき 上岩田遺跡	ふくおかけんおごおりし 福岡県小郡市 かみいわた 上岩田	40216	9505 9601 9701 9801	33° 23′ 52″	130° 35′ 03″	19950918 ～ 19981030	110,000㎡	工業団地造成に伴う緊急調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
上岩田遺跡	集落 寺院 官衙 墓地	縄文 弥生 古墳 奈良 平安	落し穴状遺構 126基 掘立柱建物 194棟 竪穴住居跡 344軒 土坑 359基 溝 180条 基壇 1基 道状遺構 7条 土坑墓 118基 木棺墓 36基 甕棺 1基 古墳 1基 周溝状遺構 36基 火葬墓 5基	土師器・須恵器（墨書・刻書土器60点以上を含む） 古瓦（2,000点以上） 緑釉陶器 銙帯 鉄器 硯（円面硯・獣脚硯） 製塩土器 土馬	基境をもつ7世紀後半期の寺院と官衙群及び豪族居宅。



（平成11年12月現在）

付図１　上岩田遺跡遺構全体略図（1/1,000）



付図2　上岩田遺跡（保存範囲）遺構図 S=1/200

（平成11年12月現在）

小郡市文化財調査報告書 第142集

上岩田遺跡調査概報

平成12年3月31日

発行 小郡市教育委員会
〒838-0198 福岡県小郡市小郡255−1
電話 0942-72-2111(代)

印刷 アオヤギ株式会社
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目9−31
電話 092-761-2431